

令和元年度中央最低賃金審議会  
目安に関する小委員会配付資料

- 1 第1回目安に関する小委員会（令和元年7月4日開催）
- 2 第2回目安に関する小委員会（令和元年7月22日開催）
- 3 第3回目安に関する小委員会（令和元年7月25日開催）

令和元年7月4日（木）  
中央最低賃金審議会終了後  
於 厚生労働省 共用第7会議室（6階）

## 第1回目安に関する小委員会配付資料

### < 資料一覧 >

- 資料 No. 1 主要統計資料
- 資料 No. 2 経済財政運営と改革の基本方針 2019（関係部分抜粋）
- 資料 No. 3 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（関係部分抜粋）
- 資料 No. 4 今後の予定（案）

以上

# 主要統計資料

## 資料標題

### I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
  - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
  - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
  
- 2 有効求人倍率の推移
  - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
  - (2) 年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別） . . . 4
  
- 3 賃金・労働時間の推移
  - (1) 賃金
    - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
    - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
    - ハ 初任給の上昇額・率の推移（年度、学歴別） . . . 7
  - (2) 賃金・労働時間
    - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
    - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
    - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
    - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
  
- 4 春季賃上げ妥結状況
  - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和元年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
  - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
    - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
    - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（平成29年）

5	夏季賞与・一時金妥結状況（令和元年）（連合、経団連）	・・・14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、暦年・四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度、四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移	・・・28
<b>Ⅱ 都道府県統計資料編</b>		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・高卒初任給）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32

4	賃金・労働時間の実情と推移	
(1)	賃金	
	定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・33
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））	・・・34
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）	・・・35
(2)	消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）	・・・36
6	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・37
(2)	雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・38
(3)	就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）	・・・39

### Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	平成30年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 （ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）	・・・40
(2)	目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・41
(3)	効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・42
(4)	加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）	・・・43
(5)	最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）	・・・44
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）	・・・45
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移（暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等）	・・・46
(2)	業種別法違反の状況（平成31年 全国計） （業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別）	・・・47

# I 全国統計資料編

# 1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (※) (月平均)		完全失業率 (※)
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
			(%)											
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 21 年	4,895,010	△ 6.0	-	4,722,288	△ 5.4	88.1	△ 21.9	82.8	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	5.1
22 年	5,003,539	2.2	-	4,920,234	4.2	101.8	15.6	99.0	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1
23 年	4,914,085	△ 1.8	-	4,914,555	△ 0.1	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	<302>	<△32>	<4.6>
24 年	4,949,572	0.7	-	4,988,032	1.5	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,031,756	1.7	-	5,087,806	2.0	99.2	△ 1.3	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,138,760	2.1	-	5,106,871	0.4	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,313,198	3.4	-	5,169,324	1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,359,864	0.9	-	5,200,811	0.6	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,451,037	1.7	-	5,300,843	1.9	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,489,065	0.7	-	5,342,367	0.8	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
平成 30 年 1～3月	5,486,824	△ 0.2	△ 0.8	5,332,054	△ 0.1	103.5	△ 0.9	102.2	△ 1.5	2,041	△ 1.8	166	△ 25	2.5
4～6月	5,505,605	0.3	1.4	5,362,650	0.6	104.3	0.8	103.3	1.1	2,107	△ 3.7	169	△ 31	2.5
7～9月	5,469,996	△ 0.6	△ 2.6	5,327,876	△ 0.6	103.6	△ 0.7	101.9	△ 1.4	2,017	△ 0.7	168	△ 22	2.5
10～12月	5,497,350	0.5	2.0	5,352,133	0.5	105.0	1.4	104.7	2.7	2,070	△ 1.7	163	△ 15	2.4
31 年 1～3月	5,543,401	0.8	3.4	5,381,616	0.6	102.4	△ 2.5	100.5	△ 4.0	1,917	△ 6.1	165	△ 1	2.4
平成 31 年 1月	-	-	-	-	-	102.1	△ 2.5	100.0	△ 4.0	666	4.9	172	8	2.5
2月	-	-	-	-	-	102.8	0.7	101.0	1.0	589	△ 4.5	160	△ 10	2.3
3月	-	-	-	-	-	102.2	△ 0.6	100.6	△ 0.4	662	△ 16.1	174	2	2.5
4月	-	-	-	-	-	102.8	0.6	102.2	1.6	645	△ 0.8	168	△ 4	2.4
令和 元年 5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	695	△ 9.4	162	7	2.4
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期(月)比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

(※) 完全失業者数及び完全失業率の〈括弧内〉の数値は補完的に推計した値(2015年国勢調査基準)である。

# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金（現金給与総額）指数									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(%)	(27年=100)	(%)	(27年=100)	(%)	(%)
平成 21 年	0.79	0.47	96.4	△ 1.5	97.5	△ 5.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 年	0.89	0.52	95.6	△ 0.8	97.4	△ 0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.9	98.9	-	103.7	-	24.10	98.1	-	102.8	-	10.08
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
平成 30 年 1～3月	2.37	1.59	101.6	0.4	100.3	0.5	102.1	0.1	100.2	△ 0.8	25.27	102.6	0.1	100.8	△ 0.7	10.38
4～6月	2.39	1.61	101.3	△ 0.3	101.0	0.7	102.7	0.6	101.5	1.3	24.87	103.1	0.5	101.9	1.1	10.05
7～9月	2.42	1.62	101.8	0.6	101.9	0.9	102.6	△ 0.1	100.8	△ 0.7	25.03	103.2	0.1	101.3	△ 0.6	10.03
10～12月	2.40	1.62	102.2	0.4	102.0	0.1	103.6	1.0	101.6	0.8	25.21	104.4	1.2	102.4	1.1	10.19
平成 31 年 1～3月	2.47	1.63	101.9	△ 0.3	101.2	△ 0.8	101.7	△ 1.8	99.6	△ 2.0	25.86	103.1	△ 1.2	101.0	△ 1.4	10.61
平成 31 年 1月	2.48	1.63	102.1	0.4	100.9	△ 0.6	101.7	△ 2.1	99.5	△ 2.5	25.84	101.8	△ 2.5	99.7	△ 2.8	10.63
2月	2.50	1.63	102.2	0.1	101.2	0.3	101.6	△ 0.1	99.4	△ 0.1	26.02	102.6	0.8	100.4	0.7	10.69
3月	2.42	1.63	102.1	0.0	101.5	0.3	101.9	0.3	99.9	0.5	25.72	104.9	2.2	102.8	2.4	10.52
4月	2.48	1.63	102.2	0.1	101.9	0.4	101.8	△ 0.1	99.6	△ 0.3	25.16	103.3	△ 1.5	101.1	△ 1.7	10.25
令和 元年 5月	2.43	1.62	102.2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 職業安定業務統計、毎月勤労統計調査の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は、季節調整値及び前期（月）比であり、国内企業物価指数の同数値は、原数値及び前期（月）比である。
- 2 毎月勤労統計調査の結果は、再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 賃金指数は、事業所規模30人以上の数値である。

## 2 有効求人倍率の推移

### (1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

区分	年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年				令和元年
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		0.47	0.52	0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62
	Aランク	0.52	0.53	0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.61	1.61	1.62	1.64	1.64
	Bランク	0.46	0.54	0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.63
	Cランク	0.50	0.56	0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.70	1.71	1.71	1.72	1.71
	Dランク	0.42	0.50	0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.47	1.48	1.47	1.48	1.46

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの単純平均である。  
 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。  
 4 各月の数値は季節調整値である。

## (2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年齢計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成21年	0.44	2.68	0.49	0.33	0.34	0.35	0.40	0.43	0.46	0.37	0.35	1.04
22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

### 3 賃金・労働時間の推移

#### (1) 賃金

##### イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

区分	年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	-	△ 0.1	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	0.2	△ 0.1	△ 1.1	0.1
	500人以上	-	△ 0.9	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 2.7	△ 2.1	0.0	△ 1.4
	100～499人	-	△ 0.4	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	△ 0.1	0.1	△ 0.8	0.5
	30～99人	-	△ 0.3	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	1.8	0.0	△ 3.0	0.1
	5～29人	-	△ 0.2	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 2.0	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.1
定期給与額	30人以上	- ( - )	△ 0.7 (△ 0.9)	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.0 (△ 0.1)	0.3 (0.2)	△ 0.1 (△ 0.2)	0.3 (0.3)
	500人以上	- ( - )	△ 1.5 (△ 1.6)	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 1.1 (△ 1.0)	△ 0.7 (△ 0.7)	△ 0.6 (△ 0.6)	△ 0.2 (△ 0.1)
	100～499人	- ( - )	△ 0.7 (△ 0.9)	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	△ 0.3 (△ 0.4)	0.3 (0.3)	0.1 (0.2)	0.6 (0.9)
	30～99人	- ( - )	△ 1.1 (△ 1.3)	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	0.1 (△ 0.1)	0.2 (△ 0.1)	△ 0.9 (△ 1.0)	△ 0.4 (△ 0.5)
	5～29人	- ( - )	△ 0.4 (△ 0.7)	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 1.5 (△ 1.2)	△ 0.6 (△ 0.4)	△ 1.4 (△ 1.1)	△ 0.9 (△ 0.6)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。  
 3 ( ) 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

区分		年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年			
										1月	2月	3月	4月
パート 比率	30人以上		24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.84	26.02	25.72	25.16
	500人以上		15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.89	16.80	16.01	15.73
	100～499人		22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	25.12	25.07	25.12	24.18
	30～99人		28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.26	31.76	31.38	31.08
	5～29人		35.41	36.47	36.92	37.23	37.79	37.91	39.05	40.14	40.08	40.15	39.43

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

## ハ 初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円） 下段：上昇率（単位：%）

区分 年度	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒				大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)				
	一律	差あり					一律	差あり			
		基幹職	補助職					基幹職	補助職		
平成21年度	226 0.1	444 0.3	498 0.3	292 0.2	413 0.2	316 0.2	397 0.2	510 0.2	266 0.1	451 0.2	
22年度	62 0.0	0 0.0	0 0.0	26 0.0	70 0.0	98 0.1	108 0.1	179 0.1	83 0.0	68 0.0	
23年度	178 0.1	52 0.0	51 0.0	150 0.1	161 0.1	266 0.2	239 0.1	86 0.0	98 0.1	303 0.1	
24年度	140 0.1	161 0.1	91 0.1	72 0.0	91 0.1	125 0.1	207 0.1	232 0.1	30 0.0	176 0.1	
25年度	141 0.1	187 0.1	125 0.1	38 0.0	153 0.1	223 0.1	132 0.1	461 0.2	175 0.1	161 0.1	
26年度	702 0.4	569 0.3	544 0.3	736 0.5	842 0.5	655 0.4	806 0.4	601 0.3	464 0.3	787 0.4	
27年度	1239 0.8	904 0.5	706 0.4	1151 0.7	1579 0.9	1342 0.8	1574 0.8	1933 0.9	1318 0.7	1875 0.9	
28年度	824 0.5	582 0.3	616 0.4	748 0.5	995 0.5	767 0.4	880 0.4	1263 0.6	631 0.3	1153 0.5	
29年度	1093 0.7	565 0.3	532 0.3	834 0.5	966 0.5	851 0.5	1109 0.5	1132 0.5	745 0.4	930 0.4	
30年度	1361 0.8	2618 1.6	2385 1.5	1386 0.8	1660 0.9	1493 0.8	1637 0.8	2171 1.0	1511 0.8	1707 0.8	
31年度	1495 0.9	975 0.6	875 0.5	2049 1.2	1575 0.8	1413 0.8	1479 0.7	1254 0.6	972 0.5	1548 0.7	

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。  
 2 調査対象は、東証第1部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業を加えたものである。  
 3 平成31年度は速報値。

## (2) 賃金・労働時間

### イ 賃金・労働時間指数の推移①

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり 所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成24年	100.3	—	102.0	—	98.3	—	267,313	138.5	1,930
25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.6	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
29年1～3月	100.6	0.5	97.7	△ 0.9	103.0	1.5	267,133	132.7	2,014
4～6月	101.6	0.8	101.6	0.4	100.0	1.0	269,673	138.0	1,954
7～9月	101.4	0.7	99.7	△ 0.5	101.7	2.3	269,170	135.4	1,987
10～12月	101.3	0.5	100.7	0.6	100.6	0.6	268,957	136.7	1,967
30年1～3月	101.0	0.4	96.2	△ 1.5	105.0	2.0	268,138	130.7	2,052
4～6月	102.2	0.6	101.1	△ 0.5	101.1	1.1	271,342	137.3	1,976
7～9月	102.1	0.7	99.0	△ 0.7	103.1	1.4	271,178	134.5	2,016
10～12月	102.4	1.1	100.9	0.2	101.5	0.9	272,099	137.0	1,987
31年1～3月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,100	128.5	2,087

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。  
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

## イ 賃金・労働時間指数の推移②

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり 所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成24年	100.9	—	102.8	—	98.2	—	208,918	134.0	1,559
25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	0.8	207,560	132.0	1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	0.3	206,718	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	0.8	207,184	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	99.0	△ 1.0	101.2	1.2	207,475	128.9	1,610
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.7	102.6	1.4	208,944	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	0.8	207,921	126.4	1,645
29年 1～3月	99.7	0.5	95.7	△ 1.8	104.2	2.4	206,591	124.7	1,656
4～6月	101.4	0.7	100.0	△ 0.3	101.4	1.0	210,121	130.3	1,613
7～9月	101.1	0.7	98.5	△ 0.6	102.6	1.3	209,461	128.3	1,633
10～12月	101.2	0.8	99.2	0.1	102.0	0.7	209,548	129.2	1,621
30年 1～3月	99.7	0.0	94.5	△ 1.3	105.5	1.3	206,451	123.1	1,677
4～6月	101.1	△ 0.3	98.9	△ 1.1	102.2	0.8	209,392	128.8	1,625
7～9月	100.3	△ 0.8	96.7	△ 1.8	103.7	1.1	207,839	125.9	1,650
10～12月	100.4	△ 0.8	98.0	△ 1.2	102.4	0.4	207,997	127.6	1,630
31年 1～3月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	1.6	204,582	120.2	1,702

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。  
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成21年	294.5	165	1,785	△1.6	260.1	171	1,521	△0.9	257.8	175	1,473	△0.5
22年	296.2	165	1,795	0.6	259.2	171	1,516	△0.3	255.5	174	1,468	△0.3
23年	296.8	166	1,788	△0.4	257.4	172	1,497	△1.3	253.9	174	1,459	△0.6
24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

## ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成24年	138.5	—	134.0	—	12.2	—	15.8	—	7.7	—	10.8	—
25年	136.9	△ 1.3	132.0	△ 1.5	12.4	2.7	16.4	4.2	8.0	4.6	10.6	△ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.3	1.4
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.9	10.6	△ 6.5
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.7	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.8	11.2	5.9
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.6
31年1月	124.5	△ 1.8	113.8	△ 3.6	12.1	0.9	16.2	△ 4.2	7.5	△ 7.4	9.3	△ 9.8
2月	129.6	△ 0.7	123.5	△ 0.8	12.5	0.8	17.7	△ 4.8	8.1	△ 4.7	11.3	△ 9.6
3月	131.3	△ 2.4	123.3	△ 2.7	12.8	△ 0.8	17.6	△ 7.4	8.4	△ 5.7	11.3	△ 9.6
4月	135.6	△ 1.6	127.7	△ 1.9	13.1	0.8	17.6	△ 4.9	8.4	△ 6.6	11.0	△ 9.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。  
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

## 4 春季賃上げ妥結状況

### (1) 春季賃上げ妥結状況（令和元年）

連合 第6回 回答集計結果(令和元年6月7日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式（1組合当たり単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	313組合 1,460,130人 6,499円(6,724円) 2.14%(2.22%)	33組合 99,729人 2,033円(3,007円) 0.62%(0.92%)	26組合 107,504人 1,041円(1,245円) 0.38%(0.44%)
300～999人	548組合 293,863人 5,696円(5,813円) 2.11%(2.13%)	40組合 21,972人 2,068円(1,802円) 0.73%(0.64%)	34組合 17,447人 1,160円(1,692円) 0.47%(0.71%)
100～299人	772組合 141,063人 5,526円(5,674円) 2.19%(2.26%)	44組合 7,754人 1,770円(1,672円) 0.66%(0.62%)	39組合 6,695人 2,001円(2,085円) 0.83%(0.89%)
～99人	657組合 33,312人 5,273円(5,231円) 2.20%(2.22%)	56組合 2,686人 1,654円(1,748円) 0.66%(0.70%)	67組合 3,004人 1,789円(1,341円) 0.78%(0.59%)
規模計	2,290組合 1,928,368人 6,280円(6,426円) 2.14%(2.21%)	173組合 132,141人 1,851円(1,965円) 0.67%(0.71%)	166組合 134,650人 1,593円(1,588円) 0.66%(0.66%)

- (注) 1 ( )内の数値は、平成30年6月11日付 第6回回答集計結果。  
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。  
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合(非正規労働者) 第6回 回答集計結果(令和元年6月7日)

		単純平均		加重平均	
時給	319組合 674,737人	賃上げ額	24.32円(21.77円)	25.88円	(24.77円)
		平均時給	1004.31円(971.15円)	994.56円	(969.17円)
月給	124組合 34,184人	賃上げ額	3,798円(3,998円)	4,049円	(4,150円)
		賃上げ率	1.85%(1.96%)	1.97%	(2.03%)

- (注) 1 ( )内の数値は、平成30年6月11日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(平成31年4月23日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手252社	60社 8,310円(8,621円) 2.46%(2.54%)

- (注) 1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。  
 2 132社(52.6%)から回答が出ているが、このうち72社は平均金額不明等のため、集計より除外。  
 3 ( )内の数値は、平成30年4月25日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和元年6月18日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 752社	203社 4,764円(4,865円) 1.87%(1.91%)

- (注) 1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。  
 2 207社(27.5%)から回答が出ているが、このうち4社は平均金額不明等のため、集計より除外。  
 3 了承、妥結を含む。  
 4 ( )の数値は、平成30年6月15日付第1回集計結果。

## (2) 賃上げ額・率の推移

### イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 21 年	3,083	1,790	1.1	0.7
22 年	3,672	2,862	1.3	1.1
23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

### ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (平成30年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(93.5)	(0.4)	(6.2)
企業業績	50.7	10.8	51.7
世間相場	5.0	-	-
雇用の維持	6.9	-	0.2
労働力の確保・定着	9.0	4.2	3.9
物価の動向	0.1	-	-
労使関係の安定	2.0	-	-
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	5.3	-	-
前年度の改定の実績	2.4	-	1.0
その他	1.4	3.9	1.0
重視した要素はない	15.6	81.1	25.3
不明	1.5	-	16.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」

(注) ( )内は全企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

## 5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和元年6月7日)

一時金		2019回答			2018回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.45ヶ月			2.46ヶ月	
		1,986組合	1,588,887人	△0.01ヶ月	2,018組合	1,574,352人
	回答額	700,916円			740,100円	
		1,268組合	740,650人	△39,184円	1,455組合	1,062,268人
年間	回答月数	4.86ヶ月			4.94ヶ月	
		2,234組合	1,912,362人	△0.08ヶ月	2,305組合	2,028,794人
	回答額	1,552,701円			1,581,344円	
		1,207組合	1,068,009人	△28,643円	1,328組合	1,358,000人

注 (1) △はマイナスを表す。以下同じ。

(2) 2018年回答の数値は2018年6月11日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和元年6月11日)

	2019年夏季			2018年夏季		
	社数	妥結額	増減率(%)	社数	妥結額	増減率(%)
総平均	83	971,777	△ 2.52	96	967,386	6.71
製造業平均	75	942,306	△ 2.29	91	955,680	6.44
非製造業平均	8	1,340,275	△ 3.31	5	1,166,540	10.63

注(1) 調査対象は主要21業種・大手251社。東証一部上場、従業員500人以上が原則。

(2) 17業種116社(46.2%)で妥結が出ているが、このうち33社は平均額不明などのため集計より除外。

(3) 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

(4) 2018年夏季の数値は、2018年6月14日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手252社。

17業種135社(53.8%)で妥結が出ているが、このうち39社は平均額不明などのため集計より除外。

(5) 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

## 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

区分	年	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年				令和元年
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		△ 1.5	△ 0.8	△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.2	0.2	0.6	1.0	0.9
	Aランク	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.4	0.5	0.9	1.1	0.9
	Bランク	△ 1.3	△ 0.8	△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.2	0.1	0.6	1.0	0.9
	Cランク	△ 1.6	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.2	0.1	0.6	1.0	0.9
	Dランク	△ 1.3	△ 0.8	△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.4	0.2	0.6	0.9	0.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。  
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

## 7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移(年度)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地域別 最低賃金 (円)	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874
未満率 (%)	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9
影響率 (%)	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.0	11.8	13.8

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

## 8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）

未満率及び影響率

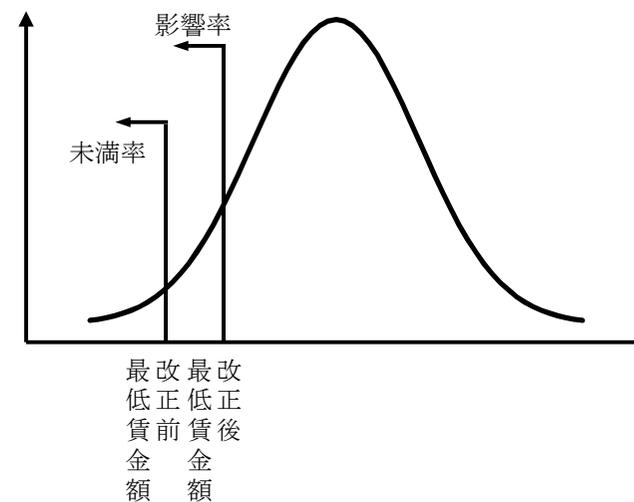
（単位：％）

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
未満率	1.5	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6
影響率	2.6	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- （注）1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

## 9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成21年	713	294.5	165	1,785	39.9	260.1	171	1,521	46.9
22年	730	296.2	165	1,795	40.7	259.2	171	1,516	48.2
23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

## 9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤
(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	
平成21年	713	1,002	71.2	973	73.3	992	71.9	954	74.7
22年	730	1,004	72.7	979	74.6	1,004	72.7	970	75.3
23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6
24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

## 9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
		産業計・事業所規模30人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成24年	749	267,313	19.1	138.5	13,995	1,930	38.8
25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。  
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。  
 3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

## 10 企業の業況判断及び収益

### (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

#### イ 業況判断 (D I)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		平成28年				平成29年				平成30年				平成31年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	2
	非製造業	11	8	7	9	11	13	14	14	15	15	14	15	15	9
大企業	製造業	6	6	6	10	12	17	22	25	24	21	19	19	12	8
	非製造業	22	19	18	18	20	23	23	23	23	24	22	24	21	20
中堅企業	製造業	5	1	3	6	11	12	17	19	19	20	15	17	7	3
	非製造業	17	14	15	16	17	18	19	20	21	20	18	17	18	12
中小企業	製造業	-4	-5	-3	1	5	7	10	15	15	14	14	14	6	-2
	非製造業	4	0	1	2	4	7	8	9	10	8	10	11	12	5

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年3月調査において「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている(前回の見直しは平成27年3月調査)。調査対象企業数は、平成30年3月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

#### 2 業況判断 (D I)

- 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。  
そして、次式によりディフュージョン・インデックス(DiffusionIndex)を算出する。

$$D. I. = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

## □ 経常利益増減

(前年度比・%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)
規模計	製造業	1.6	16.2	-1.5	-0.7
	非製造業	6.4	9.1	-1.5	-0.7
大企業	製造業	-0.5	20.8	-1.9	-1.3
	非製造業	5.7	14.3	-0.9	-1.3
中堅企業	製造業	0.5	1.6	2.9	2.1
	非製造業	9.2	4.7	-0.1	-1.5
中小企業	製造業	16.4	4.0	-2.8	0.3
	非製造業	5.8	-0.5	-4.4	1.6

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、これを単純集計し、「平成26年経済センサス-基礎調査」(総務省・経済産業省)に収録の民間企業を母集団として推計値に換算したものを、前期値と比較して率を算出する。

## ハ 売上高経常利益率

(%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)
規模計	製造業	6.48	7.32	7.04	6.95
	非製造業	4.62	5.08	4.88	4.80
大企業	製造業	7.33	8.52	8.17	8.02
	非製造業	5.87	6.67	6.43	6.28
中堅企業	製造業	5.12	5.23	5.20	5.24
	非製造業	3.55	3.85	3.74	3.60
中小企業	製造業	4.60	4.71	4.49	4.50
	非製造業	3.66	3.55	3.35	3.41

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

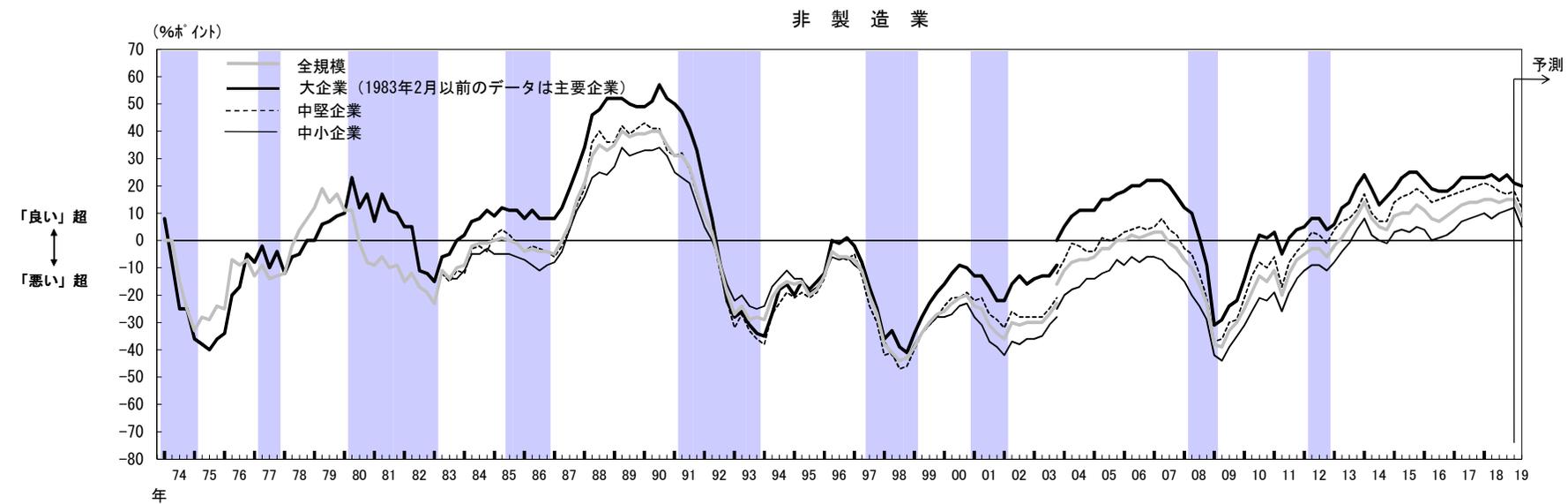
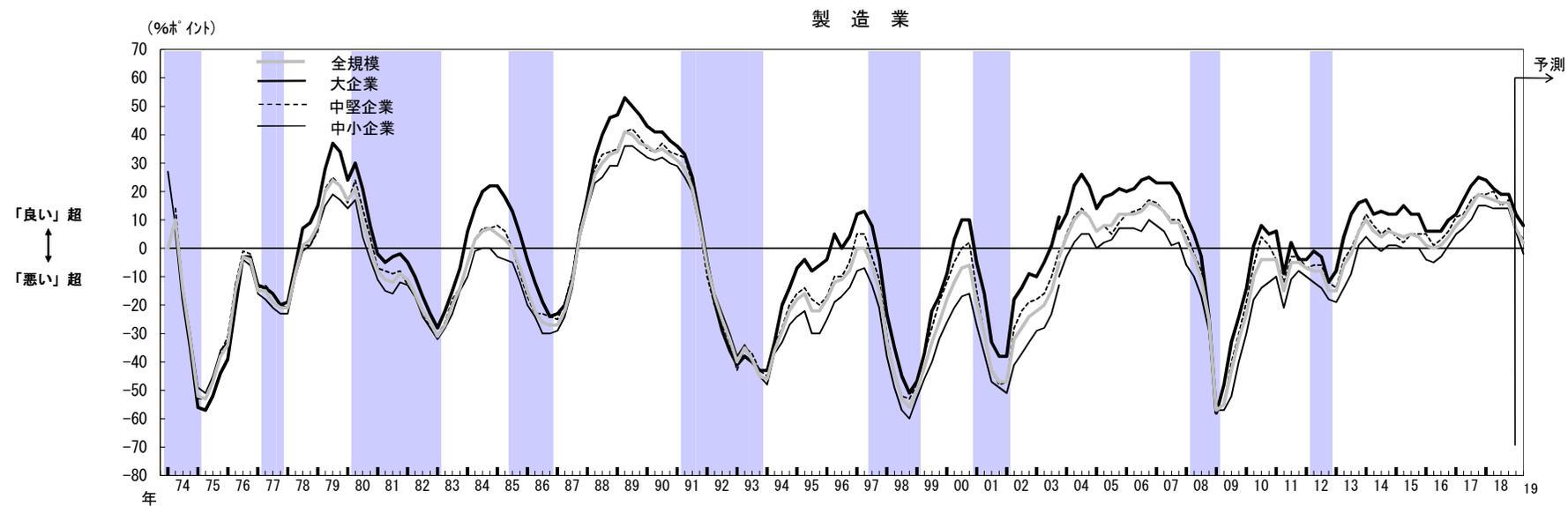
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ、以下同じ）。

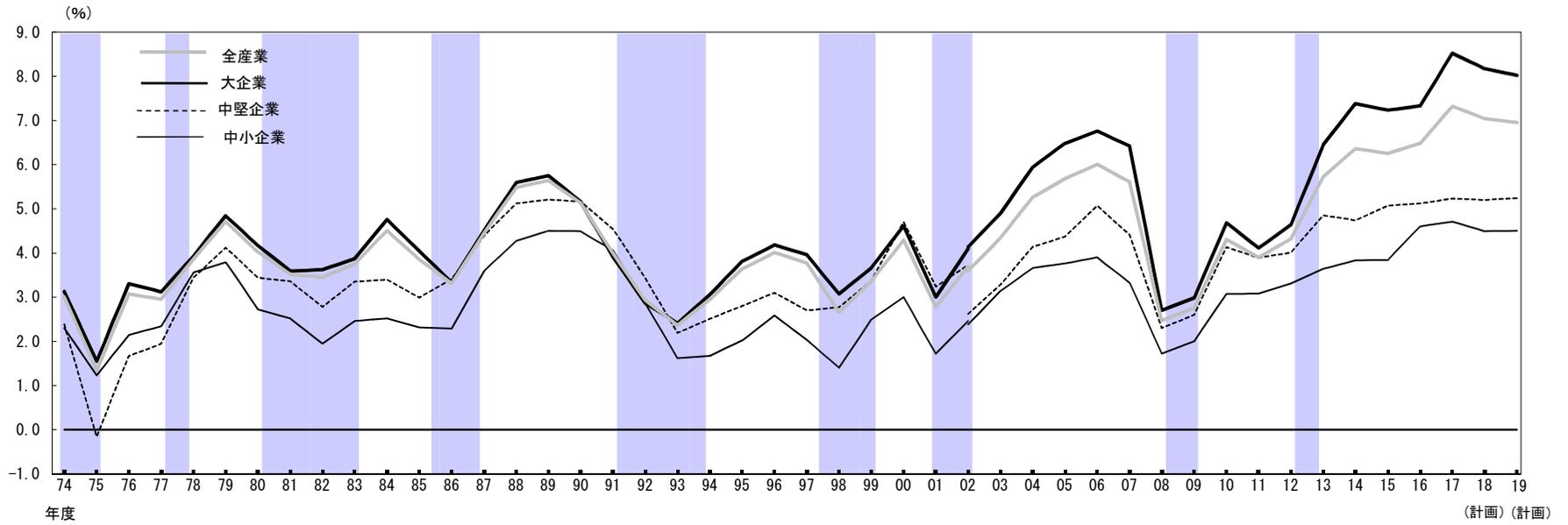
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

▽業況判断の推移

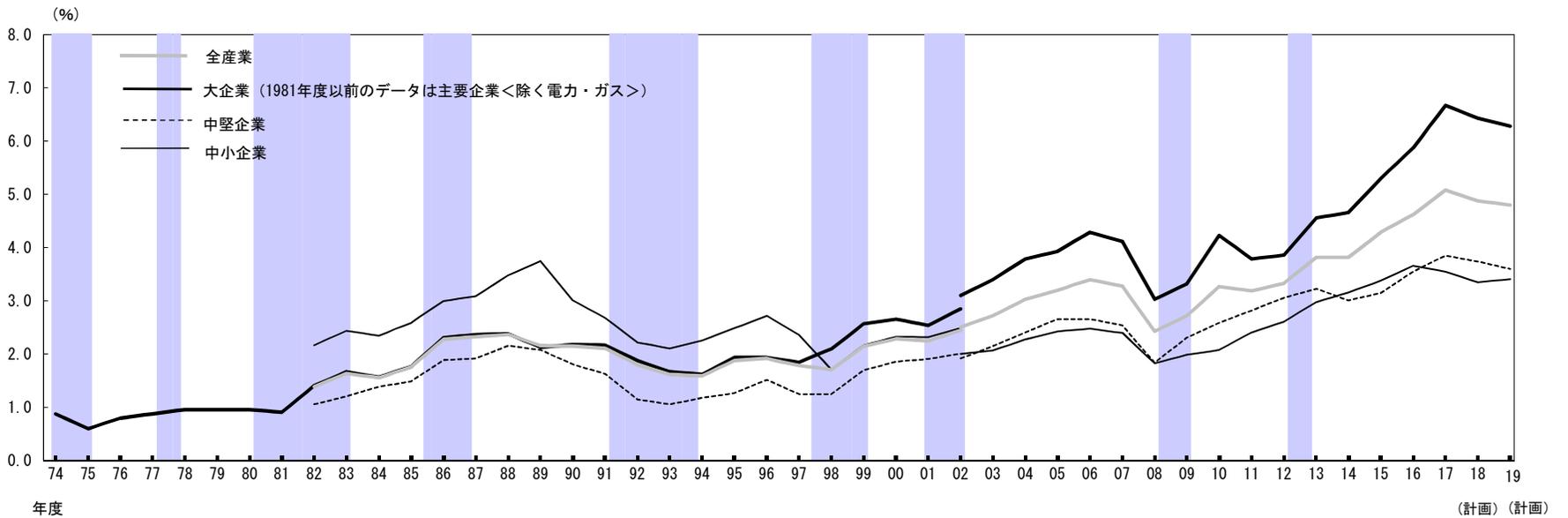


▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



## (2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年				平成31年
					1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	201,652	264,011	182,847	194,763	222,440
	前年同期比	5.6	9.9	11.4	0.2	17.9	2.2	▲ 7.0	10.3
	資本金規模10億円以上	402,359	424,325	462,998	100,027	178,241	104,510	111,739	112,699
	前年同期比	7.5	5.5	9.1	1.7	25.0	1.0	▲ 7.5	12.7
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	34,145	29,291	31,814	32,729	36,484
	前年同期比	4.0	11.9	16.3	0.6	12.7	5.0	2.4	6.9
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	67,480	56,479	46,523	50,296	73,257
前年同期比	3.7	17.3	13.3	▲ 2.2	2.1	3.0	▲ 11.1	8.6	
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.6	7.7	5.1	5.2	6.0
	資本金規模10億円以上	7.4	7.9	8.1	6.6	12.4	7.1	7.4	7.4
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.2	4.3	4.4	4.8
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	4.9	4.3	3.4	3.5	5.1

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 金融業、保険業を除く全産業。

### (3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	平成28年				平成29年				平成30年				平成31年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-23.2	-22.2	-22.4	-24.2	-23.2	-15.9	-16.9	-17.4	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1
製造業	-19.9	-20.4	-21.4	-20.8	-18.3	-11.7	-12.1	-7.4	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2
建設業	-14.2	-14.6	-13.6	-12.7	-12.3	-8.2	-8.2	-5.4	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3
卸売業	-19.2	-21.4	-20.3	-23.2	-19.7	-15.6	-15.9	-14.8	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1
小売業	-37.0	-33.6	-34.3	-36.5	-37.4	-28.7	-30.3	-33.7	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2
サービス業	-19.4	-17.9	-18.3	-22.1	-21.3	-12.5	-13.7	-18.1	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業・建設業資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業資本金1億円以下又は従業員100人以下

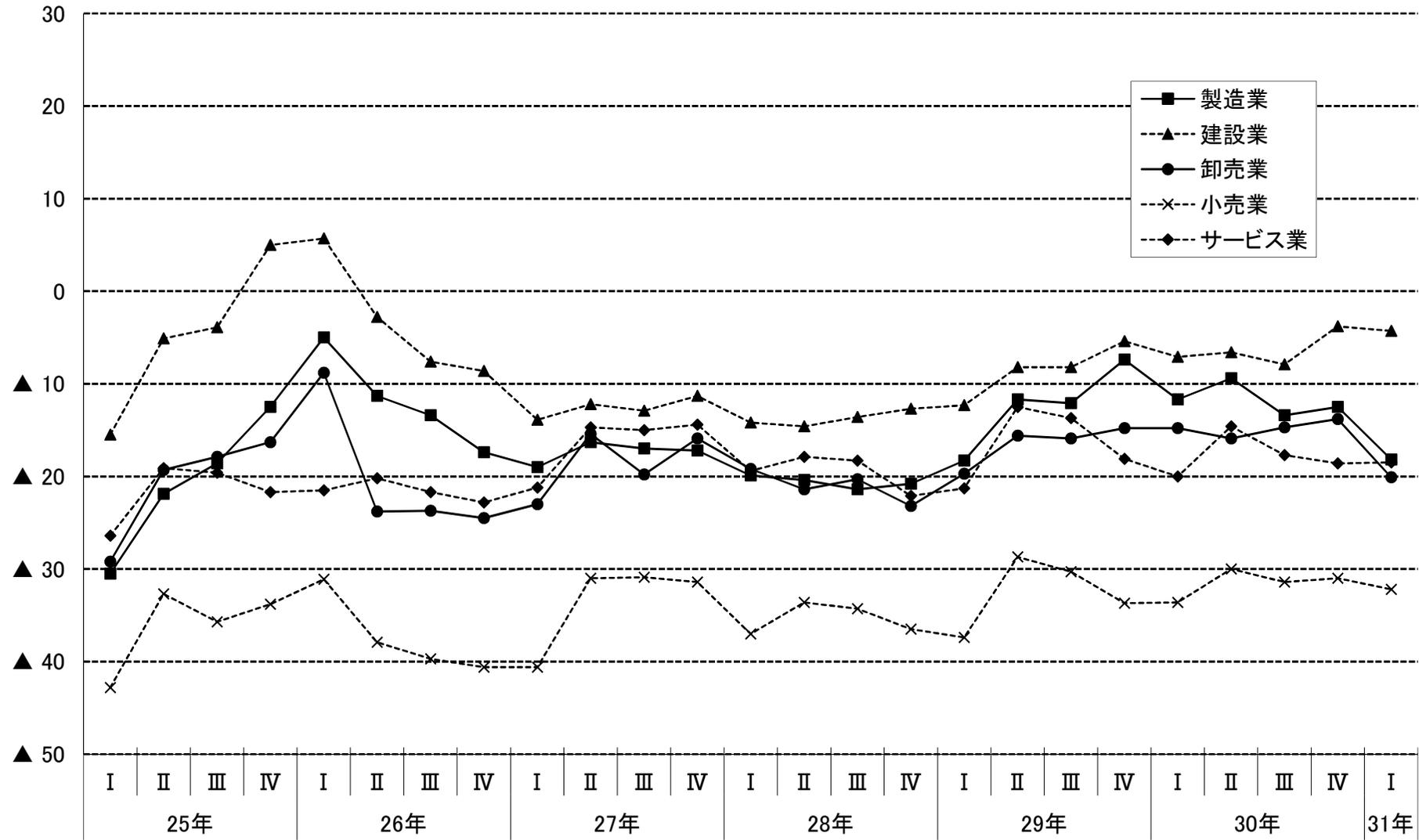
小売業資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

# 業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(期)

(年)

## 11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

### 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成20年度	639	▲ 7.9	957	▲ 26.2	546	3.2	485	3.6	906	▲ 9.1	517	▲ 6.7	459	3.8
21年度	641	0.3	910	▲ 4.9	525	▲ 3.8	391	▲ 19.4	892	▲ 1.5	548	6.0	446	▲ 2.8
22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

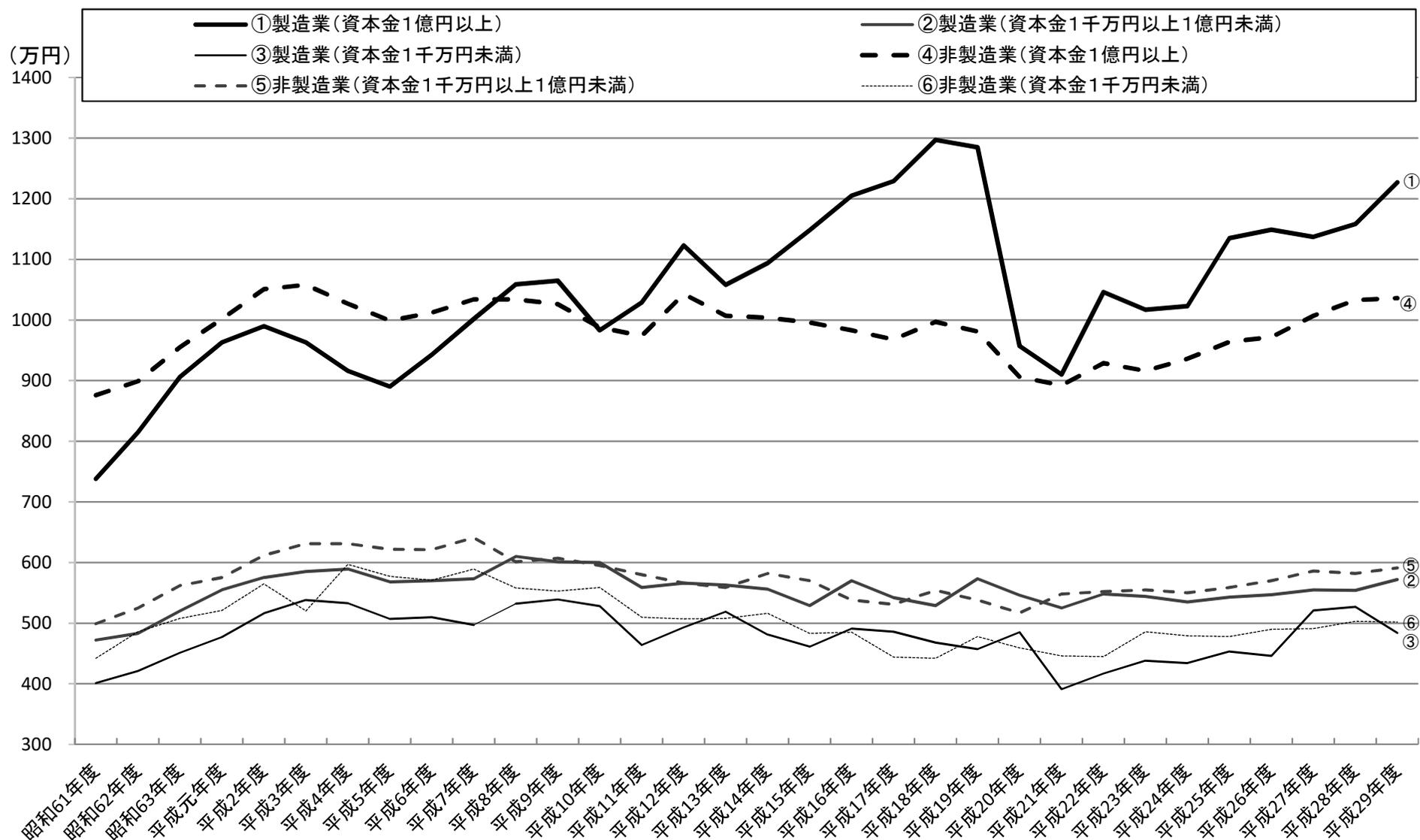
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与  
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

# 従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものと)の合計である

## Ⅱ 都道府県統計資料編

# 1 各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成27年度）			標準生計費（月額、平成30年4月）			高卒初任給（産業計、企業規模10人以上、平成30年）					
		（千円）	指数	順位	4人世帯 （円）	指数	順位	男性 （千円）	女性		女性 （千円）	指数	順位
			（東京=100）	（位）		（東京=100）	（位）		指数	順位			
A ランク	東 京 神 奈 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉	5,378	100.0	1	296,040	100.0	3	175.3	100.0	1	174.4	100.0	1
		2,986	55.5	14	240,010	81.1	13	175.0	99.8	2	172.4	98.9	3
		3,127	58.1	9	211,610	71.5	24	170.3	97.1	6	167.4	96.0	8
		3,677	68.4	2	218,960	74.0	20	169.7	96.8	10	165.7	95.0	10
		2,977	55.4	15	234,680	79.3	15	170.0	97.0	7	168.5	96.6	7
		2,920	54.3	22	247,930	83.7	9	174.4	99.5	4	164.7	94.4	13
B ランク	京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨	2,942	54.7	17	207,730	70.2	27	169.7	96.8	10	170.9	98.0	5
		2,752	51.2	28	300,230	101.4	2	167.2	95.4	20	169.6	97.2	6
		3,316	61.7	6	218,256	73.7	21	170.5	97.3	5	172.2	98.7	4
		3,058	56.8	12	223,640	75.5	17	170.0	97.0	7	163.4	93.7	16
		3,079	57.2	10	200,962	67.9	35	168.6	96.2	14	164.2	94.2	14
		3,481	64.7	4	203,636	68.8	32	164.3	93.7	27	160.3	91.9	23
		3,074	57.2	11	222,261	75.1	19	164.6	93.9	25	173.3	99.4	2
		2,927	54.4	19	196,870	66.5	39	164.4	93.8	26	162.2	93.0	17
		3,373	62.7	5	268,108	90.6	5	165.6	94.5	24	160.9	92.3	20
		3,556	66.1	3	189,030	63.9	42	165.7	94.5	22	162.0	92.9	18
C ランク	群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 口 岐 阜 福 井 和 歌 北 海 新 潟 徳 島	2,785	51.8	23	204,300	69.0	30	168.0	95.8	16	163.8	93.9	15
		3,145	58.5	8	198,300	67.0	38	167.7	95.7	17	162.0	92.9	18
		2,744	51.0	29	205,860	69.5	28	167.5	95.6	18	160.9	92.3	20
		2,949	54.8	16	261,940	88.5	7	169.5	96.7	12	165.4	94.8	11
		2,925	54.4	20	333,671	112.7	1	168.9	96.3	13	165.0	94.6	12
		2,494	46.4	38	262,050	88.5	6	174.6	99.6	3	159.4	91.4	24
		2,987	55.5	13	211,545	71.5	25	158.7	90.5	33	154.5	88.6	31
		2,724	50.6	31	215,660	72.8	23	162.2	92.5	29	160.7	92.1	22
		2,774	51.6	25	205,832	69.5	29	167.3	95.4	19	156.9	90.0	29
		2,755	51.2	27	248,150	83.8	8	167.0	95.3	21	166.7	95.6	9
		3,196	59.4	7	181,750	61.4	44	169.8	96.9	9	157.8	90.5	27
		2,738	50.9	30	164,498	55.6	47	160.2	91.4	31	159.1	91.2	25
		2,589	48.1	35	195,300	66.0	40	159.2	90.8	32	157.7	90.4	28
		2,778	51.6	24	244,110	82.5	12	168.2	95.9	15	158.7	91.0	26
2,921	54.3	21	200,710	67.8	36	155.5	88.7	41	152.1	87.2	34		
D ランク	福 島 大 山 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 角 佐 賀 青 森 秋 田 宮 城 沖 縄	2,941	54.7	18	201,400	68.0	34	162.9	92.9	28	152.8	87.6	32
		2,619	48.7	34	244,480	82.6	11	158.1	90.2	35	151.6	86.9	35
		2,677	49.8	32	225,080	76.0	16	153.1	87.3	44	148.9	85.4	40
		2,535	47.1	36	238,790	80.7	14	165.7	94.5	22	154.9	88.8	30
		2,647	49.2	33	246,580	83.3	10	160.4	91.5	30	150.7	86.4	37
		2,249	41.8	46	177,060	59.8	46	156.5	89.3	39	146.8	84.2	43
		2,438	45.3	40	183,985	62.1	43	158.5	90.4	34	152.8	87.6	32
		2,388	44.4	43	203,800	68.8	31	154.8	88.3	42	143.7	82.4	45
		2,532	47.1	37	222,600	75.2	18	155.9	88.9	40	151.6	86.9	35
		2,760	51.3	26	276,450	93.4	4	153.3	87.5	43	141.5	81.1	47
		2,384	44.3	44	217,180	73.4	22	157.2	89.7	38	148.7	85.3	41
		2,412	44.8	42	199,780	67.5	37	157.7	90.0	36	150.4	86.2	38
		2,462	45.8	39	208,760	70.5	26	152.7	87.1	45	150.3	86.2	39
		2,420	45.0	41	190,551	64.4	41	149.0	85.0	47	143.8	82.5	44
2,315	43.0	45	202,870	68.5	33	157.6	89.9	37	147.9	84.8	42		
2,166	40.3	47	177,190	59.9	45	150.0	85.6	46	143.6	82.3	46		
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

- (注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。  
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。  
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

## 2 有効求人倍率の推移（都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
A ラ ン ク	東京都	0.67	0.65	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13
	神奈川県	0.43	0.41	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20
	大阪府	0.51	0.52	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76
	愛知県	0.55	0.64	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95
	埼玉県	0.40	0.41	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33
B ラ ン ク	千葉県	0.46	0.44	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35
	東京都	0.53	0.56	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57
	兵庫県	0.47	0.49	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43
	静岡県	0.43	0.48	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67
	滋賀県	0.39	0.50	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38
	茨城県	0.43	0.48	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60
	栃木県	0.41	0.50	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43
	広島県	0.57	0.64	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05
	長野県	0.44	0.57	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69
	富山県	0.50	0.68	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96
C ラ ン ク	三重県	0.45	0.57	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71
	山梨県	0.43	0.55	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47
	群馬県	0.56	0.66	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71
	岡山県	0.61	0.67	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95
	石川県	0.51	0.57	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99
	香川県	0.69	0.71	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79
	奈良県	0.48	0.53	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46
	宮城県	0.41	0.44	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69
	福井県	0.42	0.46	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60
	山梨県	0.58	0.61	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58
	岐阜県	0.51	0.61	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00
	福井県	0.60	0.79	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07
	和歌山県	0.56	0.58	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34
	北海道	0.37	0.41	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18
	新潟県	0.47	0.54	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70
徳島県	0.60	0.69	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	
D ラ ン ク	福島県	0.36	0.42	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51
	大分県	0.48	0.54	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54
	山形県	0.36	0.50	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64
	愛媛県	0.55	0.61	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61
	島根県	0.61	0.70	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72
	鳥取県	0.47	0.60	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64
	熊本県	0.38	0.46	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69
	長崎県	0.41	0.46	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25
	高知県	0.41	0.50	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27
	岩手県	0.34	0.43	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46
	鹿島	0.37	0.44	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31
	佐賀県	0.43	0.49	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31
	青森県	0.29	0.35	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30
	秋田県	0.31	0.42	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52
	宮崎県	0.39	0.45	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50
沖縄県	0.28	0.31	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」  
 (注) 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

### 3 失業率の推移（都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年1月～3月
A ランク	東京都	4.7	5.5	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3
	神奈川県	5.0	4.9	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.3
	大阪府	6.5	6.9	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	3.0
	愛知県	4.6	4.3	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.6
	埼玉県	4.9	5.2	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.4	2.4
B ランク	千葉県	4.5	4.7	4.4	4.1	3.7	3.2	3.0	2.9	2.6	2.2	2.1
	東京都	5.5	5.7	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.6	3.0
	兵庫県	5.2	5.3	4.6	4.7	4.1	3.9	3.8	3.4	2.7	2.6	2.5
	静岡県	4.1	3.9	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	1.7
	滋賀県	4.1	4.3	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.1	1.8
	茨城県	4.8	4.8	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.3
	栃木県	4.7	4.7	4.2	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.3	2.0	2.0
	広島県	4.4	4.1	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.4	2.5
	長野県	4.1	4.0	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.1
	富山県	4.0	3.8	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.8
C ランク	三重県	4.4	4.0	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.9	1.3	1.0
	山梨県	4.1	4.4	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.2	2.0	1.8
	群馬県	4.7	4.7	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	2.0	2.3
	山形県	4.6	4.3	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.4	2.3	2.7
	石川県	4.3	4.3	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	2.0	1.3	1.5
	香川県	4.1	3.9	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.8	2.6	2.2	2.0
	奈良県	4.6	4.8	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.8
	宮城県	6.3	5.7	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	2.9	2.7	2.9
	福井県	5.7	6.0	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	3.0
	山梨県	4.2	3.9	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.7
	岐阜県	4.2	3.7	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.2	2.0	1.5	1.3
	福井県	3.5	3.3	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.7	1.4	1.2
	和歌山県	4.0	4.3	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.0	1.8	1.9	2.1
	北海道	5.5	5.1	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.8
	新潟県	4.5	4.4	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.0
徳島県	4.7	4.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	
D ランク	福島県	5.5	5.2	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.3	2.1	2.3
	大分県	4.4	4.6	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.2	2.2
	山形県	4.8	4.5	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.5	1.7
	愛媛県	4.5	4.6	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.7	1.9
	島根県	3.7	3.2	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	2.5
	鳥取県	4.8	4.2	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	1.7	2.0	2.4
	熊本県	4.7	5.0	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	3.0	2.7	2.8
	長崎県	4.7	5.0	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2
	高知県	5.7	5.0	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.7
	岩手県	5.7	5.1	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	1.8	2.1
	鹿島	4.8	5.1	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.5
	佐賀県	3.8	4.5	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	2.1	2.1	1.6	2.0
	青森県	6.8	6.5	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.7	3.1	2.8	3.1
	秋田県	5.4	5.4	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	3.7
	宮崎県	4.9	4.9	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	1.8	1.4	1.8
沖縄県	7.5	7.5	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.5	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

## 4 賃金・労働時間の実情と推移

### (1) 賃金

#### 定期給与の推移

(円)

ランク	都道府県	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
A ランク	東京都	369,146	370,025	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009
	神奈川県	293,023	294,866	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758
	大阪府	315,997	313,268	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470
	愛知県	295,686	300,030	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842
	埼玉県	264,693	264,825	264,479	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493
B ランク	千葉県	272,373	265,325	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	271,541
	東京都	281,074	278,426	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380
	兵庫県	270,404	270,451	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497
	静岡県	277,979	282,223	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631
	滋賀県	273,810	277,197	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700
	茨城県	273,875	277,129	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220
	栃木県	281,813	289,461	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880
	広島県	275,353	281,918	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113
	長野県	271,033	267,515	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738
	富山県	263,263	262,341	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646
C ランク	三重県	265,370	272,352	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760
	山梨県	266,055	263,110	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433
	群馬県	269,410	273,409	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062
	岡山県	287,898	292,057	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311
	石川県	262,821	264,035	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387
	香川県	264,859	265,220	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130
	奈良県	262,830	261,189	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585
	宮城県	264,639	266,989	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799
	福井県	281,315	280,183	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893
	山口県	276,487	275,829	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649
	岐阜県	263,011	267,710	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318
	福岡県	277,384	276,342	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407
	和歌山県	256,725	254,241	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374
	北海道	251,770	248,528	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649
	新潟県	260,483	263,972	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120
徳島県	261,278	263,648	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	
D ランク	福島県	256,406	260,830	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107
	大分県	249,729	252,618	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861
	山形県	250,488	258,251	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678
	愛媛県	250,493	248,994	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098
	島根県	247,941	254,376	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062
	鳥取県	240,400	240,633	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115
	熊本県	250,467	253,178	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680
	長崎県	253,370	253,059	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043
	高知県	253,762	258,280	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013
	岩手県	237,615	242,366	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895
	鹿児島県	237,401	240,041	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388
	佐賀県	231,399	234,685	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748
	青森県	227,408	231,280	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896
	秋田県	225,390	232,283	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851
	宮崎県	232,921	232,997	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931
沖縄県	240,782	233,064	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模30人以上の数値である。

## (2) 労働時間

常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

(時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
A ランク	東京都	149.1	150.3	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	12.8	13.3	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3
	神奈川県	140.5	143.0	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	11.9	13.1	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6
	大阪府	147.0	148.6	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	10.5	10.9	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5
	愛知県	147.0	152.0	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	11.3	14.2	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3
	埼玉県	143.5	144.9	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	10.7	11.7	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1
B ランク	千葉県	144.5	144.6	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	141.8	10.8	11.0	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.5
	東京都	146.0	147.2	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	10.6	11.4	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6
	兵庫県	142.4	146.4	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	11.7	12.9	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8
	静岡県	148.5	153.9	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	11.5	13.7	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4
	滋賀県	145.6	149.4	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	10.4	12.7	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0
	茨城県	150.6	151.8	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	11.4	12.7	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3
	栃木県	151.7	157.3	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	10.9	13.6	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3
	広島県	150.4	154.0	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	11.4	13.5	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3
	長野県	150.7	153.1	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	8.5	10.4	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6
	富山県	152.1	154.9	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	9.4	11.0	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9
C ランク	三重県	143.4	146.9	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	9.4	11.8	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0
	山梨県	151.7	153.2	152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	9.9	11.9	11.5	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2
	群馬県	147.3	152.0	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	9.9	11.9	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9
	岡山県	154.9	159.7	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	11.7	14.3	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2
	香川県	149.5	154.9	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	9.6	11.9	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8
	石川県	152.3	153.5	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	10.5	11.2	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9
	奈良県	141.6	142.1	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	7.4	7.8	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1
	宮城県	149.7	152.0	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	10.2	11.5	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3
	福岡県	151.7	153.5	153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	11.4	12.1	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6
	山口県	150.1	152.4	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	10.9	12.2	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9
	岐阜県	150.4	154.1	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	11.0	12.5	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3
	福井県	153.8	157.3	155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	9.6	10.7	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2
	和歌山県	144.4	143.9	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	8.3	8.9	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1
	北海道	150.8	150.0	150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	10.7	10.5	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6
	北海道	153.0	155.6	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	10.0	11.0	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3
新徳島	151.0	151.9	151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	9.3	10.0	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	
D ランク	福島県	150.3	156.1	154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	9.9	12.1	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8
	大分県	155.0	160.3	157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	11.7	13.9	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5
	山形県	155.0	158.0	156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	9.2	11.7	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8
	媛根	152.8	153.0	152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	9.8	10.4	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5
	島根県	150.9	151.6	151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	8.7	10.9	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2
	鳥取県	151.1	153.1	152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	7.2	8.1	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8
	熊本県	152.6	155.4	155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	9.2	11.3	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8
	長崎県	163.9	163.9	163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	15.2	15.3	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3
	高知県	149.0	150.2	149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	10.3	10.8	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5
	岩手県	151.9	156.4	154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	9.2	11.6	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4
	鹿島	151.0	152.4	152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	10.3	10.9	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6
	佐賀県	155.0	158.0	157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	9.1	10.1	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5
	青森県	153.8	155.1	153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	9.4	10.6	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6
	秋田県	150.1	155.7	154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	8.3	10.9	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9
	宮崎県	153.5	155.3	155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	9.0	9.6	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0
沖縄県	152.2	151.7	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	10.4	9.6	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模30人以上の数値である。

## 5 消費者物価指数等の推移

### (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県 (注1・2)	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年				令和元年
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東 奈 京 大 愛 埼 千	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.5	0.6	0.9	1.5	1.2
		△ 1.2	△ 0.8	△ 0.3	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.7	0.9	1.4	1.8	1.1
		△ 0.7	△ 1.2	△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.2	0.3	0.8	0.8	0.7
		△ 1.1	△ 1.4	△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4
		△ 1.5	△ 1.0	△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	0.6	0.8	1.0	1.0
		△ 1.9	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.3	0.7	1.2	0.9	
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.3	0.0	0.8	0.9	0.8
		△ 1.4	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	△ 0.1	0.1	0.4	0.7	0.7
		△ 0.8	△ 1.2	△ 0.4	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.1	0.3	0.7	0.4
		△ 1.0	△ 1.1	△ 0.4	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.4	0.2	0.6	0.8	1.1
		△ 2.2	△ 0.7	△ 0.1	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.6	0.1	0.5	1.5	1.2
		△ 1.5	△ 1.0	△ 0.7	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.6	0.6	0.9	1.3	1.0
		△ 1.4	△ 1.1	0.1	△ 0.3	0.0	2.9	1.8	△ 0.0	0.3	0.9	△ 0.6	△ 0.4	0.0	0.4	0.3
		△ 1.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	0.7	0.6	1.1	1.4	1.5
		△ 1.9	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.2	0.6	0.6
		△ 1.1	△ 0.4	0.2	0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.4	0.2	0.5	0.9	0.8
		△ 1.5	△ 1.2	△ 0.4	0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.6	0.6	1.2	1.5	
C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳 島	△ 1.7	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.5	0.4	1.2	1.6	1.5
		△ 1.9	△ 1.0	0.1	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.4	△ 0.3	0.4	0.2	0.0
		△ 1.2	△ 1.1	△ 0.6	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	△ 0.4	△ 0.6	0.1	0.7	0.8
		△ 1.7	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.9	0.7	0.6	0.8	0.6
		△ 2.1	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.2	0.1	0.8	1.0	1.2
		△ 1.8	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.2	0.3	0.7	1.2	1.0
		△ 1.3	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	△ 0.2	△ 0.2	0.4	0.8	0.6
		△ 1.7	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	0.7	0.4	1.0	1.6	1.3
		△ 1.4	△ 0.7	△ 0.4	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.0	0.1	0.6	0.9	0.8
		△ 1.1	△ 1.6	△ 1.0	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	0.1	0.5	0.9	1.2	1.1
		△ 1.2	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	△ 0.2	0.3	0.3	0.4
		△ 2.4	△ 0.5	0.3	0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.3	0.1	0.4	1.1	1.0
		△ 1.9	△ 0.3	△ 0.5	0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.1	0.2	0.3	0.8	0.9
△ 0.9	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.4	0.1	0.8	1.3	1.3		
D ランク	福 大 山 愛 島 媛 根 取 本 崎 知 手 島 賀 森 田 崎 宮 沖	△ 1.6	△ 1.2	△ 0.4	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.2	0.3	0.6	1.5	1.0
		△ 0.6	△ 1.7	△ 0.3	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.9	0.4	0.6	0.8	0.7
		△ 2.0	△ 0.8	0.1	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.1	0.3	1.0	1.5	1.3
		△ 1.6	△ 0.6	0.2	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	0.3	0.0	0.0	0.3
		△ 1.2	△ 0.7	△ 0.2	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.3	0.3	0.7	1.4	1.1
		△ 1.6	△ 0.8	△ 0.1	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.9	0.5	1.4	1.2	0.7
		△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.0	0.5	0.1	0.9	0.7
		△ 1.2	△ 0.8	△ 0.6	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.6	1.0	0.7	0.5	0.4
		△ 1.1	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.3	0.2	0.5	0.8	0.9
		△ 1.9	△ 1.2	0.0	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.1	0.0	0.5	1.0	0.4
		△ 1.1	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.0	0.2	0.1	0.4	0.5
		△ 1.1	△ 0.9	△ 0.5	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.6	0.3	0.4	0.6	0.6
		△ 2.1	△ 0.4	0.3	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.5	0.1	0.4	0.8	0.8
△ 2.3	△ 0.1	0.0	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.5	0.2	0.7	1.4	1.4		
△ 1.4	△ 1.1	△ 0.3	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.0	0.1	0.4	0.9	1.1		
△ 0.7	△ 0.9	0.0	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.6	0.2	0.9	1.2	1.1		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

## (2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県 (注1～3)			消費者物価地域差指数 (全国平均=100)										
			21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	
全国			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ラ ン ク	東 神 奈 大 愛 埼 千	京	110.0	106.5	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	
		川	110.2	106.8	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	
		阪	107.1	101.3	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	
		知	104.8	99.2	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	
		玉	104.5	102.5	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	
B ラ ン ク			101.6	98.4	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	
B ラ ン ク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山	都	105.3	101.6	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	
		庫	103.5	101.7	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	
		岡	105.5	99.1	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	
		賀	101.9	100.4	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	
		城	100.6	98.4	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	
		木	103.4	100.6	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	
		島	102.5	101.3	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	
		野	101.1	98.4	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	
		山	101.6	98.4	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	
		重	102.1	99.6	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	
梨	102.7	99.8	98.9	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.9			
C ラ ン ク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	馬	98.8	97.4	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	
		山	104.0	99.8	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	
		川	105.3	103.7	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	
		川	99.5	99.2	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	
		良	100.4	97.1	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	
		城	99.5	98.0	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	
		岡	100.0	97.4	97.4	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	
		口	101.8	100.7	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	
		阜	100.5	97.9	97.5	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	
		井	102.5	99.0	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	
		山	104.0	101.8	101.8	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	
		道	103.2	99.3	99.0	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	100.7	
		鴻	102.0	98.7	98.7	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.1	
島	100.7	101.4	101.1	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	101.2			
D ラ ン ク	福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 青 秋 宮 沖	島	101.5	101.5	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	
		分	100.6	98.9	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	
		形	102.6	100.8	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	
		媛	99.2	98.6	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	
		根	102.5	101.8	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	
		取	100.5	99.1	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	
		本	100.2	100.1	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	
		崎	102.3	103.3	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	
		知	100.2	99.3	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	
		手	102.2	98.7	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	
		島	101.4	100.7	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	
		賀	99.8	98.0	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	
		森	100.7	99.8	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	
		田	97.5	97.5	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	
		崎	96.6	96.9	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.4	
縄	97.8	99.5	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	100.4			

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

## 6 労働者数等の推移

### (1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		26年	27年	28年	29年	30年	26年	27年	28年	29年	30年
A ランク	東 京	727	727	737	750	797					
	神 奈 川	268	270	273	276	299	△ 0.4				
	大 阪	368	376	384	392	389	1.8				
	愛 知	297	299	300	302	319	0.8				
	埼 玉	204	207	208	209	211	0.2				
	千 葉	166	167	168	169	186	0.6				
B ランク	京 都	85	86	87	88	92	△ 0.2				
	兵 庫	171	171	172	172	180	△ 0.1				
	静 岡	139	140	140	140	140	△ 0.2				
	滋 賀	47	48	48	49	51	△ 1.4				
	茨 城	98	99	100	100	99	△ 0.2				
	栃 木	71	71	72	71	70	1.4				
	広 島	100	100	100	101	105	0.3				
	長 野	70	71	72	73	75	0.9				
	富 山	41	41	41	42	42	1.5				
	三 重	62	62	62	63	65	△ 0.6				
C ランク	山 梨	27	27	27	28	29	0.9				
	群 馬	70	71	71	71	73	0.2				
	岡 山	66	67	67	68	68	0.4				
	石 川	42	43	43	44	43	1.3				
	香 川	34	33	33	34	34	0.1				
	奈 良	34	34	34	33	39	△ 0.1				
	宮 城	82	83	83	83	81	1.6				
	福 岡	168	168	166	166	180	△ 0.1				
	山 口	47	48	49	50	48	0.6				
	岐 阜	64	65	67	66	68	△ 1.0				
	福 井	29	29	29	29	30	△ 0.8				
	和 歌 山	28	27	28	28	29	0.3				
	北 海 道	174	176	175	177	177	1.4				
	新 潟	81	81	81	81	80	0.4				
徳 島	22	23	23	23	24	0.8					
D ランク	福 島	65	67	67	68	65	△ 0.4				
	大 分	38	39	39	39	38	2.4				
	山 形	37	38	38	38	38	△ 0.1				
	愛 媛	43	43	43	43	45	△ 0.3				
	島 根	23	23	23	24	23	△ 0.3				
	鳥 取	18	18	18	18	18	△ 0.9				
	熊 本	54	54	54	54	57	0.1				
	長 崎	42	42	42	42	43	0.4				
	高 知	21	21	21	22	23	△ 0.1				
	岩 手	42	41	42	41	42	1.3				
	鹿 児 島	48	48	47	47	51	△ 1.4				
	佐 賀	25	26	26	25	28	0.1				
	青 森	39	39	40	41	42	△ 0.9				
	秋 田	31	32	32	32	33	△ 2.1				
	宮 崎	33	32	31	31	34	△ 0.2				
	沖 縄	40	40	41	41	46	0.7				
全国計	4,681	4,777	4,877	5,003	4,981	1.5	2.1	2.1	2.6	△ 0.4	

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月労働統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		26年	27年	28年	29年	30年	26年	27年	28年	29年	30年
A ランク	東京	911	935	953	983	1,006	2.2	2.6	1.9	3.1	2.3
	神奈川	200	205	209	215	220	2.4	2.1	2.0	3.2	2.0
	大阪	335	339	344	354	362	1.4	1.4	1.4	2.8	2.2
	愛知	263	268	272	281	286	1.7	1.7	1.7	3.1	1.9
	埼玉	136	138	142	148	151	2.1	1.6	2.5	4.1	2.4
	千葉	109	111	114	119	122	2.2	2.3	2.5	4.6	2.4
	東京都	71	72	72	74	75	0.9	1.2	1.0	2.6	1.4
B ランク	兵庫	131	132	134	138	141	1.2	1.1	1.3	3.3	1.8
	岡山	110	110	112	115	117	0.5	0.7	1.1	3.0	1.5
	滋賀	36	36	37	38	39	1.5	1.4	1.7	3.6	2.1
	茨城	74	74	75	78	79	1.3	1.2	1.3	3.1	1.8
	栃木	53	54	55	56	57	1.0	1.1	1.5	2.9	1.8
	広島	94	96	97	99	101	1.3	1.8	1.5	2.5	1.5
	長野	59	60	61	62	63	1.0	1.2	1.4	2.5	1.6
	富山	35	36	36	37	37	0.8	0.9	0.9	2.3	1.0
	三重	46	47	47	49	50	0.6	1.4	1.1	3.2	2.3
	山梨	20	21	21	22	22	1.4	1.7	1.6	3.3	2.2
C ランク	群馬	56	57	58	60	61	1.4	1.2	1.8	3.4	2.2
	岡山	55	56	57	59	60	1.2	1.7	1.7	2.7	1.1
	石川	35	36	37	38	38	1.3	1.8	1.8	3.1	1.7
	香川	30	31	31	32	32	0.7	1.5	1.1	2.5	1.4
	奈良	22	23	23	24	25	1.9	2.3	2.0	3.7	1.9
	宮城	68	69	70	72	73	1.9	1.8	1.4	2.8	1.4
	福岡	157	160	162	168	172	1.8	1.8	1.7	3.6	2.0
	山口	38	39	39	40	41	1.2	1.7	1.6	2.6	1.0
	岐阜	55	56	57	59	60	1.5	1.5	1.5	2.8	1.6
	福井	24	25	25	26	26	1.2	1.6	1.1	2.8	1.1
	和歌山	23	23	23	24	24	0.6	0.8	1.1	2.8	1.2
	北海道	144	146	148	152	154	1.3	1.2	1.4	2.7	1.2
	新潟	70	71	71	72	73	0.3	0.6	0.6	1.6	1.2
徳島	19	19	20	20	20	1.4	1.6	1.4	1.0	0.4	
D ランク	福島	54	56	56	58	58	2.5	2.9	1.3	2.0	0.9
	大分	32	32	32	33	34	0.8	1.2	0.8	2.5	1.0
	山形	31	32	32	32	33	1.1	1.1	0.3	1.6	0.8
	愛媛	38	39	39	40	41	0.8	1.3	1.4	2.5	1.2
	島根	20	20	20	20	21	0.3	0.7	0.4	1.9	0.7
	鳥取	15	16	16	16	16	1.1	1.7	1.0	2.3	1.0
	熊本	45	46	46	48	49	0.9	1.6	0.8	2.5	2.4
	長崎	35	35	36	37	37	0.9	1.3	1.2	2.3	0.8
	高知	19	19	19	20	20	0.9	0.8	0.7	1.8	0.5
	岩手	36	36	36	37	37	0.8	0.9	0.4	1.6	0.6
	鹿児島	44	44	44	45	46	0.9	1.2	0.7	2.2	0.9
	佐賀	22	23	23	24	24	1.0	1.8	1.0	1.9	1.2
	青森	35	35	35	36	36	0.8	0.7	0.6	1.7	0.7
	秋田	28	28	28	29	29	1.1	0.4	△ 0.1	1.4	0.3
	宮崎	28	28	29	29	30	0.9	1.3	0.9	2.7	1.5
	沖縄	37	38	39	41	42	3.3	3.4	3.1	4.4	2.7
全国計		3,999	4,070	4,134	4,256	4,335	1.6	1.8	1.6	3.0	1.8

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。

(=雇用保険における一括適用)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

### (3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）					
		26年	27年	28年	29年	30年	26年	27年	28年	29年	30年	
A ランク	東 京	733	742	752	768	792	2.1	1.3	1.3	2.2	3.1	
	神 奈 川	465	466	478	485	496	0.9	0.1	2.5	1.6	2.3	
	大 阪	423	424	429	434	442	0.3	0.2	1.3	1.0	1.9	
	愛 知	392	390	392	396	408	1.3	△ 0.5	0.6	1.1	3.0	
	埼 玉	367	372	376	383	393	1.5	1.5	0.9	1.8	2.6	
	千 葉	319	321	324	327	332	0.6	0.5	1.0	1.0	1.4	
B ランク	京 都	129	130	133	135	136	1.6	0.9	2.2	1.4	0.7	
	兵 庫	263	264	269	272	275	0.5	0.4	1.8	1.4	1.0	
	静 岡	194	194	194	197	200	△ 0.3	△ 0.1	0.4	1.5	1.6	
	滋 賀	72	70	70	73	75	△ 0.1	△ 2.0	△ 0.6	4.2	3.0	
	茨 城	147	147	148	148	150	0.3	0.1	0.1	0.5	0.8	
	栃 木	102	102	102	102	103	0.0	0.1	0.1	0.4	0.6	
	広 島	139	140	141	143	143	0.1	0.8	0.9	0.9	0.4	
	長 野	109	111	111	112	113	0.6	1.2	0.2	0.5	1.3	
	富 山	55	56	56	56	56	0.4	0.5	0.5	0.0	0.5	
	三 重	93	94	95	94	96	1.0	0.7	1.1	△ 1.2	2.4	
	山 梨	43	42	42	44	45	△ 0.7	△ 3.2	△ 0.7	4.8	3.2	
	群 馬	99	99	100	100	102	0.0	0.2	0.4	0.5	1.5	
	岡 山	93	93	94	94	95	0.0	0.4	0.5	0.5	0.7	
	石 川	60	60	60	60	61	0.0	0.3	0.3	0.2	0.7	
C ランク	香 川	48	48	48	48	49	△ 0.6	△ 0.6	0.0	0.8	1.7	
	奈 良	63	63	64	65	65	0.6	0.5	0.6	1.6	1.1	
	宮 城	116	115	116	119	121	1.8	△ 0.8	0.4	2.5	1.8	
	福 岡	244	247	248	252	256	1.3	0.9	0.8	1.6	1.4	
	山 口	67	67	69	69	70	△ 0.9	0.0	2.2	0.6	1.2	
	岐 阜	108	108	110	112	114	2.1	0.7	1.3	1.6	1.9	
	福 井	41	43	42	42	42	△ 0.2	4.4	△ 0.7	△ 1.7	1.2	
	和 歌 山	48	48	48	49	47	2.8	0.8	0.2	0.8	△ 3.1	
	北 海 道	255	256	257	258	264	△ 0.2	0.5	0.3	0.4	2.3	
	新 潟	116	117	117	118	119	0.3	0.7	0.2	0.6	1.0	
	徳 島	36	36	36	36	36	0.3	0.0	0.0	0.0	0.8	
	D ランク	福 島	97	97	97	98	98	△ 0.2	△ 0.1	0.6	0.4	0.4
		大 分	56	57	58	58	59	0.5	1.2	1.6	0.5	0.9
		山 形	58	59	57	57	58	△ 1.5	1.6	△ 2.0	△ 1.4	1.6
愛 媛		66	67	67	67	68	1.4	1.4	0.8	0.3	1.3	
島 根		34	34	34	34	36	△ 0.3	0.0	△ 0.3	0.3	4.9	
鳥 取		29	29	29	30	30	△ 0.3	0.7	1.0	1.7	1.4	
熊 本		87	88	89	90	90	0.9	1.2	0.9	1.1	0.8	
長 崎		66	67	67	67	68	0.8	0.5	0.2	0.2	1.5	
高 知		36	36	36	36	36	0.3	0.0	0.0	0.0	0.6	
岩 手		63	64	65	66	67	△ 1.6	0.6	2.5	0.3	1.8	
鹿 児 島		76	77	79	81	81	△ 1.0	1.9	3.1	1.6	0.1	
佐 賀		43	43	42	43	43	0.5	0.2	△ 1.4	2.1	0.9	
青 森		65	65	65	65	65	0.2	0.0	0.3	0.3	0.5	
秋 田		50	49	49	49	49	△ 0.4	△ 2.0	△ 0.8	0.6	0.8	
宮 崎		55	54	55	55	55	△ 0.2	△ 2.2	0.6	0.7	0.5	
沖 縄		65	67	68	69	71	0.6	2.9	1.9	1.5	2.3	
全国計	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	0.7	0.5	1.0	1.0	2.1		

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

# Ⅲ 業務統計資料編

## 平成30年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審年月日 (答申日)	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	958	985	27	2.82%	8月6日	●	10月1日
A	神奈川	956	983	27	2.82%	8月6日	●	10月1日
A	大阪	909	936	27	2.97%	8月2日	○	10月1日
A	愛知	871	898	27	3.10%	8月6日	○	10月1日
A	埼玉	871	898	27	3.10%	8月6日	○	10月1日
A	千葉	868	895	27	3.11%	8月6日	●	10月1日
B	京都	856	882	26	3.04%	8月6日	●	10月1日
B	兵庫	844	871	27	3.20%	8月6日	○	10月1日
B	静岡	832	858	26	3.13%	8月7日	●	10月3日
B	滋賀	813	839	26	3.20%	8月6日	●	10月1日
B	茨城	796	822	26	3.27%	8月6日	▲	10月1日
B	栃木	800	826	26	3.25%	8月6日	●	10月1日
B	広島	818	844	26	3.18%	8月3日	●	10月1日
B	長野	795	821	26	3.27%	8月6日	●	10月1日
B	富山	795	821	26	3.27%	8月6日	●	10月1日
B	三重	820	846	26	3.17%	8月6日	○	10月1日
B	山梨	784	810	26	3.32%	8月7日	○	10月3日
C	群馬	783	809	26	3.32%	8月10日	●	10月6日
C	岡山	781	807	26	3.33%	8月6日	●	10月3日
C	石川	781	806	25	3.20%	8月6日	○	10月1日
C	香川	766	792	26	3.39%	8月6日	●	10月1日
C	奈良	786	811	25	3.18%	8月8日	●	10月4日
C	宮城	772	798	26	3.37%	8月3日	●	10月1日
C	福岡	789	814	25	3.17%	8月6日	●	10月1日
C	山口	777	802	25	3.22%	8月6日	▲	10月1日
C	岐阜	800	825	25	3.13%	8月6日	○	10月1日
C	福井	778	803	25	3.21%	8月3日	▲ ●	10月1日
C	和歌山	777	803	26	3.35%	8月3日	○	10月1日
C	北海道	810	835	25	3.09%	8月6日	●	10月1日
C	新潟	778	803	25	3.21%	8月3日	●	10月1日
C	徳島	740	766	26	3.51%	8月6日	○	10月1日
D	福島	748	772	24	3.21%	8月6日	●	10月1日
D	大分	737	762	25	3.39%	8月6日	●	10月1日
D	山形	739	763	24	3.25%	8月6日	●	10月1日
D	愛媛	739	764	25	3.38%	8月6日	●	10月1日
D	島根	740	764	24	3.24%	8月2日	○	10月1日
D	鳥取	738	762	24	3.25%	8月6日	○	10月5日
D	熊本	737	762	25	3.39%	8月6日	●	10月1日
D	長崎	737	762	25	3.39%	8月10日	●	10月6日
D	高知	737	762	25	3.39%	8月9日	●	10月5日
D	岩手	738	762	24	3.25%	8月6日	●	10月1日
D	鹿児島	737	761	24	3.26%	8月6日	▲	10月1日
D	佐賀	737	762	25	3.39%	8月8日	●	10月4日
D	青森	738	762	24	3.25%	8月8日	●	10月4日
D	秋田	738	762	24	3.25%	8月2日	○	10月1日
D	宮崎	737	762	25	3.39%	8月9日	●	10月5日
D	沖縄	737	762	25	3.39%	8月7日	●	10月3日
全国加重平均額		848	874			-		-

備考

- 1 全国加重平均額 874円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致 13件 ●使用者側反対 26件 ▲労働者側反対 3件  
●使側一部反対 4件 ▲●労働者側反対・使側一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 34件 前年より遅い 12件 前年と同じ 1件
- 4 発効日 前年より早い 11件 前年より遅い 4件 前年と同じ 32件
- 5 目安との比較 目安を上回る 23件（前年度4件）
- 6 異議申出状況 43局（前年度45局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

都道府県名		年度									都道府県名	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29		30
A ラ ン ク	東 京	+1						-1				東 京
	神 奈	+1						+1				神 奈
	大 阪	+1	+3	+1	+3	+3	+1	+1	+1			大 阪
	愛 知	+1	+1			+2	+2	+2		+1		愛 知
	埼 玉	+1~2	+6		+2	+2	+2					埼 玉
B ラ ン ク	京 都	+1		+1		+2	+1				+1	京 都
	兵 庫	+2	+2	+2	+3	+2	+1		+1			兵 庫
	静 岡	+2	+3	+2	+3	+2	+1					静 岡
	滋 賀	+2	+2	+1	+3	+2	+1					滋 賀
	茨 城	+2	+2	+2	+1	+1						茨 城
	栃 木	+1			+1	+2	+2	+1				栃 木
	広 島	+1	+2		+2	+1			+1			広 島
	長 野	+2	+2		+4	+1	+1					長 野
	富 山	+1	+2	+2	+3	+1	+1					富 山
三 重	+1	+2		+1	+1	+1					三 重	
C ラ ン ク	群 馬	+1	+2	+1	+2	+1					+1	群 馬
	岡 山	+1	+3	+1	+2	+2	+2				+1	岡 山
	石 川	+1	+2		+2	+1		+1			+1	石 川
	香 川	+1	+2	+2	+3	+2	+2	+1	+1			香 川
	奈 良	+1	+2	+1	+2	+1						奈 良
	宮 城	-1	+2	*		+1					+1	宮 城
	福 岡	+5	+2	+2	+2	+1	+1					福 岡
	山 口	+1	+2	+2	+2	+1						山 口
	岐 阜				+2	+1						岐 阜
	福 井	+1	+2		+2	+1	+1				+1	福 井
和 歌 山	+1			+1	+1						和 歌 山	
D ラ ン ク	北 海 道	+1~2		+1	+2	+2				+1		北 海 道
	新 潟	+1	+2	+1	+2	+2					+1	新 潟
	徳 島	+3	+3	*	+2	+1	+1				+1	徳 島
	福 山	+1	+2	+3	+2	+1		+1			+2	福 山
	大 分	+2	+4	+1	+3	+1	+2	+1			+1	大 分
	山 形	+1	+2	+2	+3	+2	+1				+2	山 形
	愛 媛	+1	+2	+3	+2	+2	+2	+1	+1		+1	愛 媛
	島 根	+1	+2	+3	+3	+1			+1	+1	+1	島 根
	鳥 取	+2	+3	+3	+2	+1				+1	+2	鳥 取
	熊 本	+1	+3	+3	+3	+1	+1				+2	熊 本
長 崎	+1	+1	+2	+3	+2				+1	+2	長 崎	
ク	高 知	+3	+3	*	+4	+2					+1	高 知
	岩 手	+3	+2	+4	+3	+1					+1	岩 手
	鹿 児 島	+3	+2	+4	+3	+1					+1	鹿 児 島
	佐 賀	+1	+3	+3	+3	+1	+1				+2	佐 賀
	青 森		+2	+1	+2	+1	+1				+1	青 森
	秋 田		+3	+1	+3	+1	+1				+1	秋 田
	宮 崎	+2	+3	+3	+3	+1				+1	+2	宮 崎
沖 縄	+2	+3	+2	+4	+1	+1			+1	+2	沖 縄	

\*平成23年度の岩手、宮城及び福島については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	都道府県
A ラ ン ク	東 京	10.1	10.24	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東 京
	神奈川	10.25	10.21	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	神奈川
	大 阪	9.30	10.15	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	大 阪
	愛 知	10.11	10.24	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 知
	埼 玉	10.17	10.16	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼 玉
	千 葉	10.3	10.24	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千 葉
B ラ ン ク	京 都	10.17	10.17	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	京 都
	兵 庫	10.8	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵 庫
	静 岡	10.26	10.14	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	静 岡
	滋 賀	10.1	10.21	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	滋 賀
	茨 城	10.8	10.16	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	茨 城
	栃 木	10.1	10.7	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃 木
	広 島	10.8	10.30	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広 島
	長 野	10.1	10.29	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	長 野
	富 山	10.18	10.27	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富 山
	三 重	10.1	10.22	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三 重
	山 梨	10.1	10.17	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	山 梨
C ラ ン ク	群 馬	10.4	10.9	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	群 馬
	岡 山	10.8	11.5	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	岡 山
	石 川	10.10	10.30	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	石 川
	香 川	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香 川
	良 奈	10.17	10.24	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	良 奈
	宮 城	10.24	10.24	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	宮 城
	福 岡	10.16	10.22	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	福 岡
	山 口	10.4	10.29	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山 口
	岐 阜	10.19	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐 阜
	福 井	10.1	10.21	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	福 井
	和歌山	10.31	10.29	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	和歌山
	北 海 道	10.10	10.15	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	北 海 道
	新 潟	10.26	10.21	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	新 潟
	徳 島	10.1	10.16	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	徳 島
D ラ ン ク	福 島	10.18	10.24	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	福 島
	大 分	10.1	10.24	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	大 分
	山 形	10.18	10.29	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	山 形
	愛 媛	10.1	10.27	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	愛 媛
	根 取	10.4	10.24	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	根 取
	島 取	10.8	10.31	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	島 取
	熊 本	10.18	11.5	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	熊 本
	長 崎	10.10	11.4	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	長 崎
	高 知	10.1	10.27	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	高 知
	岩 手	10.4	10.30	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	岩 手
	鹿 児 島	10.14	10.28	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	鹿 児 島
	佐 賀	10.1	10.29	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	佐 賀
	青 森	10.1	10.29	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	青 森
	秋 田	10.1	11.3	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	秋 田
	宮 崎	10.14	11.4	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	宮 崎
沖 縄	10.18	11.5	11.6	10.25	10.26	10.26	10.24	10.9	10.1	10.3	沖 縄	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(円)

年度 ランク	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全 国	713 (1.42)	730 (2.38)	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)
Aランク	769 (2.26)	792 (2.99)	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)
Bランク	710 (0.85)	724 (1.97)	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)
Cランク	673 (0.60)	686 (1.93)	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)
Dランク	631 (0.32)	643 (1.90)	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。  
 2 ( )内は引上げ率(%)を示す。  
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。  
 4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 区分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
① 最高額 (円)	791	821	837	850	869	888	907	932	958	985
	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
② 最低額 (円)	629	642	645	652	664	677	693	714	737	761
	※1	※2	岩手 高知 沖縄	島根 高知	※3	※4	※5	宮崎 沖縄	※6	鹿児島
格差 ②/①×100	79.5	78.2	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3

- ※1 佐賀、長崎、宮崎、沖縄
- ※2 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
- ※3 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
- ※4 鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
- ※5 鳥取、高知、宮崎、沖縄
- ※6 高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度		2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
A ク ラ ン ク	東京都	3.26	3.79	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82
	神奈川県	3.00	3.68	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82
	大阪府	1.87	2.23	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97
	愛知県	0.14	1.78	0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10
	埼玉県	1.80	2.04	1.20	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10
	千葉県	0.69	2.20	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11
B ク ラ ン ク	東京都	1.67	2.74	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04
	兵庫県	1.26	1.80	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20
	静岡県	0.28	1.68	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13
	滋賀県	0.29	1.88	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20
	茨城県	0.30	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27
	栃木県	0.29	1.75	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25
	広島県	1.32	1.73	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18
	長野県	0.15	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27
	富山県	0.30	1.77	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27
	三重県	0.14	1.71	0.42	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17
	山梨県	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32
C ク ラ ン ク	群馬県	0.15	1.78	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32
	岡山県	0.15	1.94	0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33
	石川県	0.15	1.78	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20
	香川県	0.15	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39
	奈良県	0.15	1.77	0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18
	宮城県	1.38	1.81	0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37
	福井県	0.74	1.76	0.43	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17
	山口県	0.15	1.79	0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22
	岐阜県	0.00	1.44	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13
	福井県	0.15	1.79	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21
	和歌山県	0.15	1.48	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35
	北海道	1.65	1.92	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09
	新潟県	0.00	1.79	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21
徳島県	0.16	1.90	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	
D ク ラ ン ク	福島県	0.47	2.02	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21
	大分県	0.16	1.90	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39
	山形県	0.32	2.22	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25
	愛媛県	0.16	1.90	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38
	島根県	0.16	1.90	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24
	鳥取県	0.16	1.90	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25
	熊本県	0.32	2.06	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39
	長崎県	0.16	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39
	高知県	0.16	1.74	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39
	岩手県	0.48	2.06	0.16	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25
	鹿児島県	0.48	1.90	0.78	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26
	佐賀県	0.16	2.07	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39
	青森県	0.48	1.90	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25
	秋田県	0.48	2.06	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25
宮崎県	0.32	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	
沖縄県	0.32	2.07	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	

## 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成22～31年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
22	13,559	1,055	7.8	34.2	57.6	8.2	192,080	3,482	1.8
23	14,298	1,481	10.4	41.3	51.8	6.9	201,362	5,275	2.6
24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6

(注)各年とも1～3月の結果である。

業種別法違反の状況（平成31年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	5,396	769	14.3%	5,109	723	14.2%	287	46	16.0%
01 食料品製造業	1,691	231	13.7%	1,687	229	13.6%	4	2	50.0%
02 繊維工業	457	75	16.4%	445	73	16.4%	12	2	16.7%
03 衣服その他の繊維製品製造業	665	92	13.8%	665	92	13.8%			
04 木材・木製品製造業	189	16	8.5%	188	15	8.0%	1	1	100.0%
05 家具・装備品製造業	97	6	6.2%	97	6	6.2%			
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	171	30	17.5%	171	30	17.5%			
07 印刷・製本業	131	13	9.9%	125	13	10.4%	6	0	0.0%
08 化学工業	417	74	17.7%	416	74	17.8%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	87	13	14.9%	75	8	10.7%	12	5	41.7%
10 鉄鋼業	7	3	42.9%	5	2	40.0%	2	1	50.0%
11 非鉄金属製造業	14	2	14.3%	12	2	16.7%	2	0	0.0%
12 金属製品製造業	235	40	17.0%	230	40	17.4%	5	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	217	34	15.7%	162	24	14.8%	55	10	18.2%
14 電気機械器具製造業	209	35	16.7%	65	14	21.5%	144	21	14.6%
15 輸送用機械等製造業	60	9	15.0%	18	5	27.8%	42	4	9.5%
16 電気・ガス・水道業									
17 その他の製造業	749	96	12.8%	748	96	12.8%	1	0	0.0%
02 飲業	1	0	0.0%	1	0	0.0%			
03 建設業	129	11	8.5%	128	11	8.6%	1	0	0.0%
04 運輸交通業	41	4	9.8%	41	4	9.8%			
01 鉄道・軌道・水運・航空業	2	0	0.0%	2	0	0.0%			
02 道路旅客運送業	9	3	33.3%	9	3	33.3%			
03 道路貨物運送業	30	1	3.3%	30	1	3.3%			
04 その他の運輸交通業									
05 貨物取扱業	4	2	50.0%	4	2	50.0%			
1号～5号計	5,571	786	14.1%	5,283	740	14.0%	288	46	16.0%
06 農林業	85	12	14.1%	85	12	14.1%			
07 畜産・水産業	33	4	12.1%	33	4	12.1%			
08 商業	5,043	635	12.6%	5,016	630	12.6%	27	5	18.5%
01 卸売業	687	83	12.1%	687	83	12.1%			
02 小売業	3,575	471	13.2%	3,548	466	13.1%	27	5	18.5%
03 理美容業	628	65	10.4%	628	65	10.4%			
04 その他の商業	153	16	10.5%	153	16	10.5%			
09 金融・広告業	131	16	12.2%	131	16	12.2%			
10 映画・演劇業	5	1	20.0%	5	1	20.0%			
11 通信業	4	0	0.0%						
12 教育・研究業	68	9	13.2%	68	9	13.2%			
13 保健衛生業	959	110	11.5%	959	110	11.5%			
01 医療保健業	167	24	14.4%	167	24	14.4%			
02 社会福祉施設	757	77	10.2%	757	77	10.2%			
03 その他の保健衛生業	35	9	25.7%	35	9	25.7%			
14 接客娯楽業	3,072	484	15.8%	3,072	484	15.8%			
01 旅館業	784	117	14.9%	784	117	14.9%			
02 飲食店	2,193	356	16.2%	2,193	356	16.2%			
03 その他の接客娯楽業	95	11	11.6%	95	11	11.6%			
15 清掃・と畜業	393	41	10.4%	393	41	10.4%			
16 官公署									
17 その他の事業	307	47	15.3%	306	47	15.4%	1	0	0.0%
01 派遣業	17	0	0.0%	16	0	0.0%	1	0	0.0%
02 その他の事業	290	47	16.2%	290	47	16.2%			
6号～17号計	10,100	1,359	13.5%	10,068	1,354	13.4%	28	5	17.9%
合計	15,671	2,145	13.7%	15,351	2,094	13.6%	316	51	16.1%

## 経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定)

### <関係部分抜粋>

#### 第1章 現下の日本経済

##### 1. 内外の経済動向と今後の課題

###### (1) 日本経済の現状と課題

第2次安倍内閣が発足した2012年当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っていた。このため、まずは経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した。

現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も、大きく改善している。雇用面では、生産年齢人口がこの6年間で約500万人減少する中であっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約380万人増加した。また、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は2016年度以降3年連続で3%程度の引上げを実現したほか、春季労使交渉では中小企業を含め2%程度の高い賃金上昇が続くなど、着実かつ継続的な賃上げが実現している。

アベノミクスの成果は地域にも波及し、統計を取り始めて以来初めて有効求人倍率は全都道府県で1倍を超える状態が続くとともに、2000年代半ばの景気回復期と比べて、全国的に景況感が改善する中で地域間のばらつきも小さくなっている。さらに、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。

財政面では、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、国・地方の基礎的財政収支（以下「PB」という。）の対GDP比は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.8%に縮小する見込みである。また、新経済・財政再生計画（2019～25年度）を定め、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までの3年間を「基盤強化期間」（2019～21年度）と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととされた。

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する

安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の8%から10%への引上げを予定している。今回は、前回2014年4月の引上げ後に景気の回復力が弱まったという経験を十分にいかし、需要変動の平準化に万全を期すこととしている。すなわち、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響を2兆円程度に抑制する。加えて、予算面では、臨時・特別の措置として、令和元年度当初予算において、2兆円程度、税制面では0.3兆円程度、合わせて2.3兆円程度という十二分な規模の措置を盛り込んだところであり、これらの適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

中長期の課題に目を転ずれば、平成から令和の時代に引き継がれた課題が多いことは、否めない。人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。

(中略)

## **第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり**

(中略)

### **2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進**

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

(中略)

#### **(3) 所得向上策の推進**

(中略)

#### **② 最低賃金の引上げ**

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り

組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法<sup>1</sup>に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析<sup>2</sup>をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(中略)

### **第3章 経済再生と財政健全化の好循環**

#### **1. 新経済・財政再生計画の着実な推進**

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進する。海外発の下方リスクがみられる中、デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の経済政策の基本方針を堅持し、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠である。

このためには、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要である。具体的には、①社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制・労働参加の促進、②人的投資をはじめとする民間投資の喚起、③規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を併せて実現していく。特に、パラダイムシフトの鍵となる Society 5.0 実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資やサービスの呼び水とするとともに、中長期的な成長基盤を強化する。

①については、引き続き、企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。新経済・財政再生計画に基づき、医療・介護改革を着実に推進し社会保険料負担の伸びを抑制するほか、年金改革等を通じてより多くの国民の労働参加を促すこと等により、可処分所得の継続的な拡大を実現する。これらの取組により、可処分所得の増大と将来の安心の確保を通じて消費を拡大する。マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキー

<sup>1</sup> 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）。

<sup>2</sup> 業種業態別、地域別の実態分析を含む。

プラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

②については、財政の利活用や制度改革等により、Society 5.0時代に向けた人的投資を一層喚起する。このため、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態<sup>3</sup>への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズⅡの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。企業による従業員への人的投資や教育機関による適切なカリキュラムの提供等を支援する。企業における人的投資の活性化・見える化に向けて、機関投資家等と関係省庁が連携し、人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進める。また、人的投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表等を通じて、企業における開示の充実を促進する。政府事業・制度等の一層のイノベーション化等を通じ官民を挙げて研究開発を推進するとともに、大学・研究機関等における人的資本をより高め、産学連携を通じてより多面的な活用を図る。

③については、規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、PPP/PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。また、既存資源・資本の有効活用等により、必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

(中略)

## **第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方**

### **1. 当面の経済財政運営について**

#### **(1) 消費税率引上げへの対応**

政府は、2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たり、下記の各措置や防災・減災、国土強靱化を含めた2019年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む。

#### **① 駆け込み・反動減の平準化**

消費税率引上げの前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行われるよう、諸外国の例等を踏まえ整備した「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」<sup>4</sup>の周知を進める。

<sup>3</sup> 職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

<sup>4</sup> 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日内閣官房・公正取引委員会・消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁）。

同時に、下請などの中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われな  
いよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努  
め、万全の転嫁対策を講ずる。

キャッシュレス・消費者還元事業<sup>5</sup>、プレミアム付商品券事業<sup>6</sup>、耐久消費財（自動車・  
住宅）に係る税制・予算措置により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化し、消費  
を喚起・下支えする。これらの措置についても、事業者に混乱が生じないように、また、  
消費者が安心して購入できるように、周知・広報を強力に実施する。

（中略）

## （２）当面の経済財政運営

政府は、成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、Society  
5.0 の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、  
成長力の強化を進める。賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな  
流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指す。全世代型社会  
保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対  
応する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定の目標の下、金  
融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

（以下、略）

---

<sup>5</sup> 2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小・小規模事業者等に  
おいて消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（又は2%）ポイント還元により支援（いわゆる「ポイント還  
元事業」）。

<sup>6</sup> 住民税非課税者及び3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対し、2019年10月から2020年3月までの間で使用  
できるプレミアム付商品券を発行・販売（1人当たり2万5千円まで（プレミアム額5千円））。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画  
(令和元年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

**成長戦略実行計画**

**第1章 基本的考え方**

**(1) 背景**

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第4次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、19世紀から20世紀にかけて進んだ電力化や、20世紀末に進んだIT化と同じく、全ての産業に幅広い影響を及ぼす、汎用技術（General Purpose Technology : GPT）としての性格を有する。

令和の新時代において、我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第4次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらす。デジタル化を企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。

第4次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化(Polarization)」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

このように、第4次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進められるかどうか、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する。

**(2) 政府・政策の変革**

第4次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応じて具体的なアクションを起こせるかが、日本が第4次産業革命をリードできるかどうかを決する。この1、2年が勝負である。

このため、必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、2020年の通常国会において国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組むこととする。

引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融政策や機動的な財政運営を推進しつつ、その間に、政府においては、人材の流動化などのオープン・イノベーションの試みを率先して実施すると同時に、規制改革の推進により新規参入や新陳代謝を促進し、経済政

策の持続可能性を確保していく。

(中略)

## 第4章 人口減少下での地方施策の強化

(中略)

### 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

ローカルのグローバル化を進めるなどにより、中小企業・小規模事業者の生産性を高め、付加価値を増加させ、従業員や家族の消費を支え、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠である。

#### ①デジタル実装支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディングなどのデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI関連サービス、支援機関によるデジタル化促進などの普及支援策を検討する。

#### ②経営資源引継ぎの促進

事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。

#### ③経営者保証

経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。加えて、商工中金が原則無保証化するなど、政府系金融機関・信用保証協会の取組を一層促すとともに、これらの施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

#### ④産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化

親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が

賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Gメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。

これにより、サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業がコストアップを公正に負担し合ったり、大企業が中小企業のデジタル技術実装に協力したりすることで、中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める、共存共栄の関係を構築する。

## 成長戦略フォローアップ

### II. 全世代型社会保障への改革

(中略)

### 3. 多様で柔軟な働き方の拡大

(中略)

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

(中略)

#### ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(中略)

#### ③ 最低賃金の引上げ

・経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

・最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析<sup>1</sup>をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(以下、略)

<sup>1</sup> 業種別業態別、地域別の実態分析を含む。

平成29年7月12日（水）10:00～  
於 厚生労働省省議室（9階）

## 第2回目安に関する小委員会配付資料

- 資料No. 1 平成29年賃金改定状況調査結果
- 資料No. 2 生活保護と最低賃金
- 資料No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
- 資料No. 4 賃金分布に関する資料
- 資料No. 5 最新の経済指標の動向
- 資料No. 6 中小企業・小規模事業者に対する支援施策

～以上～

## 平成 29 年賃金改定状況調査結果

## ＜ 調査の概要 ＞

1. 調査の地域 都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口 5 万人未満の市より選定した 1 又は複数の市（地方小都市）の区域
2. 調査産業 都道府県庁所在都市については製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他のサービス業（※）、地方小都市については製造業  
 [（※）その他のサービス業とは、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）をいう。]
3. 調査事業所 平成 29 年 6 月 1 日現在の常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所で、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した事業所

都道府県庁所在都市	約 3, 0 0 0	事業所
地 方 小 都 市	約 1, 0 0 0	事業所
合 計	約 4, 0 0 0	事業所

4. 調査労働者 調査事業所に雇用される労働者

約 3 4, 0 0 0 人

5. 調査対象期日及び項目

(1) 次の事項については、平成 29 年 6 月 1 日現在における事実について調査した。

- イ 事業所の名称、所在地、企業規模、事業内容
- ロ 労働者の性、就業形態等

(2) 次の事項については、平成 28 年 6 月分及び平成 29 年 6 月分における事実について調査した。

- イ 労働者の月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数
- ロ 労働者の所定内賃金額

(3) 賃金改定率については、平成 29 年 1 月から 6 月までの事実について調査した。

(4) 年間所定労働日数については、平成 27 年度及び平成 28 年度の実事について調査した。

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ラ ン ク	産 業 計					製 造 業					卸売業、小売業					宿泊業、飲食サービス業					医療、福祉					その他のサービス業				
	調 査 事業所	1～6 月に賃 金引上 げを実 施した 事業所	1～6 月に賃 金引下 げを実 施した 事業所	賃金改 定を実 施しな い事業 所	7月以 降に賃 金改定 を実施 する予 定の事 業所	調 査 事業所	1～6 月に賃 金引上 げを実 施した 事業所	1～6 月に賃 金引下 げを実 施した 事業所	賃金改 定を実 施しな い事業 所	7月以 降に賃 金改定 を実施 する予 定の事 業所	調 査 事業所	1～6 月に賃 金引上 げを実 施した 事業所	1～6 月に賃 金引下 げを実 施した 事業所	賃金改 定を実 施しな い事業 所	7月以 降に賃 金改定 を実施 する予 定の事 業所	調 査 事業所	1～6 月に賃 金引上 げを実 施した 事業所	1～6 月に賃 金引下 げを実 施した 事業所	賃金改 定を実 施しな い事業 所	7月以 降に賃 金改定 を実施 する予 定の事 業所	調 査 事業所	1～6 月に賃 金引上 げを実 施した 事業所	1～6 月に賃 金引下 げを実 施した 事業所	賃金改 定を実 施しな い事業 所	7月以 降に賃 金改定 を実施 する予 定の事 業所	調 査 事業所	1～6 月に賃 金引上 げを実 施した 事業所	1～6 月に賃 金引下 げを実 施した 事業所	賃金改 定を実 施しな い事業 所	7月以 降に賃 金改定 を実施 する予 定の事 業所
A	100.0	48.6	1.4	37.2	12.8	100.0	47.7	1.6	38.6	12.1	100.0	52.0	0.0	31.7	16.3	100.0	40.2	0.0	47.7	12.2	100.0	65.8	1.3	22.4	10.5	100.0	41.6	3.4	43.6	11.4
B	100.0	51.9	0.4	31.6	16.1	100.0	49.0	0.5	35.3	15.2	100.0	57.4	0.0	25.8	16.7	100.0	31.8	0.0	45.5	22.7	100.0	68.2	0.0	12.7	19.1	100.0	54.4	1.5	30.9	13.2
C	100.0	47.4	0.8	38.8	13.0	100.0	42.4	0.5	44.5	12.6	100.0	50.0	0.4	35.1	14.5	100.0	37.5	1.1	50.0	11.4	100.0	66.3	1.1	21.3	11.2	100.0	55.3	1.7	29.1	14.0
D	100.0	44.4	0.4	36.3	18.9	100.0	36.0	0.2	44.7	19.1	100.0	55.3	1.2	22.5	20.9	100.0	33.8	0.0	38.8	27.5	100.0	68.7	0.0	18.1	13.3	100.0	45.7	0.0	40.2	14.0
計	100.0	47.9	0.7	36.2	15.2	100.0	43.5	0.7	41.1	14.7	100.0	53.5	0.4	29.0	17.1	100.0	35.8	0.3	45.7	18.2	100.0	67.4	0.6	18.8	13.2	100.0	49.4	1.6	35.8	13.2
	(100.0)	(43.1)	(0.6)	(42.3)	(14.0)	(100.0)	(38.9)	(0.6)	(47.3)	(13.2)	(100.0)	(46.3)	(0.4)	(36.9)	(16.4)	(100.0)	(34.3)	(0.3)	(53.8)	(11.6)	(100.0)	(57.7)	(0.3)	(26.8)	(15.2)	(100.0)	(48.4)	(1.0)	(36.8)	(13.8)

(注) ( )内は、平成28年調査

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所						賃金引下げ実施事業所						賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計					
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	医療, 福祉	その他の サービス業	産業計	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	医療, 福祉	その他の サービス業	産業計	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	医療, 福祉	その他の サービス業
A	2.7	2.7	2.6	3.0	2.6	2.9	-6.5	-5.6	0.0	0.0	-17.0	-5.6	1.2	1.2	1.3	1.2	1.5	1.0
B	2.5	2.3	2.6	3.2	2.9	2.6	-7.0	-5.6	0.0	0.0	0.0	-8.4	1.3	1.1	1.5	1.0	1.9	1.3
C	2.5	2.5	2.5	2.9	2.0	2.6	-8.4	-13.2	-0.8	-1.0	-15.0	-6.5	1.1	1.0	1.3	1.1	1.2	1.3
D	2.7	2.9	2.1	3.9	2.2	3.1	-2.9	-1.0	-3.5	0.0	0.0	0.0	1.2	1.0	1.1	1.3	1.5	1.4
計	2.6	2.6	2.4	3.2	2.4	2.8	-6.6	-7.0	-2.8	-1.0	-16.0	-6.4	1.2	1.1	1.3	1.1	1.5	1.3
	(2.7)	(2.7)	(2.6)	(3.1)	(2.6)	(2.7)	(-8.2)	(-10.9)	(-3.3)	(-7.7)	(-0.1)	(-7.4)	(1.1)	(1.0)	(1.2)	(1.0)	(1.5)	(1.2)

(注) ( ) 内は、平成28年調査

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産 業 計				製 造 業				卸売業、小売業				宿泊業、飲食サービス業				医療、福祉				その他のサービス業			
	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分 散 係 数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分 散 係 数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分 散 係 数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分 散 係 数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分 散 係 数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分 散 係 数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	% 1.2	% 1.9	% 3.4	0.60	% 1.3	% 1.9	% 3.1	0.50	% 1.2	% 1.8	% 2.9	0.50	% 1.1	% 2.3	% 4.5	0.70	% 1.1	% 1.9	% 4.3	0.80	% 1.3	% 2.0	% 4.1	0.70
B	1.2	1.9	3.1	0.50	1.1	1.8	3.1	0.60	1.3	2.1	2.9	0.40	1.3	1.9	4.4	0.80	1.2	1.9	4.1	0.80	1.2	1.9	3.0	0.50
C	1.3	2.0	3.1	0.50	1.3	1.9	3.2	0.50	1.3	2.1	3.0	0.40	1.7	2.3	3.4	0.40	1.1	1.7	2.7	0.50	1.3	2.2	3.2	0.40
D	1.3	2.0	3.5	0.60	1.2	2.1	3.9	0.60	1.2	1.8	2.9	0.50	2.1	3.3	6.1	0.60	1.2	1.6	2.5	0.40	1.3	2.3	3.9	0.60
計	1.2	2.0	3.3	0.50	1.2	1.9	3.3	0.60	1.3	1.9	2.9	0.40	1.5	2.5	4.8	0.70	1.2	1.7	3.1	0.60	1.3	2.1	3.6	0.50
	(1.0)	(2.0)	(3.0)	(0.50)	(1.0)	(2.0)	(3.0)	(0.50)	(1.0)	(1.8)	(2.9)	(0.53)	(1.1)	(2.4)	(3.7)	(0.54)	(1.0)	(2.0)	(2.9)	(0.48)	(1.0)	(2.1)	(3.3)	(0.56)

- (注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。  
 2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$   
 3 ( ) 内は、平成28年調査

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産 業 計				製造業				卸売業、小売業				宿泊業、飲食サービス業				医療、福祉				その他のサービス業				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	
男 女 計	A	1,466	1,486	1.4	1.3	1,524	1,544	1.3	1.3	1,590	1,608	1.1	1.5	1,108	1,137	2.6	0.4	1,452	1,472	1.4	0.2	1,583	1,598	0.9	1.3
	B	1,347	1,366	1.4	1.2	1,299	1,311	0.9	1.0	1,495	1,509	0.9	0.6	1,013	1,030	1.7	0.6	1,341	1,379	2.8	2.5	1,431	1,454	1.6	1.2
	C	1,313	1,329	1.2	0.9	1,279	1,290	0.9	0.6	1,395	1,414	1.4	0.4	975	990	1.5	0.6	1,315	1,331	1.2	1.9	1,481	1,499	1.2	1.5
	D	1,202	1,213	0.9	0.9	1,126	1,136	0.9	0.6	1,283	1,296	1.0	0.7	919	927	0.9	0.7	1,210	1,224	1.2	1.0	1,343	1,347	0.3	0.8
	計	1,360	1,378	1.3	1.1	1,344	1,358	1.0	1.0	1,472	1,489	1.2	0.9	1,030	1,050	1.9	0.5	1,349	1,371	1.6	1.2	1,488	1,504	1.1	1.2
男	A	1,690	1,709	1.1	0.9	1,700	1,717	1.0	1.1	1,796	1,813	0.9	1.4	1,228	1,277	4.0	-1.2	1,685	1,704	1.1	-2.9	1,790	1,795	0.3	1.3
	B	1,588	1,611	1.4	1.1	1,468	1,479	0.7	0.9	1,741	1,762	1.2	0.4	1,213	1,248	2.9	1.1	1,577	1,638	3.9	4.5	1,597	1,624	1.7	1.7
	C	1,538	1,554	1.0	0.4	1,449	1,461	0.8	0.4	1,588	1,607	1.2	0.1	1,127	1,141	1.2	-1.1	1,663	1,643	-1.2	2.6	1,704	1,725	1.2	1.5
	D	1,402	1,406	0.3	0.4	1,274	1,286	0.9	0.5	1,499	1,511	0.8	0.7	1,069	1,058	-1.0	-0.1	1,435	1,422	-0.9	-1.3	1,478	1,476	-0.1	0.3
	計	1,587	1,605	1.1	0.7	1,517	1,530	0.9	0.8	1,690	1,708	1.1	0.8	1,182	1,213	2.6	-0.5	1,601	1,620	1.2	-0.1	1,674	1,687	0.8	1.3
女	A	1,248	1,271	1.8	1.6	1,123	1,150	2.4	1.8	1,282	1,304	1.7	1.8	1,037	1,059	2.1	1.1	1,422	1,445	1.6	1.1	1,298	1,327	2.2	1.4
	B	1,120	1,138	1.6	1.4	988	1,007	1.9	1.5	1,145	1,158	1.1	0.9	925	934	1.0	0.5	1,300	1,333	2.5	2.5	1,198	1,211	1.1	0.9
	C	1,110	1,128	1.6	1.5	961	972	1.1	1.4	1,110	1,131	1.9	0.9	903	917	1.6	1.8	1,281	1,298	1.3	1.9	1,199	1,222	1.9	1.9
	D	1,033	1,050	1.6	1.3	858	871	1.5	1.3	1,034	1,053	1.8	1.3	843	857	1.7	0.9	1,180	1,197	1.4	1.2	1,103	1,124	1.9	1.9
	計	1,150	1,169	1.7	1.5	1,002	1,021	1.9	1.6	1,165	1,184	1.6	1.3	952	968	1.7	1.1	1,316	1,338	1.7	1.6	1,225	1,248	1.9	1.4

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

一般・パート ランク	産 業 計				製造業				卸売業、小売業				宿泊業、飲食サービス業				医療、福祉				その他のサービス業				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	
一般 パート 計	A	1,466	1,486	1.4	1.3	1,524	1,544	1.3	1.3	1,590	1,608	1.1	1.5	1,108	1,137	2.6	0.4	1,452	1,472	1.4	0.2	1,583	1,598	0.9	1.3
	B	1,347	1,366	1.4	1.2	1,299	1,311	0.9	1.0	1,495	1,509	0.9	0.6	1,013	1,030	1.7	0.6	1,341	1,379	2.8	2.5	1,431	1,454	1.6	1.2
	C	1,313	1,329	1.2	0.9	1,279	1,290	0.9	0.6	1,395	1,414	1.4	0.4	975	990	1.5	0.6	1,315	1,331	1.2	1.9	1,481	1,499	1.2	1.5
	D	1,202	1,213	0.9	0.9	1,126	1,136	0.9	0.6	1,283	1,296	1.0	0.7	919	927	0.9	0.7	1,210	1,224	1.2	1.0	1,343	1,347	0.3	0.8
	計	1,360	1,378	1.3	1.1	1,344	1,358	1.0	1.0	1,472	1,489	1.2	0.9	1,030	1,050	1.9	0.5	1,349	1,371	1.6	1.2	1,488	1,504	1.1	1.2
一般	A	1,654	1,675	1.3	1.2	1,645	1,665	1.2	1.1	1,723	1,742	1.1	1.3	1,332	1,372	3.0	-0.4	1,520	1,536	1.1	-1.4	1,729	1,748	1.1	1.2
	B	1,493	1,519	1.7	1.1	1,388	1,401	0.9	1.0	1,632	1,647	0.9	0.4	1,237	1,268	2.5	-0.1	1,370	1,424	3.9	2.6	1,506	1,535	1.9	0.9
	C	1,461	1,480	1.3	0.8	1,356	1,367	0.8	0.7	1,531	1,551	1.3	0.3	1,166	1,186	1.7	0.9	1,360	1,380	1.5	2.0	1,578	1,594	1.0	1.3
	D	1,309	1,322	1.0	0.8	1,190	1,199	0.8	0.6	1,385	1,397	0.9	0.5	1,064	1,074	0.9	0.7	1,239	1,265	2.1	1.2	1,410	1,412	0.1	0.9
	計	1,512	1,532	1.3	1.0	1,435	1,449	1.0	0.9	1,604	1,620	1.0	0.8	1,228	1,256	2.3	-0.6	1,386	1,415	2.1	0.8	1,590	1,607	1.1	1.1
パート	A	1,118	1,137	1.7	1.2	1,076	1,100	2.2	2.0	1,104	1,120	1.4	1.8	1,016	1,040	2.4	1.3	1,365	1,390	1.8	2.2	1,142	1,148	0.5	1.9
	B	1,016	1,022	0.6	1.5	957	969	1.3	1.1	1,005	1,016	1.1	1.2	894	902	0.9	1.0	1,290	1,298	0.6	2.4	1,098	1,095	-0.3	2.6
	C	978	988	1.0	0.9	929	939	1.1	0.6	923	940	1.8	0.3	872	884	1.4	0.4	1,243	1,251	0.6	1.6	1,043	1,068	2.4	2.6
	D	940	949	1.0	0.9	835	847	1.4	1.3	959	977	1.9	1.7	837	843	0.7	0.6	1,130	1,111	-1.7	0.4	1,027	1,037	1.0	0.8
	計	1,038	1,051	1.3	1.3	977	993	1.6	1.2	1,012	1,030	1.8	1.6	934	949	1.6	1.1	1,289	1,298	0.7	1.8	1,099	1,108	0.8	1.9

## 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ラ ン ク	計					県 庁 所 在 都 市					地 方 小 都 市				
	1～6月 に賃金引 上げを実 施した事 業所	賃金引上げの実施時期は、 昨年と比較して				1～6月 に賃金引 上げを実 施した事 業所	賃金引上げの実施時期は、 昨年と比較して				1～6月 に賃金引 上げを実 施した事 業所	賃金引上げの実施時期は、 昨年と比較して			
		変わら ない	早 い	遅 い	その他		変わら ない	早 い	遅 い	その他		変わら ない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	90.1	1.5	0.9	7.5	100.0	90.5	1.4	1.1	7.0	100.0	88.7	1.9	0.0	9.4
B	100.0	88.4	2.1	0.8	8.6	100.0	89.9	1.6	1.1	7.4	100.0	83.5	3.7	0.0	12.8
C	100.0	88.5	2.3	1.2	8.0	100.0	88.4	2.3	1.6	7.7	100.0	88.8	2.4	0.0	8.8
D	100.0	87.6	3.8	1.1	7.5	100.0	87.2	3.9	1.0	7.8	100.0	89.4	3.5	1.2	5.9
計	100.0 (100.0)	88.6 (87.2)	2.4 (3.5)	1.0 (1.0)	7.9 (8.4)	100.0 (100.0)	89.0 (88.1)	2.3 (3.3)	1.2 (0.9)	7.5 (7.7)	100.0 (100.0)	87.5 (83.7)	2.8 (4.0)	0.2 (1.6)	9.4 (10.7)

- (注) 1. ( )内は、平成28年調査  
 2. 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

地域 ランク	産業計						製造業						卸売業, 小売業						宿泊業, 飲食サービス業						医療, 福祉						その他のサービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5			
計	A	100.0	19.6	1.5	10.4	63.9	4.6	100.0	19.4	0.5	11.3	64.9	4.1	100.0	28.3	0.9	7.5	58.5	4.7	100.0	15.9	2.3	9.1	70.5	2.3	100.0	16.0	4.0	16.0	52.0	12.0	100.0	12.2	3.7	11.0	68.3	4.9		
	B	100.0	22.3	3.7	14.5	51.7	7.8	100.0	16.0	4.1	15.5	54.3	10.0	100.0	30.3	3.4	14.6	46.1	5.6	100.0	28.9	2.2	8.9	57.8	2.2	100.0	31.8	13.6	0.0	40.9	13.6	100.0	25.0	0.0	20.0	50.0	5.0		
	C	100.0	17.2	2.1	14.7	60.1	5.8	100.0	15.0	0.9	15.3	62.7	6.1	100.0	23.1	3.1	11.5	59.2	3.1	100.0	5.6	3.7	25.9	55.6	9.3	100.0	31.0	0.0	10.3	55.2	3.4	100.0	19.5	5.2	11.7	55.8	7.8		
	D	100.0	23.5	3.3	18.2	47.6	7.5	100.0	22.6	2.3	22.6	47.4	5.2	100.0	34.0	3.8	14.2	37.7	10.4	100.0	18.9	7.5	9.4	49.1	15.1	100.0	26.9	3.8	7.7	50.0	11.5	100.0	15.7	3.4	15.7	58.4	6.7		
	計	100.0 (100.0)	20.5 (16.4)	2.6 (3.3)	14.7 (14.9)	55.8 (60.2)	6.4 (5.3)	100.0 (100.0)	18.3 (14.4)	1.9 (2.4)	16.6 (16.7)	57.1 (61.5)	6.2 (5.0)	100.0 (100.0)	28.5 (19.7)	2.8 (4.3)	11.8 (12.1)	51.0 (57.1)	5.8 (6.8)	100.0 (100.0)	16.8 (9.6)	4.1 (2.5)	13.8 (12.6)	57.7 (69.7)	7.7 (5.6)	100.0 (100.0)	26.5 (26.2)	4.9 (2.3)	8.8 (14.6)	50.0 (49.2)	9.8 (7.7)	100.0 (100.0)	17.5 (18.5)	3.2 (5.8)	14.3 (14.3)	58.8 (58.4)	6.2 (2.9)		
県庁所在都市	A	100.0	19.4	1.9	10.3	63.9	4.4	100.0	18.4	1.0	11.7	66.0	2.9	100.0	28.3	0.9	7.5	58.5	4.7	100.0	15.9	2.3	9.1	70.5	2.3	100.0	16.0	4.0	16.0	52.0	12.0	100.0	12.2	3.7	11.0	68.3	4.9		
	B	100.0	24.4	3.1	16.6	50.0	5.9	100.0	15.4	2.9	23.1	51.9	6.7	100.0	30.3	3.4	14.6	46.1	5.6	100.0	28.9	2.2	8.9	57.8	2.2	100.0	31.8	13.6	0.0	40.9	13.6	100.0	25.0	0.0	20.0	50.0	5.0		
	C	100.0	17.8	2.9	17.1	57.0	5.2	100.0	14.3	1.9	22.7	56.5	4.5	100.0	23.1	3.1	11.5	59.2	3.1	100.0	5.6	3.7	25.9	55.6	9.3	100.0	31.0	0.0	10.3	55.2	3.4	100.0	19.5	5.2	11.7	55.8	7.8		
	D	100.0	22.2	4.0	16.9	48.0	8.9	100.0	18.3	3.3	23.5	48.4	6.5	100.0	34.0	3.8	14.2	37.7	10.4	100.0	18.9	7.5	9.4	49.1	15.1	100.0	26.9	3.8	7.7	50.0	11.5	100.0	15.7	3.4	15.7	58.4	6.7		
	計	100.0 (100.0)	20.8 (16.7)	3.0 (3.7)	15.3 (14.0)	54.7 (60.1)	6.2 (5.5)	100.0 (100.0)	16.5 (13.3)	2.3 (2.6)	20.8 (15.9)	55.1 (63.0)	5.3 (5.3)	100.0 (100.0)	28.5 (19.7)	2.8 (4.3)	11.8 (12.1)	51.0 (57.1)	5.8 (6.8)	100.0 (100.0)	16.8 (9.6)	4.1 (2.5)	13.8 (12.6)	57.7 (69.7)	7.7 (5.6)	100.0 (100.0)	26.5 (26.2)	4.9 (2.3)	8.8 (14.6)	50.0 (49.2)	9.8 (7.7)	100.0 (100.0)	17.5 (18.5)	3.2 (5.8)	14.3 (14.3)	58.8 (58.4)	6.2 (2.9)		
地方 小都市	A	100.0						100.0	20.2	0.0	10.9	63.9	5.0	(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定																									
	B	100.0						100.0	16.5	5.2	8.7	56.5	13.0	事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定																									
	C	100.0						100.0	15.6	0.0	8.7	68.2	7.5	事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定																									
	D	100.0						100.0	26.8	1.3	21.7	46.5	3.8	事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定																									
	計	100.0						100.0 (100.0)	19.9 (15.4)	1.4 (2.3)	12.8 (17.4)	58.9 (60.2)	7.1 (4.7)	事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定 ( )内は、平成28年調査																									

参考3 事業所の平均賃金改定率

(県庁所在都市・地方小都市別)

(%)

ラ ン ク	県 庁 所 在 都 市																		地 方 小 都 市		
	賃 金 引 上 げ 実 施 事 業 所						賃 金 引 下 げ 実 施 事 業 所						賃 金 改 定 実 施 事 業 所 及 び 凍 結 事 業 所 の 合 計						賃 金 引 上 げ 実 施 事 業 所	賃 金 引 下 げ 実 施 事 業 所	賃 金 改 定 実 施 事 業 所 及 び 凍 結 事 業 所 の 合 計
	産 業 計	製 造 業	卸 売 業, 小 売 業	宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	医 療, 福 祉	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	産 業 計	製 造 業	卸 売 業, 小 売 業	宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	医 療, 福 祉	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	産 業 計	製 造 業	卸 売 業, 小 売 業	宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	医 療, 福 祉	そ の 他 の サ ー ビ ス 業	製 造 業	製 造 業	製 造 業
A	2.7	2.8	2.6	3.0	2.6	2.9	-6.9	-6.4	0.0	0.0	-17.0	-5.6	1.2	1.2	1.3	1.2	1.5	1.0	2.7	-1.0	1.3
B	2.6	2.5	2.6	3.2	2.9	2.6	-6.0	-1.4	0.0	0.0	0.0	-8.4	1.4	1.2	1.5	1.0	1.9	1.3	2.2	-9.7	1.0
C	2.5	2.5	2.5	2.9	2.0	2.6	-6.1	0.0	-0.8	-1.0	-15.0	-6.5	1.2	1.1	1.3	1.1	1.2	1.3	2.6	-13.2	0.9
D	2.6	3.0	2.1	3.9	2.2	3.1	-2.9	-1.0	-3.5	0.0	0.0	0.0	1.2	1.1	1.1	1.3	1.5	1.4	2.9	0.0	0.0
計	2.6 (2.7)	2.7 (2.8)	2.4 (2.6)	3.2 (3.1)	2.4 (2.6)	2.8 (2.7)	-6.0 (-7.4)	-5.1 (-10.9)	-2.8 (-3.3)	-1.0 (-7.7)	-16.0 (-0.1)	-6.4 (-7.4)	1.2 (1.2)	1.1 (1.0)	1.3 (1.2)	1.1 (1.0)	1.5 (1.5)	1.3 (1.2)	2.6 (2.6)	-10.0 (-11.0)	1.1 (0.9)

(注) ( )内は、平成28年調査

参考4 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

(県庁所在都市・地方小都市別)

ラ ン ク	県 庁 所 在 都 市																							地 方 小 都 市				
	産 業 計				製 造 業				卸 売 業, 小 売 業				宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業				医 療, 福 祉				そ の 他 の サ ー ビ ス 業				製 造 業			
	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数	第1・ 四分位 数	中位数	第3・ 四分位 数	分散 係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	% 1.2	% 1.9	% 3.4	0.58	% 1.2	% 1.8	% 3.0	0.50	% 1.2	% 1.8	% 2.9	0.47	% 1.1	% 2.3	% 4.5	0.74	% 1.1	% 1.9	% 4.3	0.84	% 1.3	% 2.0	% 4.1	0.70	% 1.4	% 1.9	% 3.3	0.50
B	1.2	2.0	3.2	0.50	1.2	2.0	3.2	0.50	1.3	2.1	2.9	0.38	1.3	1.9	4.4	0.82	1.2	1.9	4.1	0.76	1.2	1.9	3.0	0.47	1.0	1.6	3.1	0.66
C	1.3	2.0	3.1	0.45	1.3	1.9	3.1	0.47	1.3	2.1	3.0	0.40	1.7	2.3	3.4	0.37	1.1	1.7	2.7	0.47	1.3	2.2	3.2	0.43	1.2	1.9	3.4	0.58
D	1.3	2.0	3.4	0.53	1.2	2.4	4.1	0.60	1.2	1.8	2.9	0.47	2.1	3.3	6.1	0.61	1.2	1.6	2.5	0.41	1.3	2.3	3.9	0.57	1.2	1.9	3.6	0.63
計	1.3 (1.0)	2.0 (2.0)	3.3 (3.1)	0.50 (0.52)	1.2 (1.0)	2.0 (1.8)	3.3 (3.2)	0.53 (0.61)	1.3 (1.0)	1.9 (1.8)	2.9 (2.9)	0.42 (0.53)	1.5 (1.1)	2.5 (2.4)	4.8 (3.7)	0.66 (0.54)	1.2 (1.0)	1.7 (2.0)	3.1 (2.9)	0.56 (0.48)	1.3 (1.0)	2.1 (2.1)	3.6 (3.3)	0.55 (0.56)	1.2 (1.0)	1.9 (2.0)	3.3 (3.0)	0.55 (0.50)

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

3 ( ) 内は、平成28年調査

参考5 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率  
(県庁所在都市・地方小都市別)

(円、%)

性 ランク	県 庁 所 在 都 市																								地 方 小 都 市				
	産 業 計				製 造 業				卸 売 業, 小 売 業				宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業				医 療, 福 祉				そ の 他 の サ ー ビ ス 業				製 造 業				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	28年6月	29年6月		28年	
男 女 計	A	1,466	1,487	1.4	1.2	1,596	1,621	1.6	1.7	1,590	1,608	1.1	1.5	1,108	1,137	2.6	0.3	1,452	1,472	1.4	0.2	1,583	1,598	0.9	1.3	1,452	1,468	1.1	0.8
	B	1,354	1,374	1.5	1.2	1,335	1,345	0.7	0.8	1,495	1,509	0.9	0.6	1,013	1,030	1.7	0.6	1,341	1,379	2.8	2.5	1,431	1,454	1.6	1.2	1,262	1,277	1.2	1.2
	C	1,319	1,335	1.2	0.9	1,331	1,338	0.5	0.5	1,395	1,414	1.4	0.3	975	990	1.5	0.5	1,315	1,331	1.2	1.9	1,481	1,499	1.2	1.5	1,228	1,242	1.1	0.7
	D	1,211	1,221	0.8	0.8	1,187	1,192	0.4	0.7	1,283	1,296	1.0	0.7	919	927	0.9	0.7	1,210	1,224	1.2	1.0	1,343	1,347	0.3	0.8	1,065	1,079	1.3	0.5
	計	1,365	1,383	1.3	1.1	1,398	1,412	1.0	1.1	1,472	1,489	1.2	0.9	1,030	1,050	1.9	0.4	1,349	1,371	1.6	1.2	1,488	1,504	1.1	1.2	1,289	1,304	1.2	0.8
男 女 計	A	1,695	1,715	1.2	1.0	1,764	1,784	1.1	1.7	1,796	1,813	0.9	1.4	1,228	1,277	4.0	-1.4	1,685	1,704	1.1	-3.0	1,790	1,795	0.3	1.3	1,634	1,646	0.7	0.5
	B	1,606	1,630	1.5	1.1	1,506	1,512	0.4	0.8	1,741	1,762	1.2	0.4	1,213	1,248	2.9	1.1	1,577	1,638	3.9	4.5	1,597	1,624	1.7	1.7	1,431	1,445	1.0	0.9
	C	1,551	1,567	1.0	0.5	1,495	1,502	0.5	0.5	1,588	1,607	1.2	0.0	1,127	1,141	1.2	-1.3	1,663	1,643	-1.2	2.6	1,704	1,725	1.2	1.5	1,402	1,418	1.1	0.3
	D	1,415	1,419	0.3	0.4	1,311	1,322	0.8	0.5	1,499	1,511	0.8	0.7	1,069	1,058	-1.0	-0.1	1,435	1,422	-0.9	-1.3	1,478	1,476	-0.1	0.3	1,230	1,244	1.1	0.5
	計	1,599	1,617	1.1	0.8	1,563	1,575	0.8	1.0	1,690	1,708	1.1	0.8	1,182	1,213	2.6	-0.7	1,601	1,620	1.2	-0.2	1,674	1,687	0.8	1.3	1,468	1,482	1.0	0.5
女 計	A	1,255	1,278	1.8	1.5	1,182	1,214	2.7	1.9	1,282	1,304	1.7	1.8	1,037	1,059	2.1	1.0	1,422	1,445	1.6	0.9	1,298	1,327	2.2	1.4	1,070	1,093	2.1	1.9
	B	1,130	1,147	1.5	1.5	1,020	1,036	1.6	1.4	1,145	1,158	1.1	0.9	925	934	1.0	0.5	1,300	1,333	2.5	2.5	1,198	1,211	1.1	0.9	956	979	2.4	1.7
	C	1,119	1,137	1.6	1.5	998	1,010	1.2	1.2	1,110	1,131	1.9	0.9	903	917	1.6	1.8	1,281	1,298	1.3	1.9	1,199	1,222	1.9	1.9	927	937	1.1	1.4
	D	1,042	1,059	1.6	1.3	896	903	0.8	1.4	1,034	1,053	1.8	1.3	843	857	1.7	0.9	1,180	1,197	1.4	1.2	1,103	1,124	1.9	1.9	831	847	1.9	1.2
	計	1,158	1,178	1.7	1.5	1,046	1,065	1.8	1.5	1,165	1,184	1.6	1.3	952	968	1.7	1.1	1,316	1,338	1.7	1.6	1,225	1,248	1.9	1.4	962	982	2.1	1.6

## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

28年	29年
24.4	25.4

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	28年	29年
男性	57.1	56.5
女性	42.9	43.5

### 3 年間所定労働日数（事業所平均）

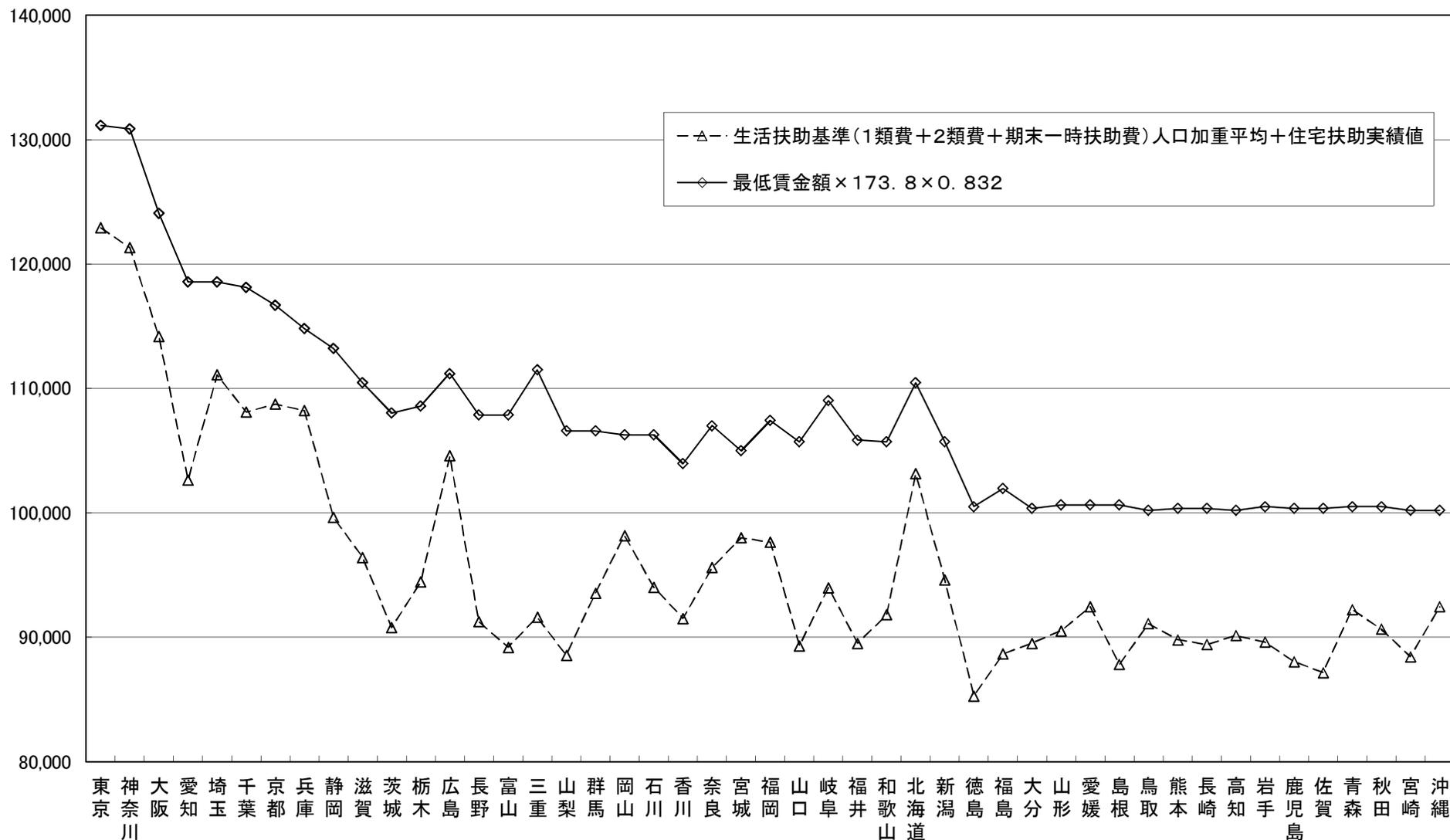
(日)

27年度	28年度
256.1	254.5

# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

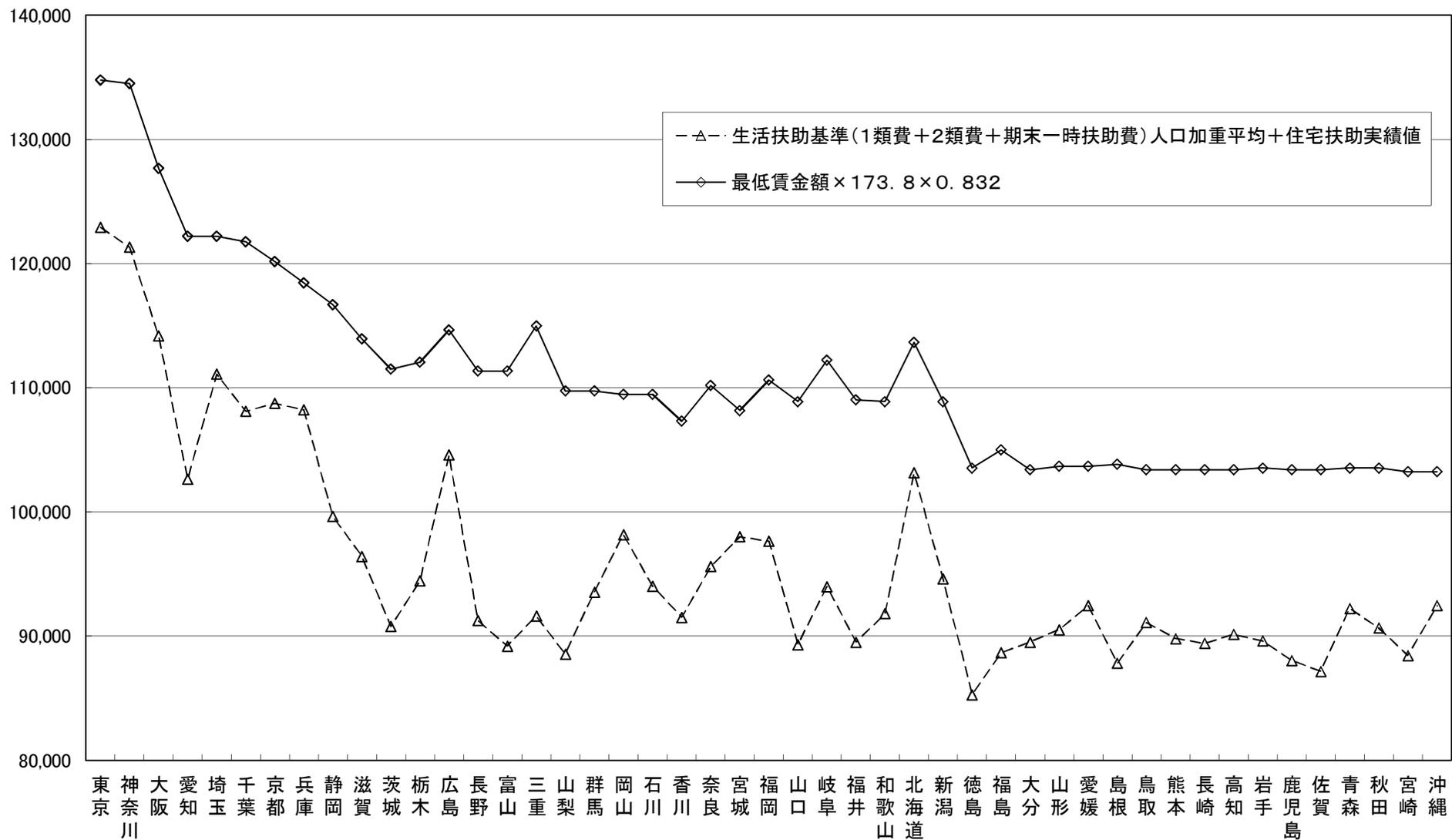
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成27年度のもの。

注4)0.832は時間額693円で月173.8時間働いた場合の平成27年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

### 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは平成27年度、最低賃金のデータは平成28年度のもの。  
 注4)0.832は時間額693円で月173.8時間働いた場合の平成27年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成27年度データに基づく乖離額 (A)	平成28年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.833→0.832)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△51	22	△73	△21	△52	△22	1	△33	2
青森	△58	21	△79	△34	△45	△21	1	△26	2
岩手	△76	21	△97	△58	△39	△21	1	△22	4
宮城	△49	22	△71	△31	△40	△22	1	△20	2
秋田	△68	21	△89	△44	△45	△21	1	△27	1
山形	△71	21	△92	△51	△41	△21	1	△22	3
福島	△92	21	△113	△81	△32	△21	1	△16	4
茨城	△120	24	△144	△112	△32	△24	1	△11	2
栃木	△98	24	△122	△87	△35	△24	1	△14	2
群馬	△91	22	△113	△78	△35	△22	1	△15	2
埼玉	△52	25	△77	△39	△38	△25	1	△16	2
千葉	△70	25	△95	△56	△39	△25	1	△16	1
東京	△57	25	△82	△40	△42	△25	1	△20	1
神奈川	△67	25	△92	△49	△43	△25	1	△19	0
新潟	△77	22	△99	△55	△44	△22	1	△25	2
富山	△130	24	△154	△110	△44	△24	1	△22	2
石川	△85	22	△107	△73	△34	△22	1	△16	3
福井	△113	22	△135	△105	△30	△22	1	△15	6
山梨	△125	22	△147	△115	△32	△22	1	△13	3
長野	△116	24	△140	△99	△41	△24	1	△19	2
岐阜	△105	22	△127	△93	△34	△22	1	△14	1
静岡	△94	24	△118	△83	△35	△24	1	△14	2
愛知	△111	25	△136	△97	△39	△25	1	△16	1
三重	△138	24	△162	△129	△33	△24	1	△13	4
滋賀	△98	24	△122	△89	△33	△24	1	△13	3
京都	△55	24	△79	△39	△40	△24	1	△17	△1
大阪	△69	25	△94	△52	△42	△25	1	△19	2
兵庫	△46	25	△71	△33	△38	△25	1	△16	2
奈良	△79	22	△101	△68	△33	△22	1	△13	2
和歌山	△97	22	△119	△86	△33	△22	1	△13	2
鳥取	△63	22	△85	△52	△33	△22	1	△14	2
島根	△89	22	△111	△77	△34	△22	1	△14	1
岡山	△57	22	△79	△47	△32	△22	1	△14	4
広島	△46	24	△70	△33	△37	△24	1	△16	2
山口	△114	22	△136	△102	△34	△22	1	△14	2
徳島	△106	21	△127	△98	△29	△21	1	△12	3
香川	△87	23	△110	△76	△34	△23	1	△13	2
愛媛	△57	21	△78	△50	△28	△21	1	△12	4
高知	△70	22	△92	△61	△31	△22	1	△12	2
福岡	△68	22	△90	△56	△34	△22	1	△15	2
佐賀	△92	21	△113	△85	△28	△21	1	△11	4
長崎	△76	21	△97	△67	△30	△21	1	△13	2
熊本	△74	21	△95	△66	△29	△21	1	△12	3
大分	△75	21	△96	△65	△31	△21	1	△13	2
宮崎	△82	21	△103	△74	△29	△21	1	△12	3
鹿児島	△86	21	△107	△77	△30	△21	1	△13	3
沖縄	△54	21	△75	△45	△30	△21	1	△12	2

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

## 地域別最低賃金額、影響率及び未満率

## 1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成19～28年度）

年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		687 (14)	703 (16)	713 (10)	730 (17)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)
Aランク	未満率 (%)	0.7	0.6	1.1	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2
	影響率 (%)	1.8	1.9	3.1	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5
Bランク	未満率 (%)	1.2	1.3	1.4	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6
	影響率 (%)	1.9	2.8	1.9	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6
Cランク	未満率 (%)	1.3	1.6	2.3	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0
	影響率 (%)	2.6	3.2	3.1	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6
Dランク	未満率 (%)	1.4	1.8	2.0	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5
	影響率 (%)	3.1	3.7	2.4	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1
計	未満率 (%)	1.1	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7
	影響率 (%)	2.2	2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.0

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成19年度～平成28年度）

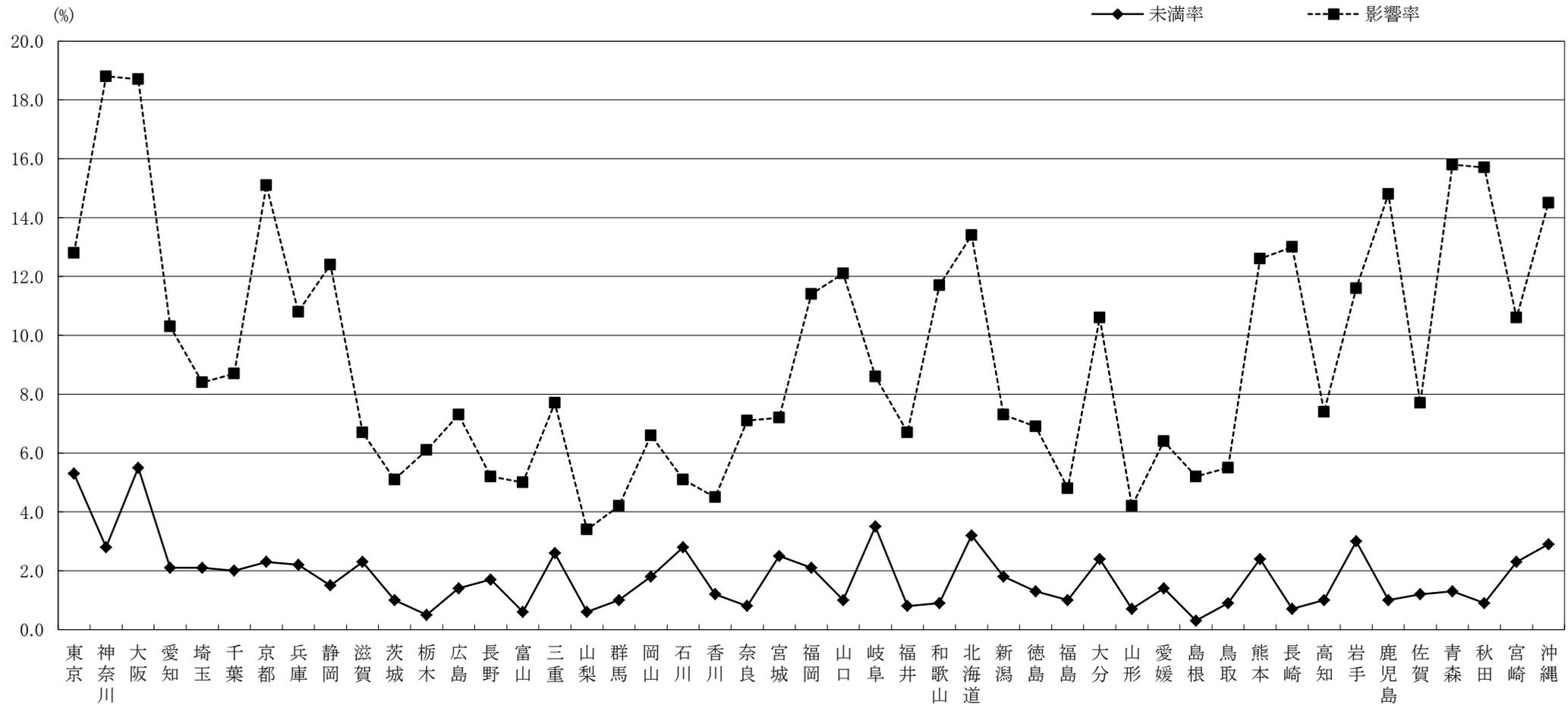
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

## 2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

### (1) 都道府県別未満率と影響率(平成28年度)

未満率(全国平均) 2.7%

影響率(全国平均) 11.0%



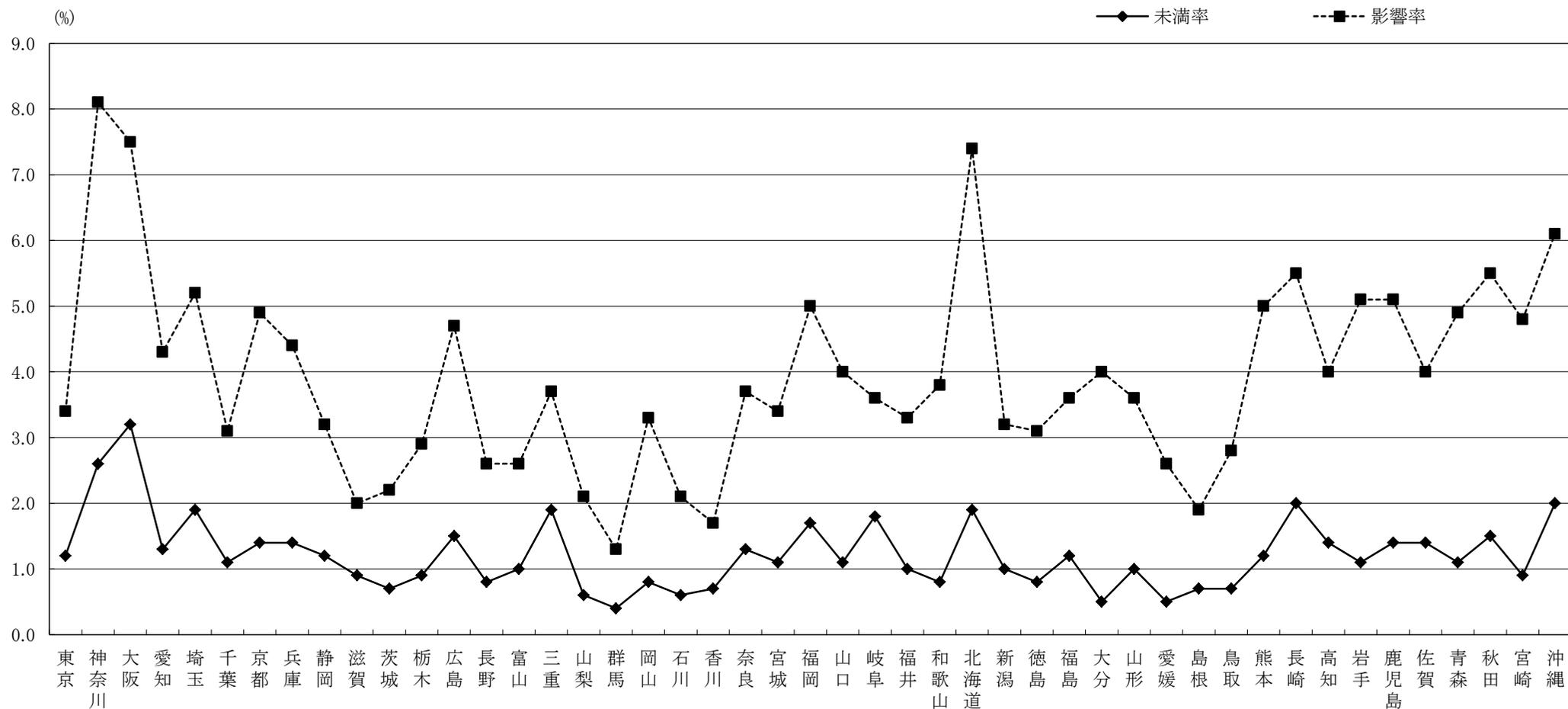
	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道	新 潟	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知	岩 手	鹿 児 島	佐 賀	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	全 国 平 均
未満率	5.3	2.8	5.5	2.1	2.1	2.0	2.3	2.2	1.5	2.3	1.0	0.5	1.4	1.7	0.6	2.6	0.6	1.0	1.8	2.8	1.2	0.8	2.5	2.1	1.0	3.5	0.8	0.9	3.2	1.8	1.3	1.0	2.4	0.7	1.4	0.3	0.9	2.4	0.7	1.0	3.0	1.0	1.2	1.3	0.9	2.3	2.9	2.7
影響率	12.8	18.8	18.7	10.3	8.4	8.7	15.1	10.8	12.4	6.7	5.1	6.1	7.3	5.2	5.0	7.7	3.4	4.2	6.6	5.1	4.5	7.1	7.2	11.4	12.1	8.6	6.7	11.7	13.4	7.3	6.9	4.8	10.6	4.2	6.4	5.2	5.5	12.6	13.0	7.4	11.6	14.8	7.7	15.8	15.7	10.6	14.5	11.0

資料出所 厚生労働省「平成28年最低賃金に関する基礎調査」  
 (注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(平成28年度)

未満率(全国平均) 1.5%

影響率(全国平均) 4.5%



	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	1.2	2.6	3.2	1.3	1.9	1.1	1.4	1.4	1.2	0.9	0.7	0.9	1.5	0.8	1.0	1.9	0.6	0.4	0.8	0.6	0.7	1.3	1.1	1.7	1.1	1.8	1.0	0.8	1.9	1.0	0.8	1.2	0.5	1.0	0.5	0.7	0.7	1.2	2.0	1.4	1.1	1.4	1.4	1.1	1.5	0.9	2.0	1.5
影響率	3.4	8.1	7.5	4.3	5.2	3.1	4.9	4.4	3.2	2.0	2.2	2.9	4.7	2.6	2.6	3.7	2.1	1.3	3.3	2.1	1.7	3.7	3.4	5.0	4.0	3.6	3.3	3.8	7.4	3.2	3.1	3.6	4.0	3.6	2.6	1.9	2.8	5.0	5.5	4.0	5.1	5.1	4.0	4.9	5.5	4.8	6.1	4.5

資料出所 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

## 賃金分布に関する資料

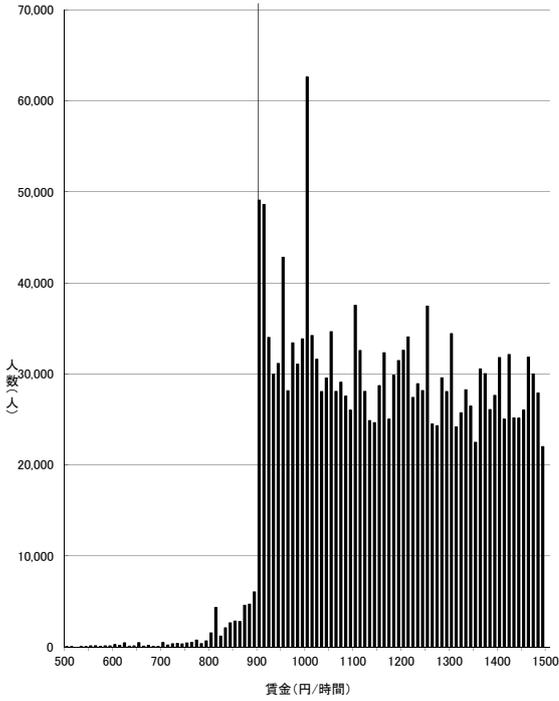
(都道府県別、総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)  
907円

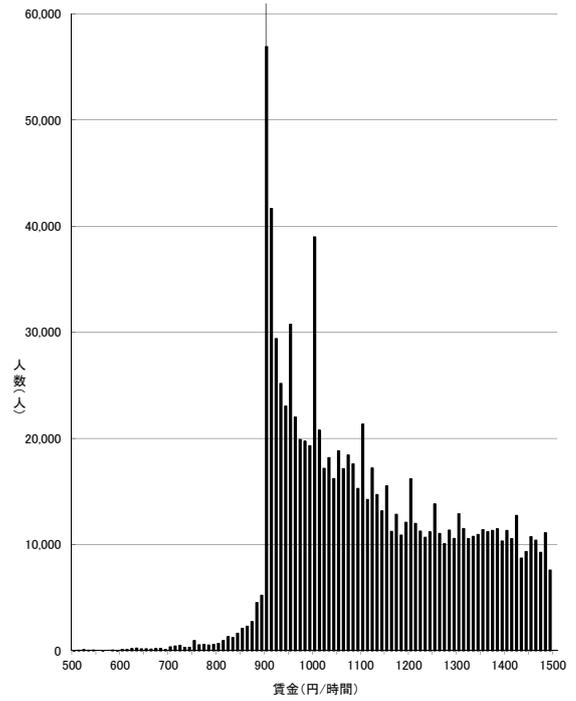


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

神奈川(A)  
905円

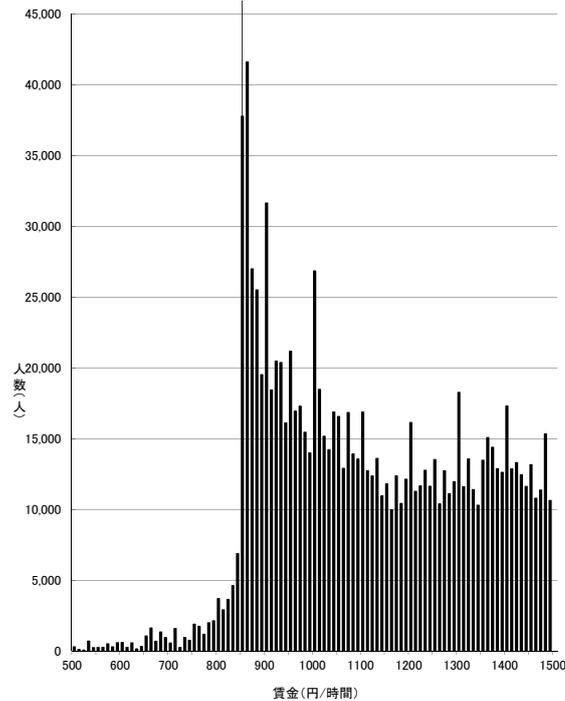


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

大阪(A)  
858円

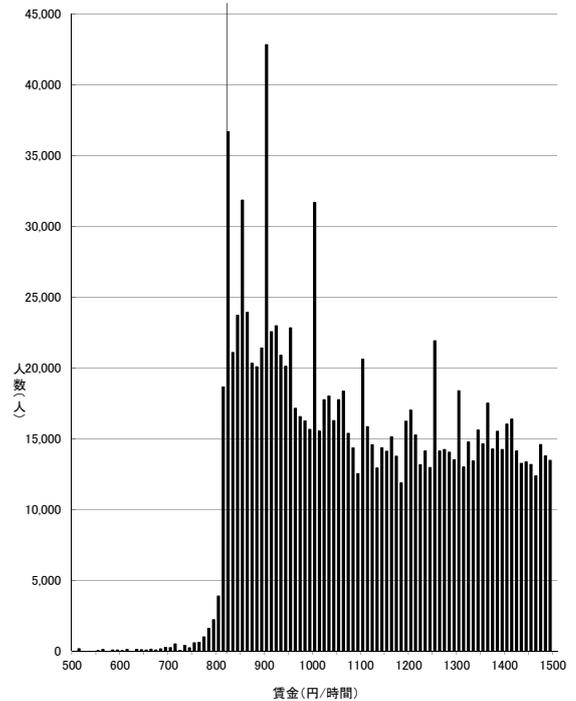


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

愛知(A)  
820円



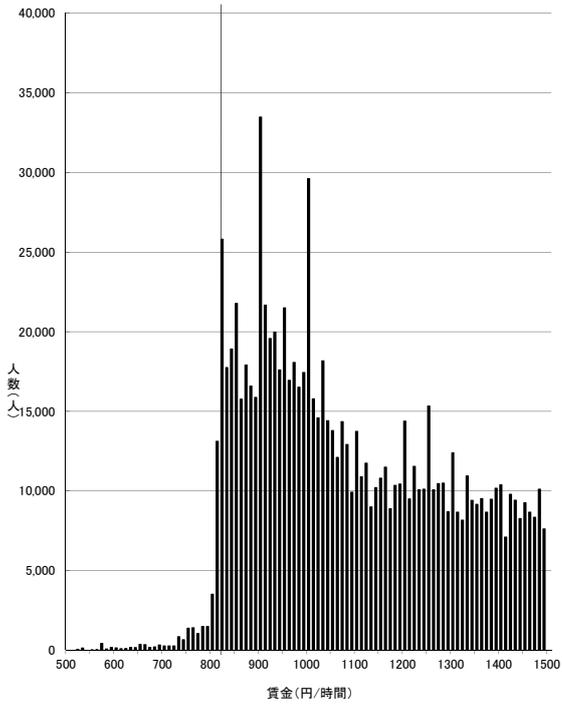
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

埼玉(A)

820円



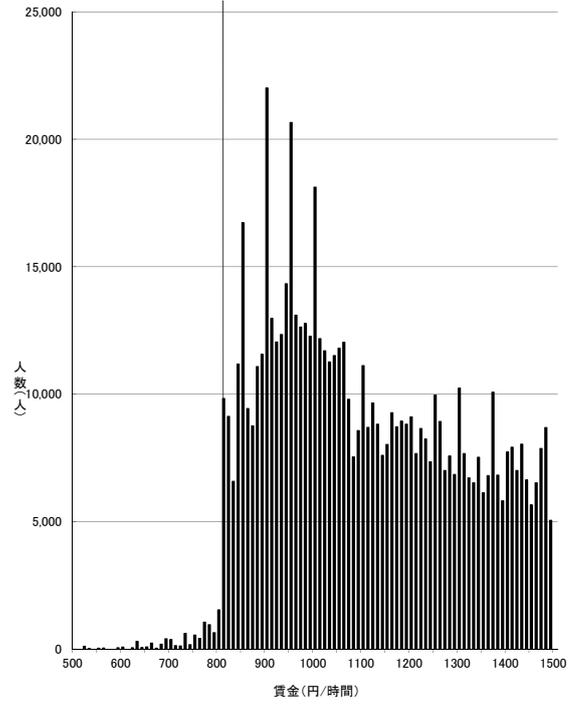
資料出所：厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

千葉(A)

817円



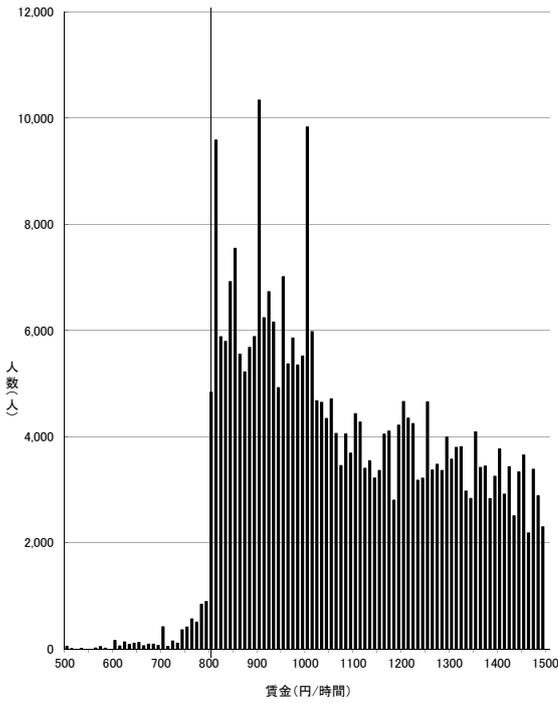
資料出所：厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

京都(B)

807円



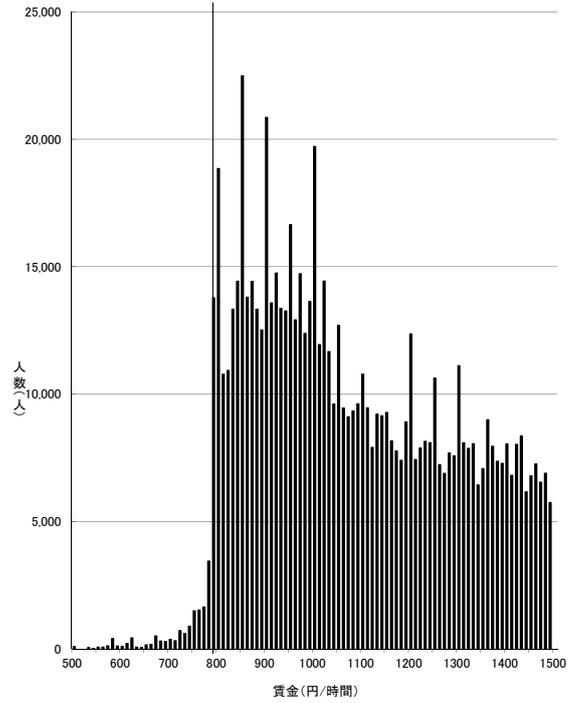
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

兵庫(B)

794円



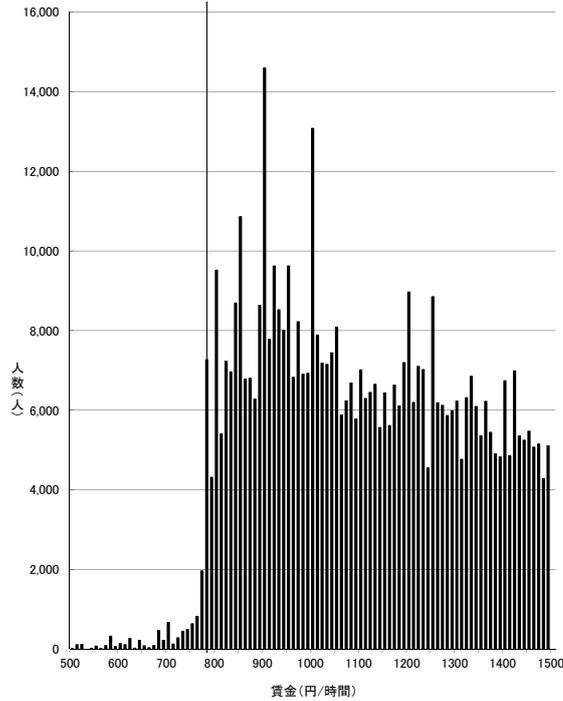
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

静岡(B)

783円



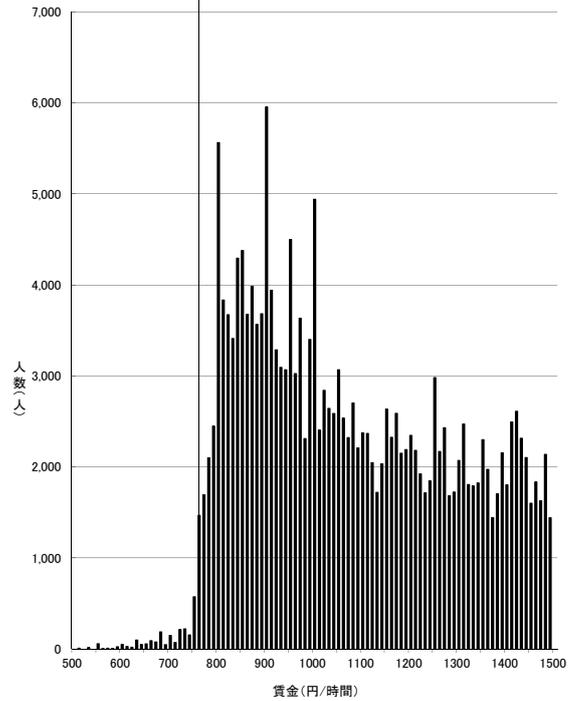
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

滋賀(B)

764円

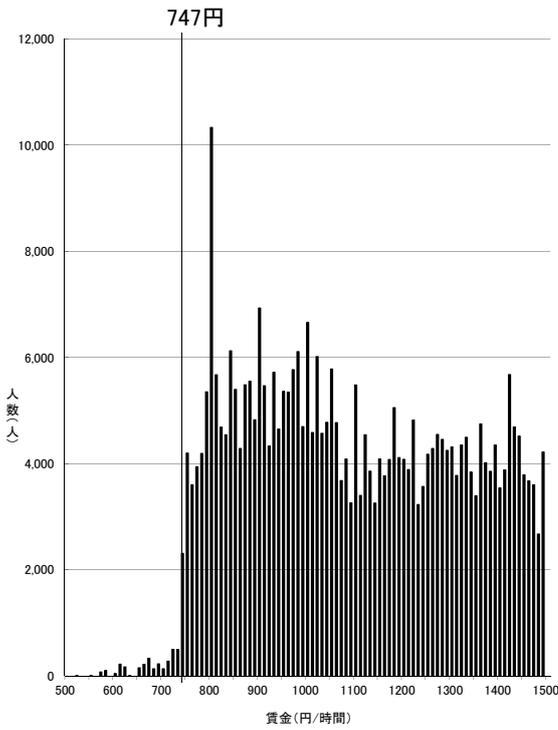


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

茨城(B)

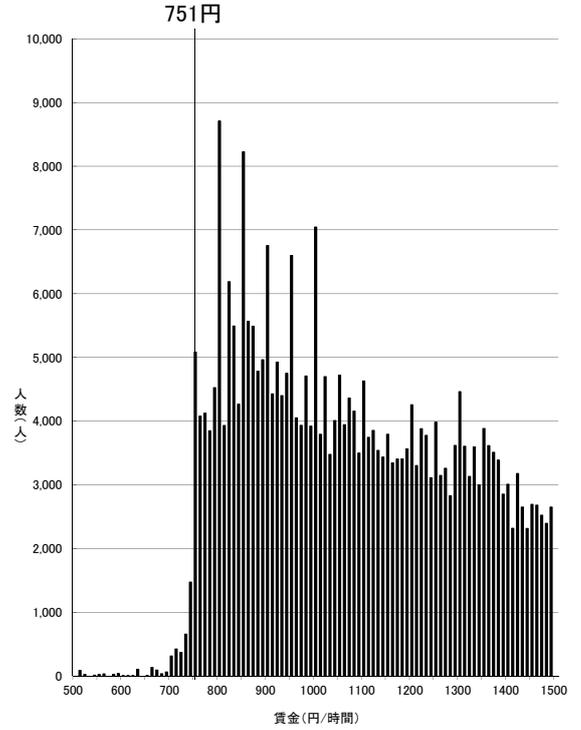


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

栃木(B)

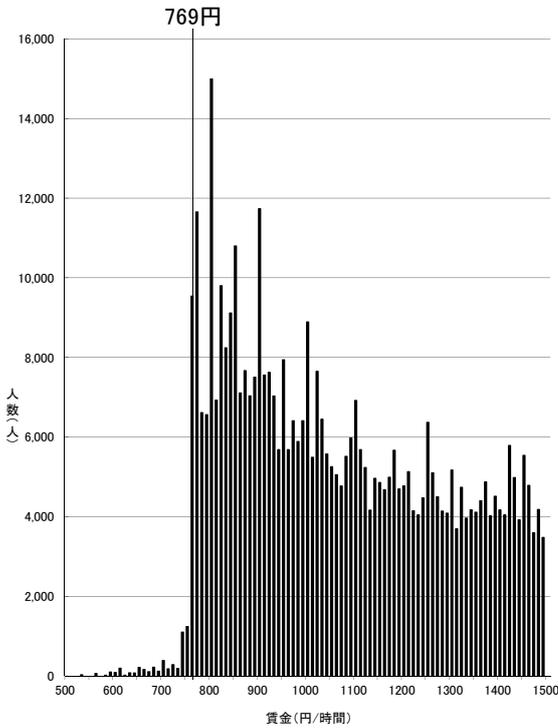


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

広島(B)

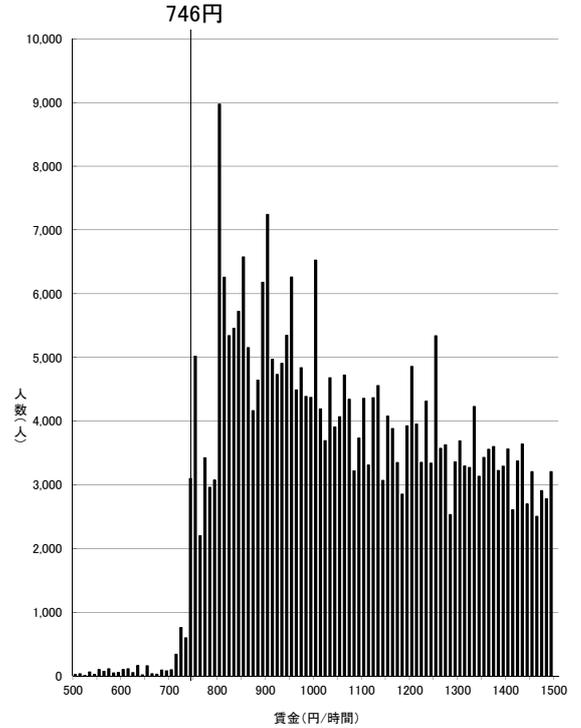


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

長野(B)



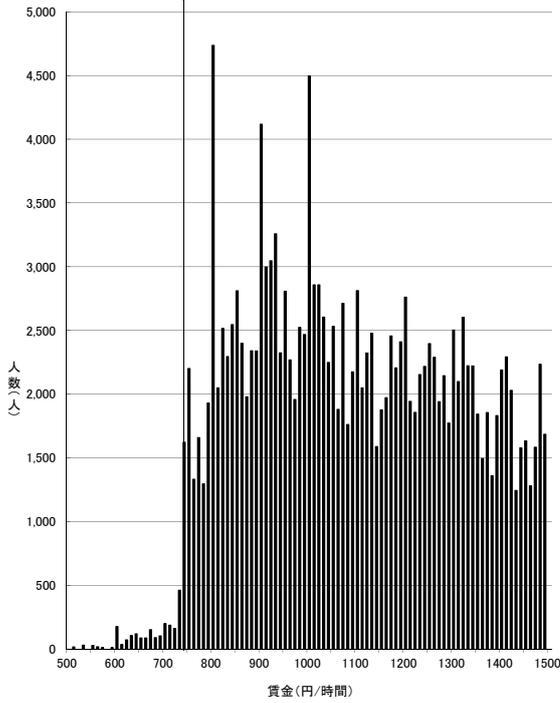
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

### 富山(B)

746円



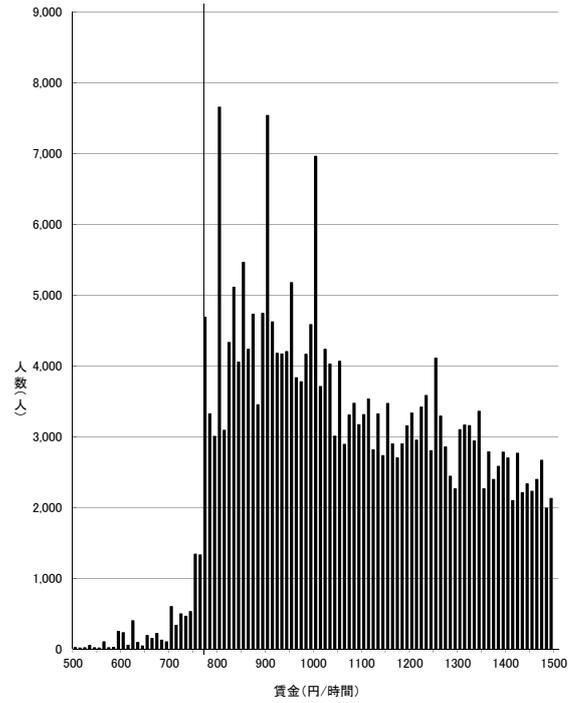
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

### 三重(B)

771円



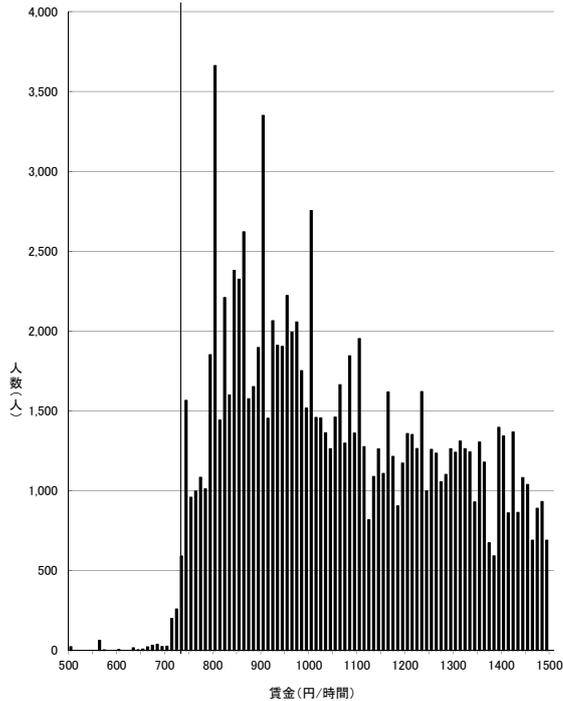
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

### 山梨(B)

737円

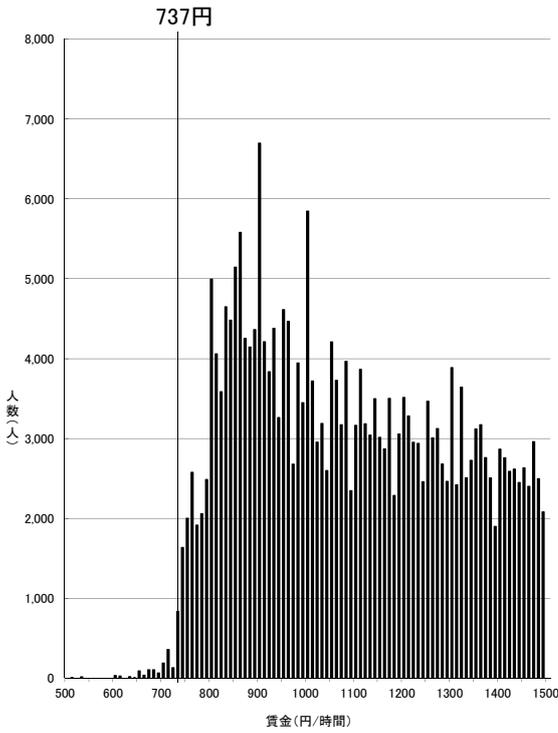


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

群馬(C)

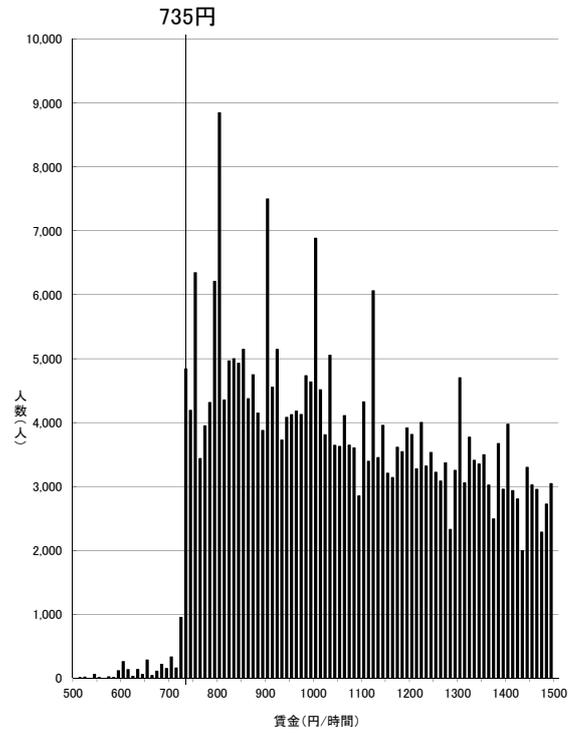


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

岡山(C)

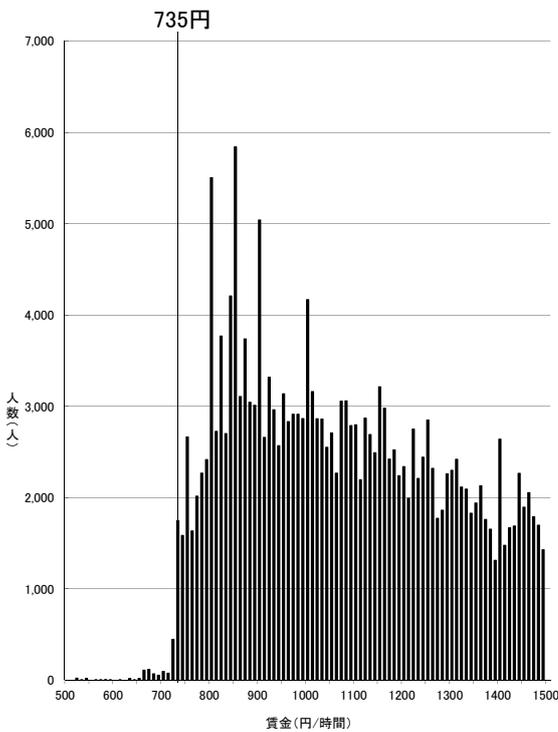


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

石川(C)

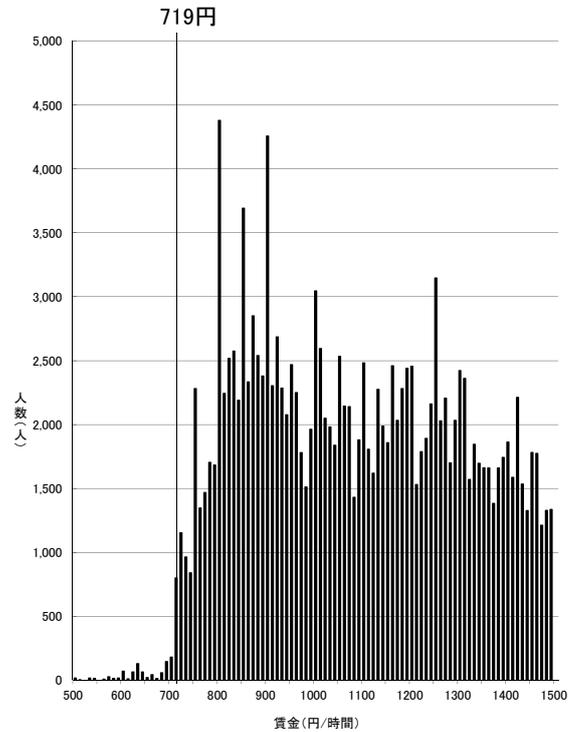


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

香川(C)

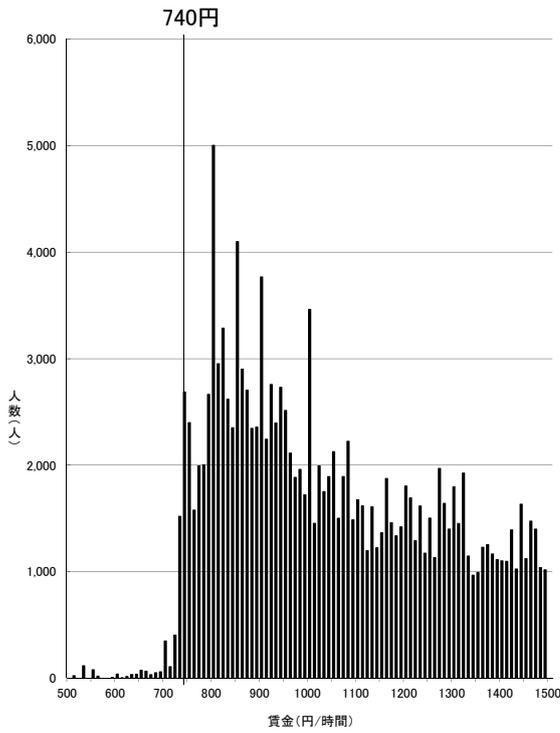


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

奈良(C)

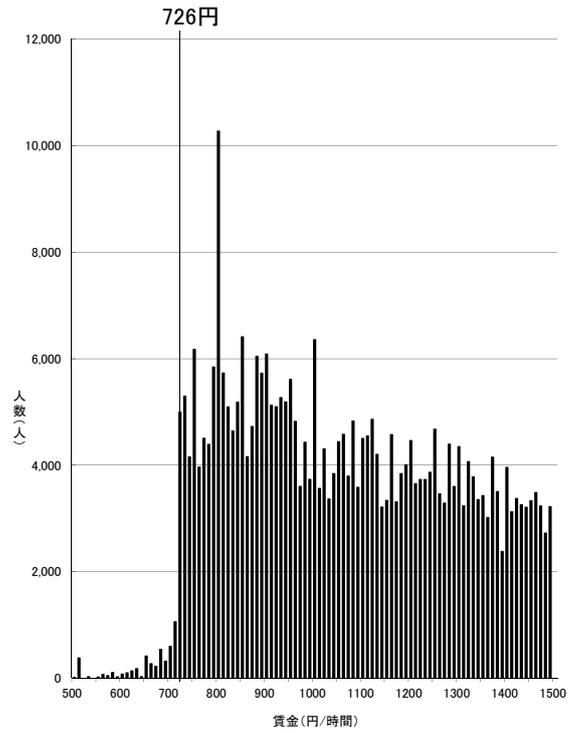


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

宮城(C)

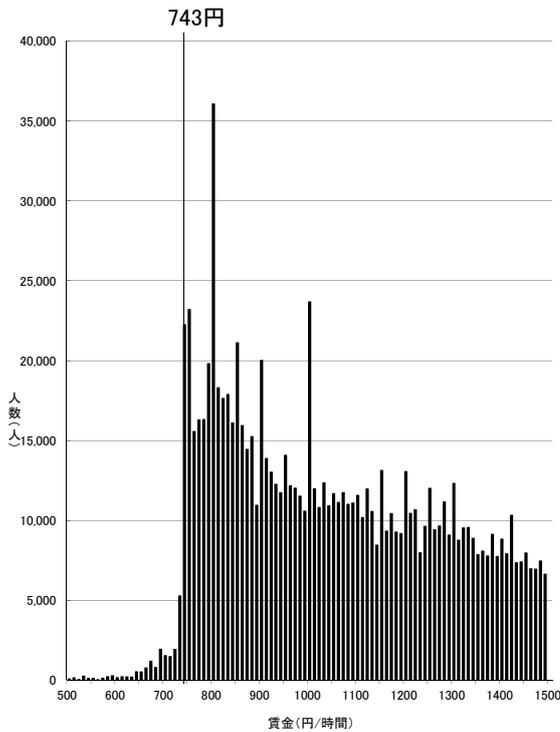


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福岡(C)

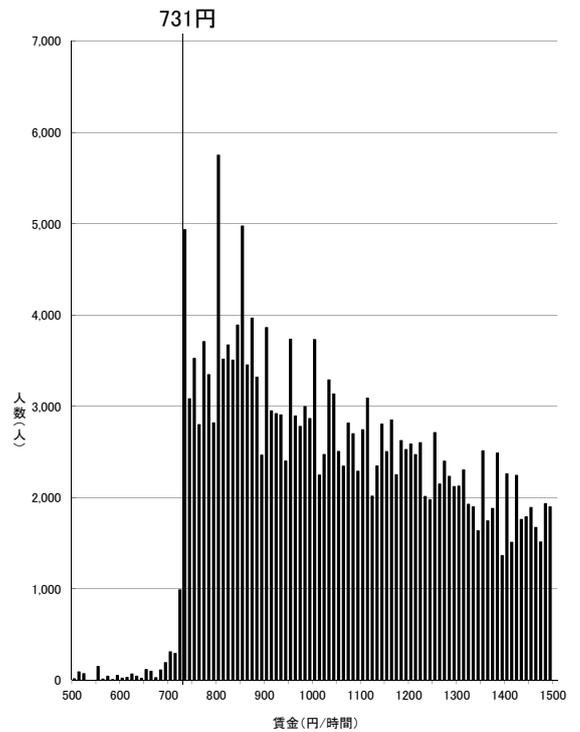


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

山口(C)

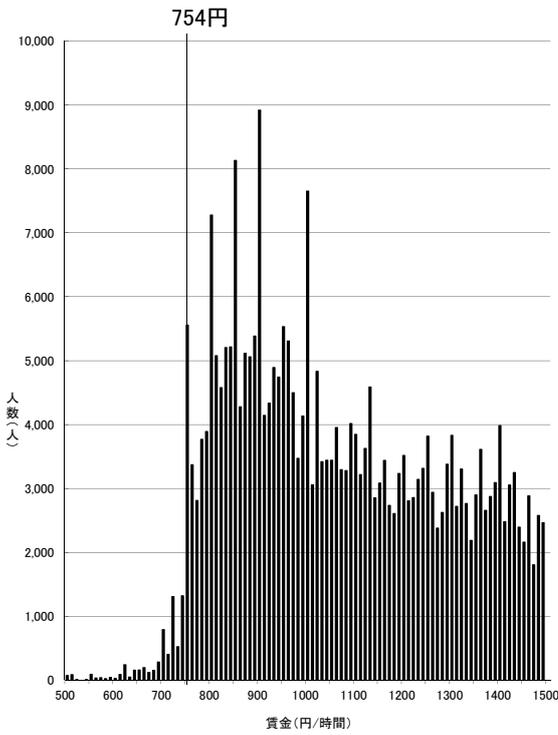


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

岐阜(C)

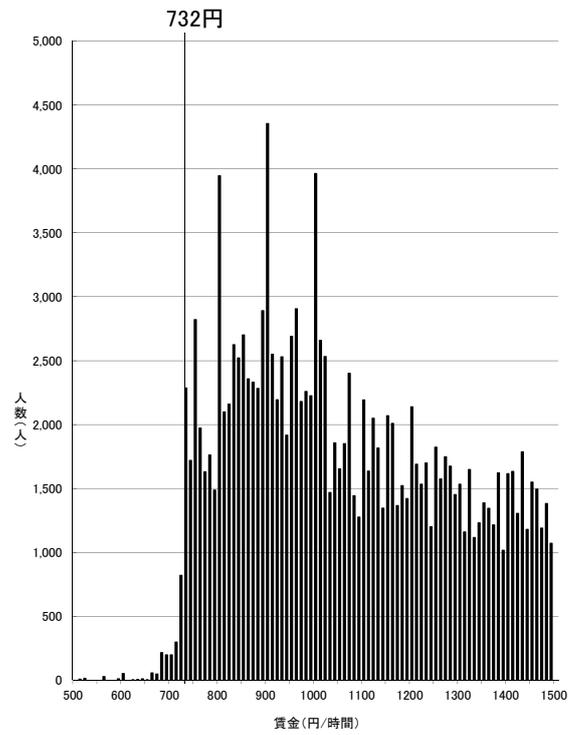


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福井(C)

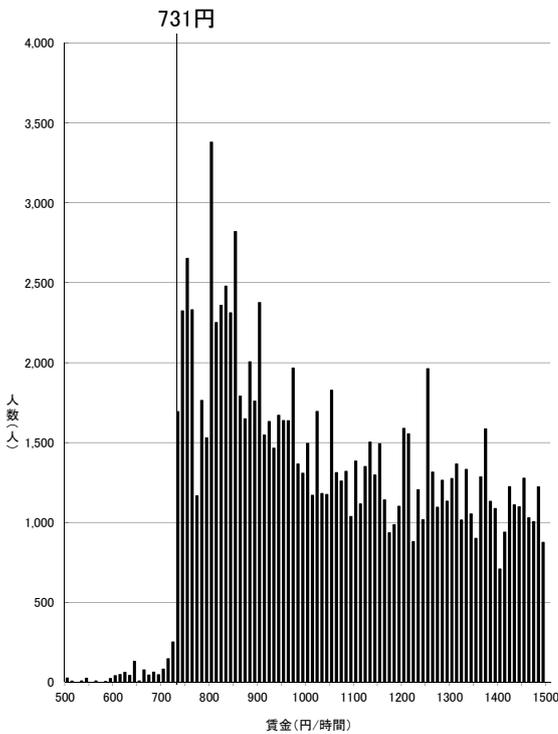


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

和歌山(C)

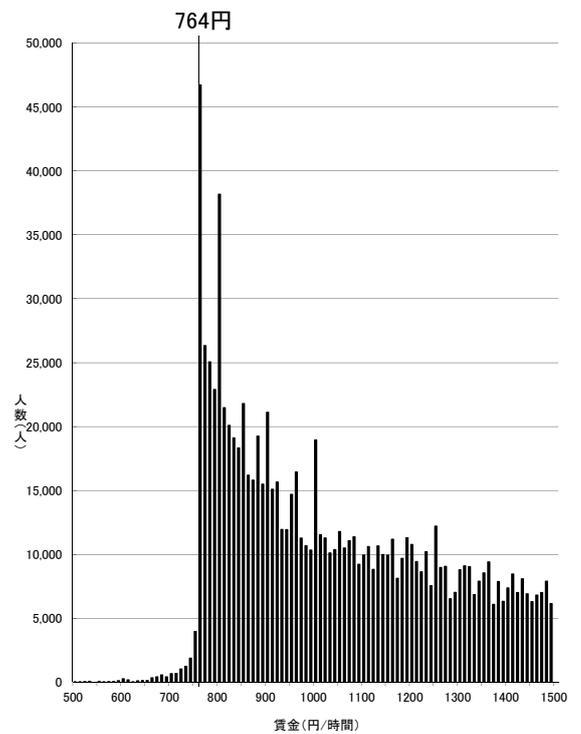


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

北海道(C)

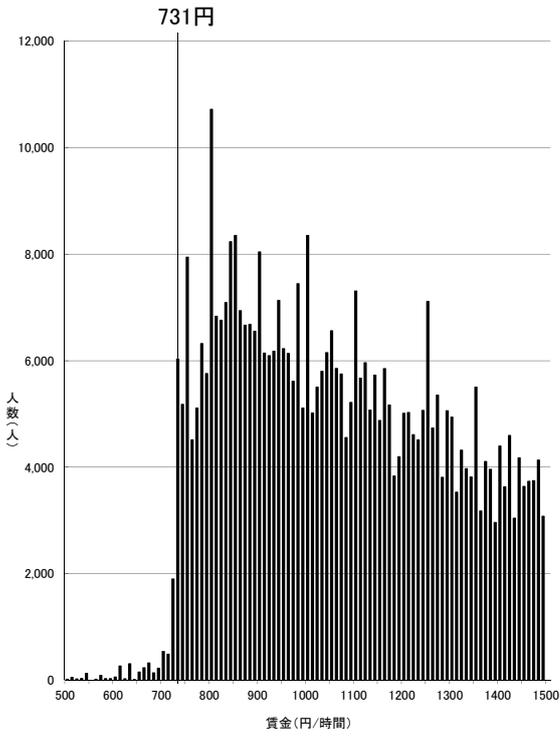


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

新潟(C)

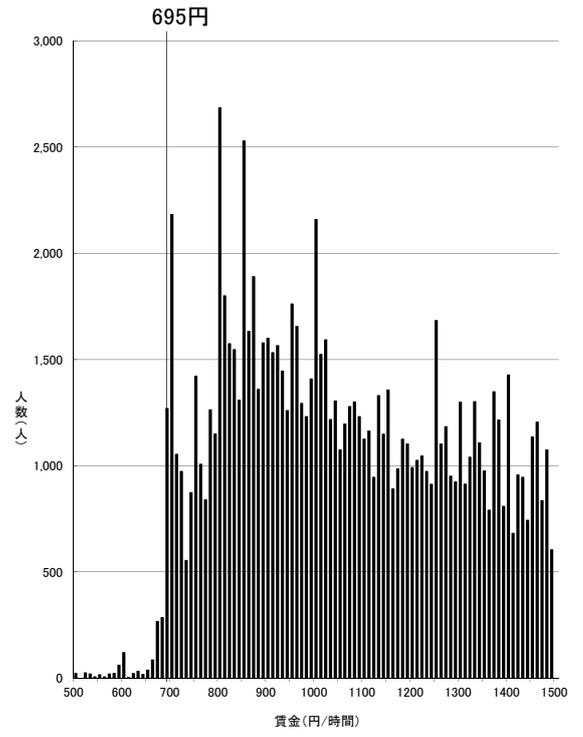


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

徳島(C)

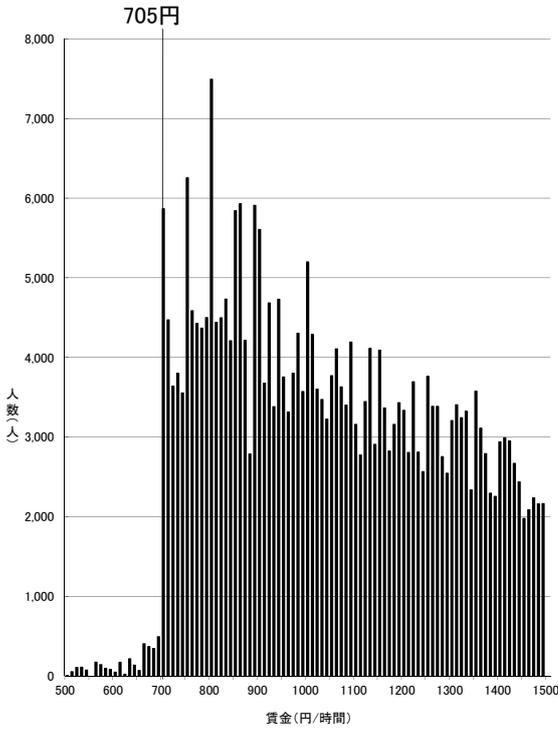


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福島(D)

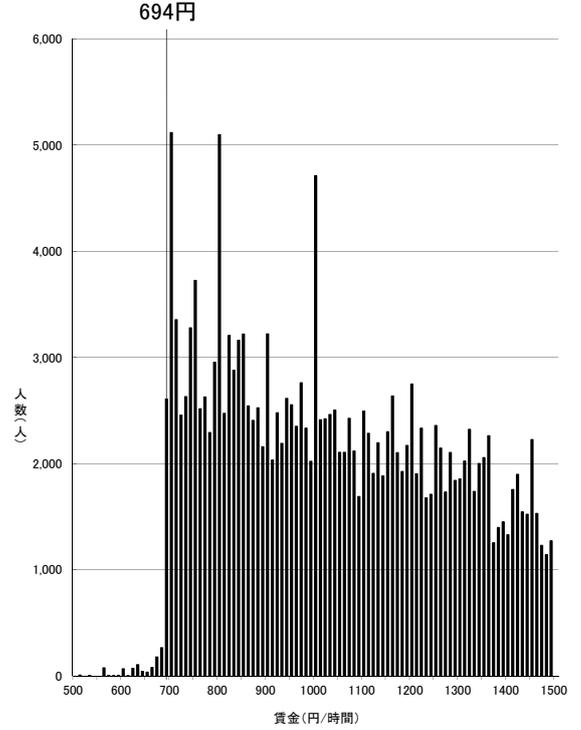


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

大分(D)

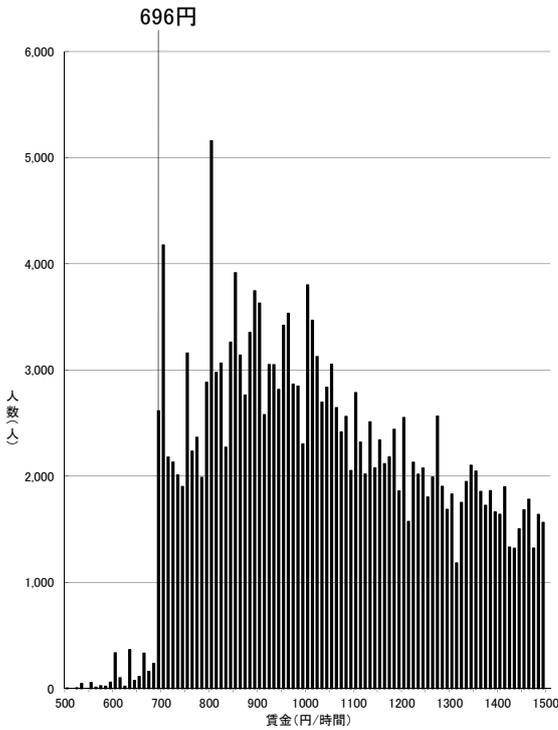


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

山形(D)

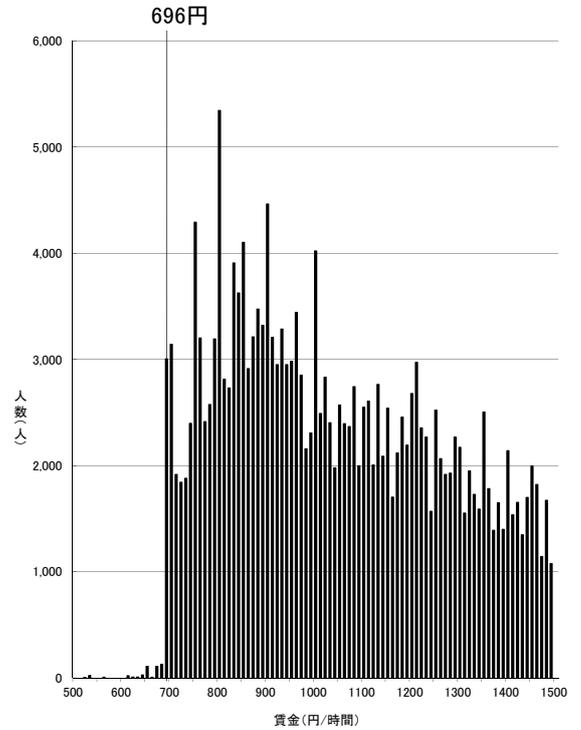


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

愛媛(D)

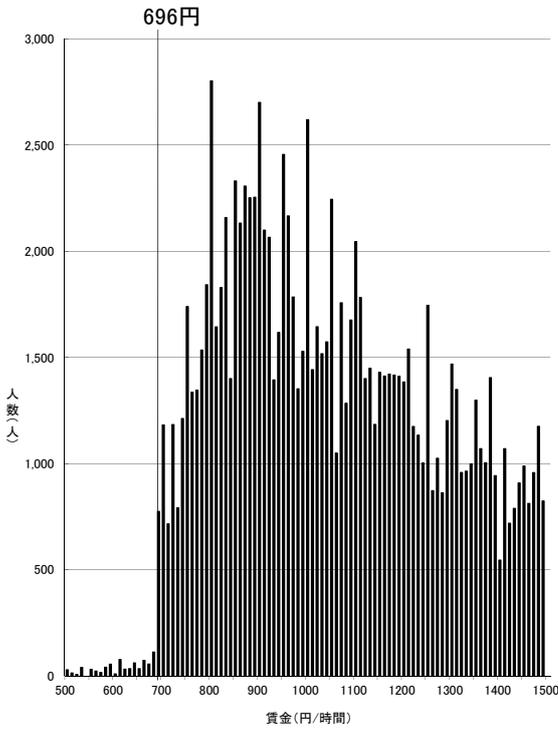


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

島根(D)

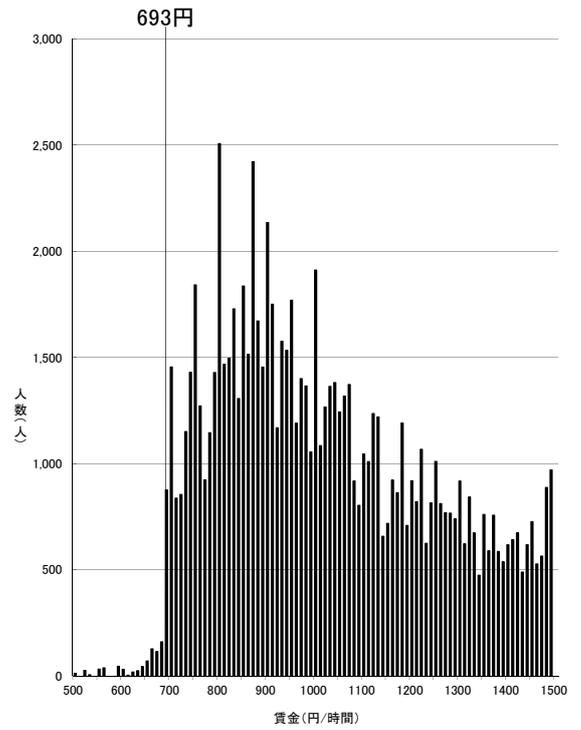


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

鳥取(D)

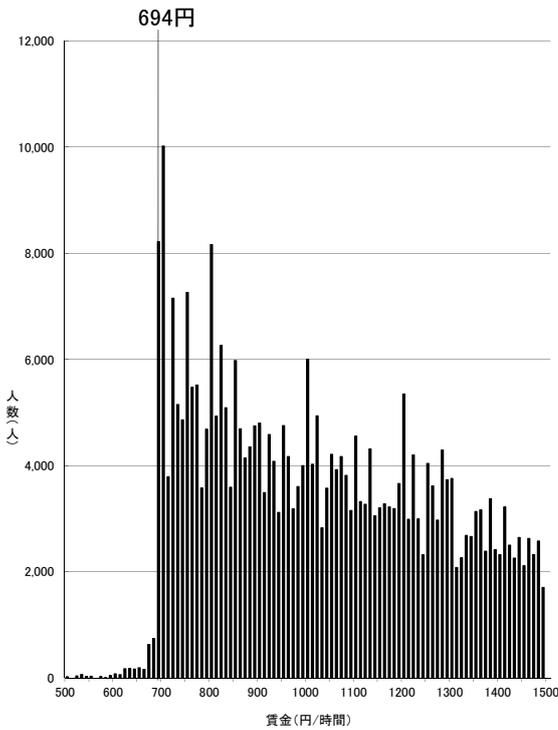


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

熊本(D)

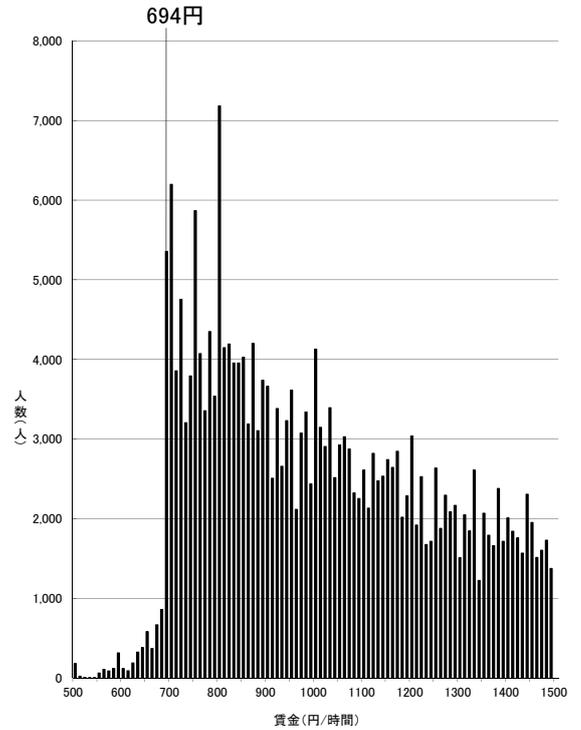


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

長崎(D)

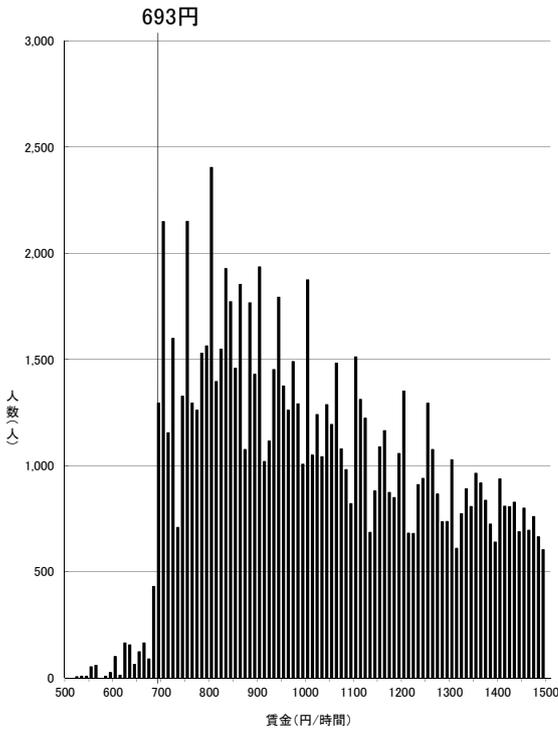


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

高知(D)

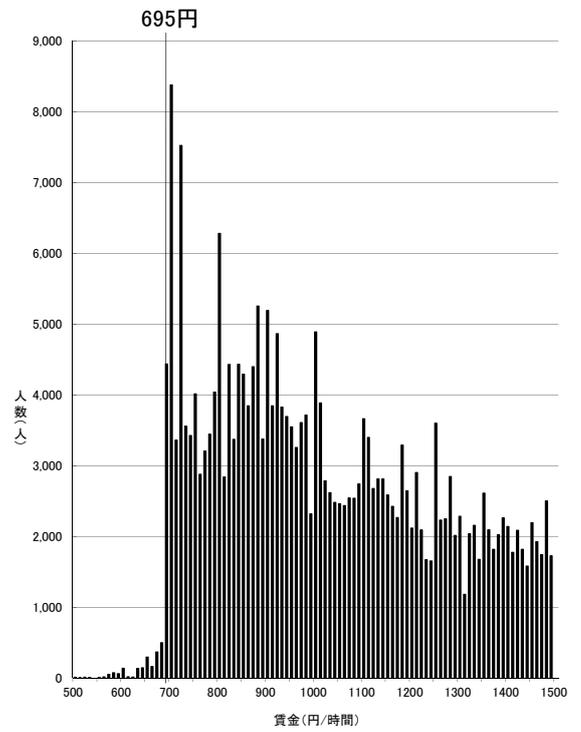


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

岩手(D)

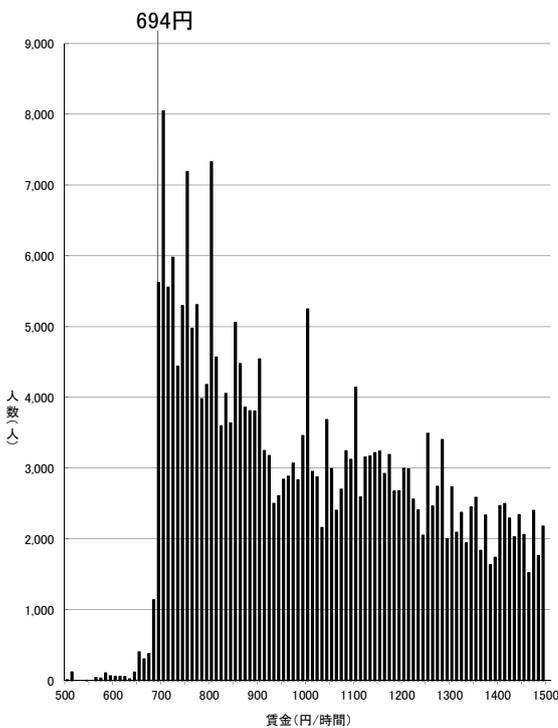


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

鹿児島(D)

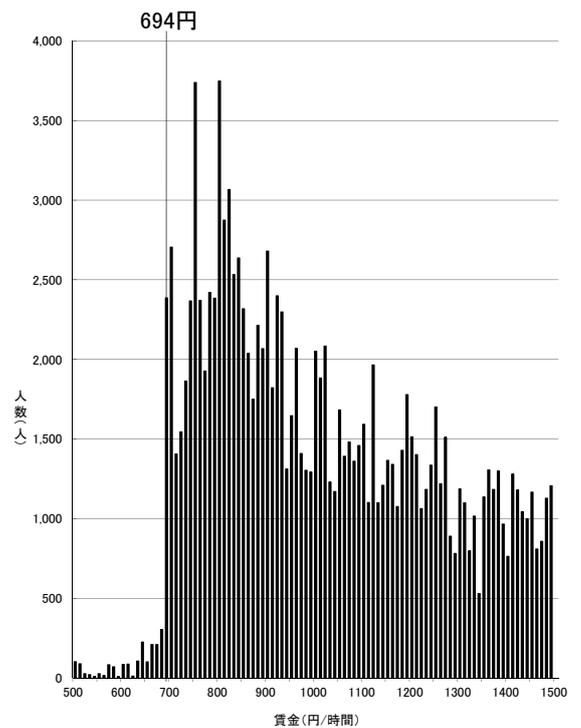


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

佐賀(D)

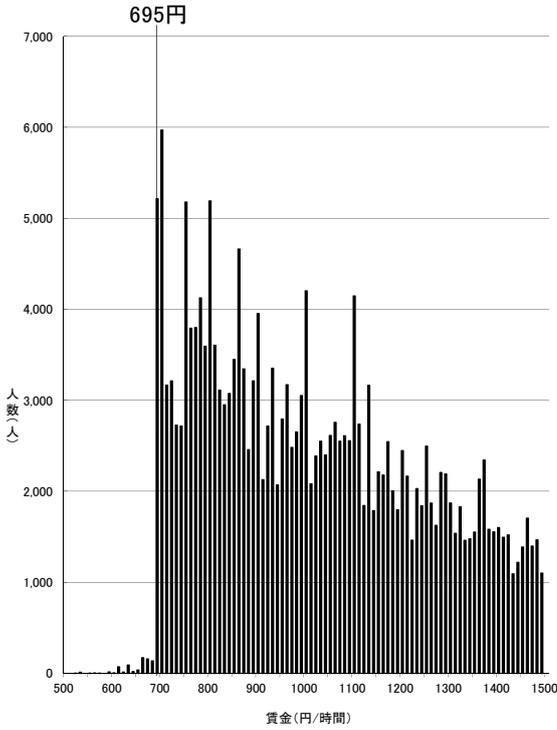


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

青森(D)

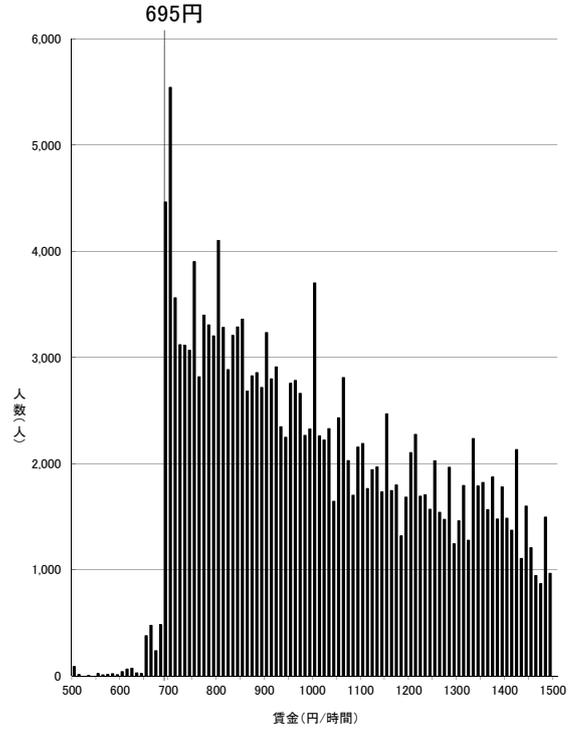


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

秋田(D)

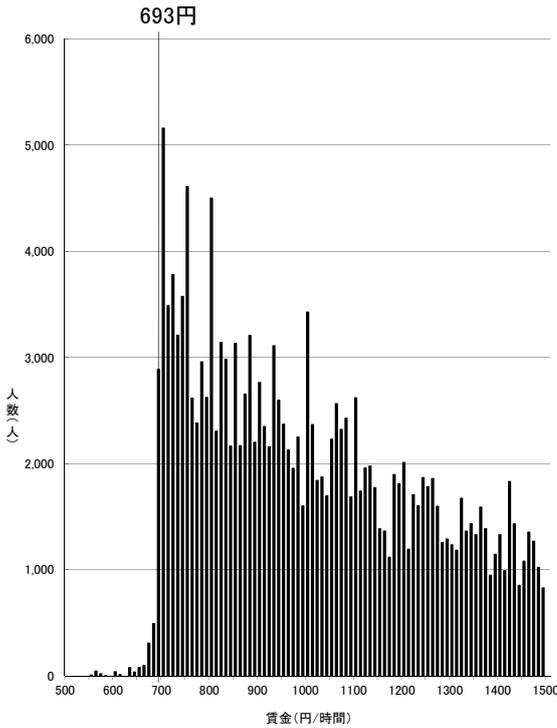


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

宮崎(D)

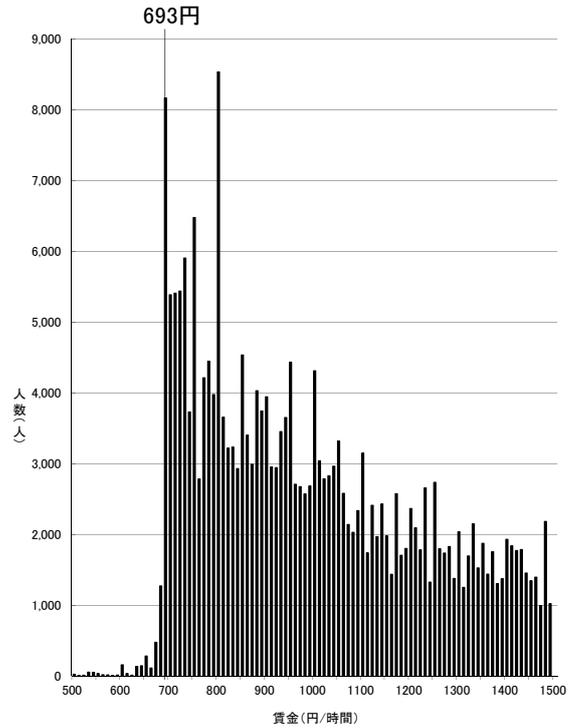


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

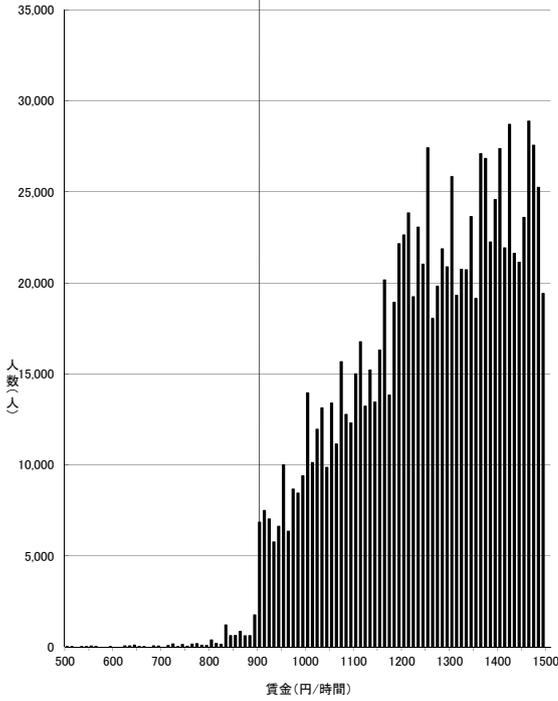
一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)

907円



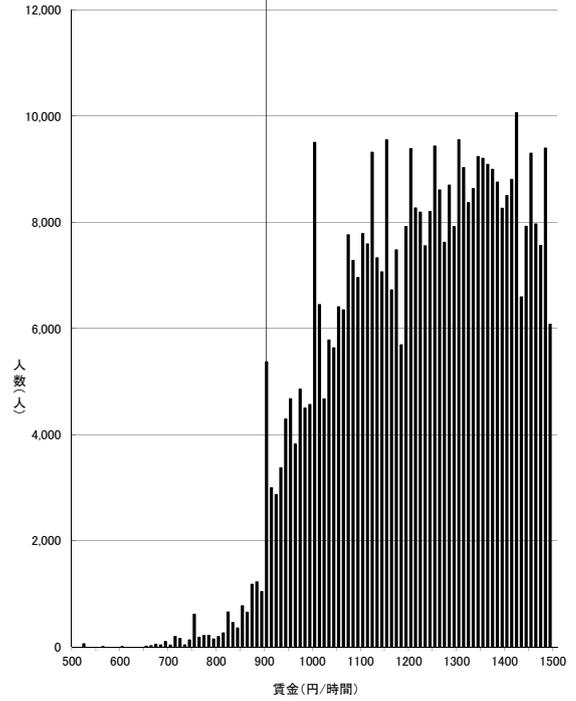
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

神奈川(A)

905円



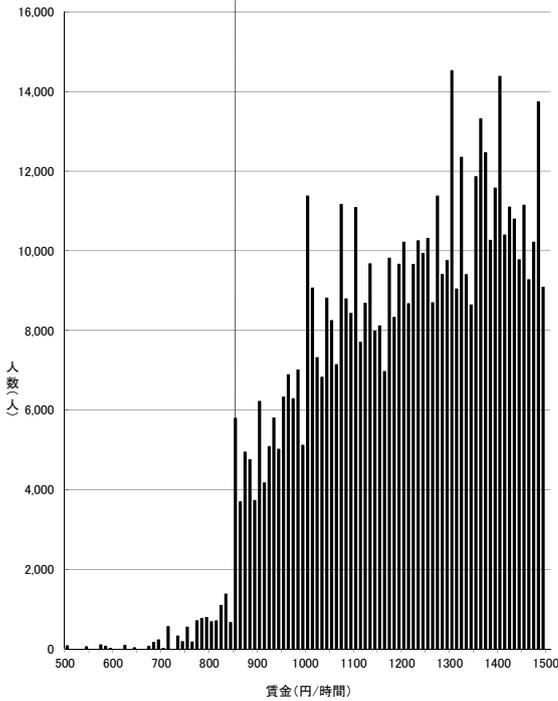
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

大阪(A)

858円



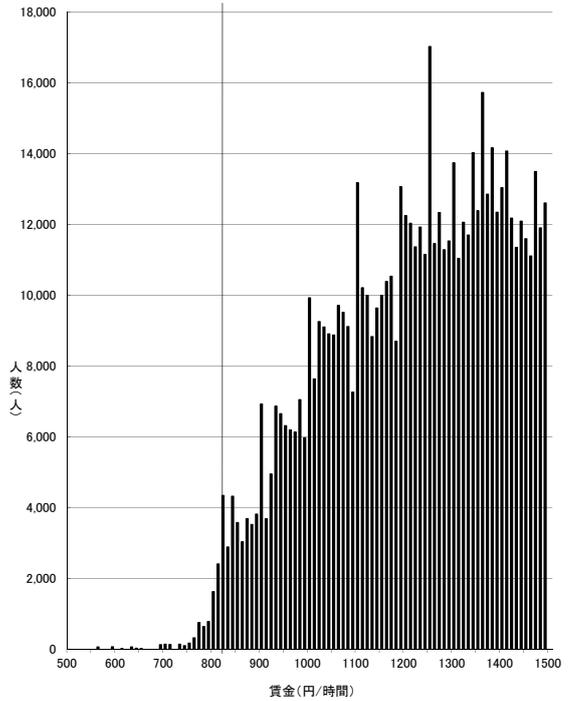
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

愛知(A)

820円



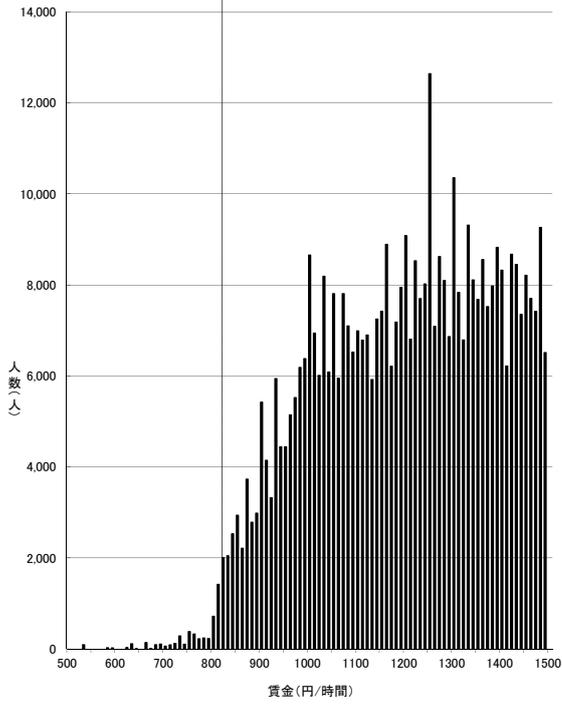
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

埼玉(A)

820円



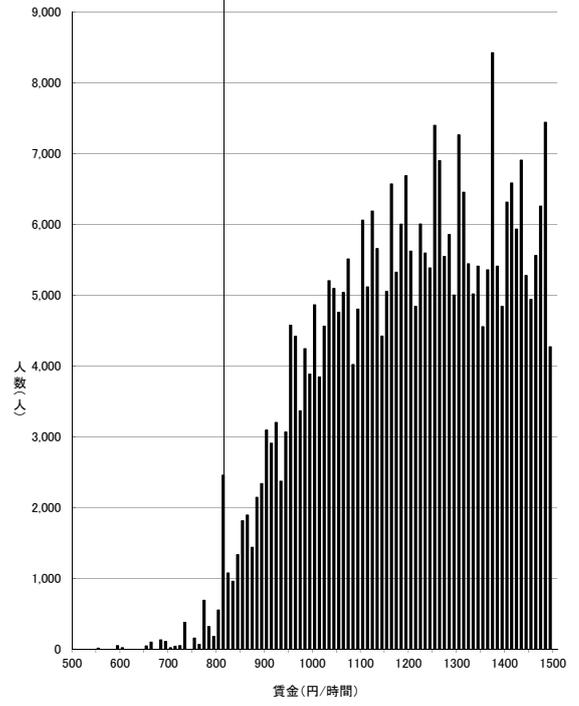
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

千葉(A)

817円

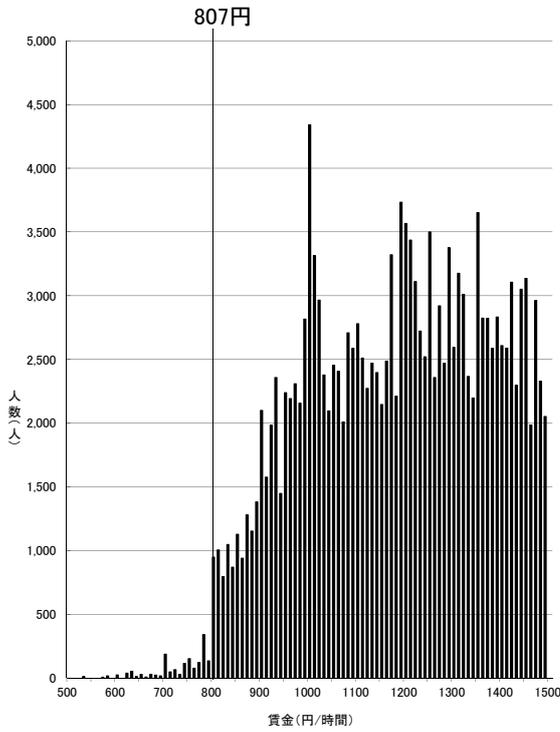


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

京都(B)

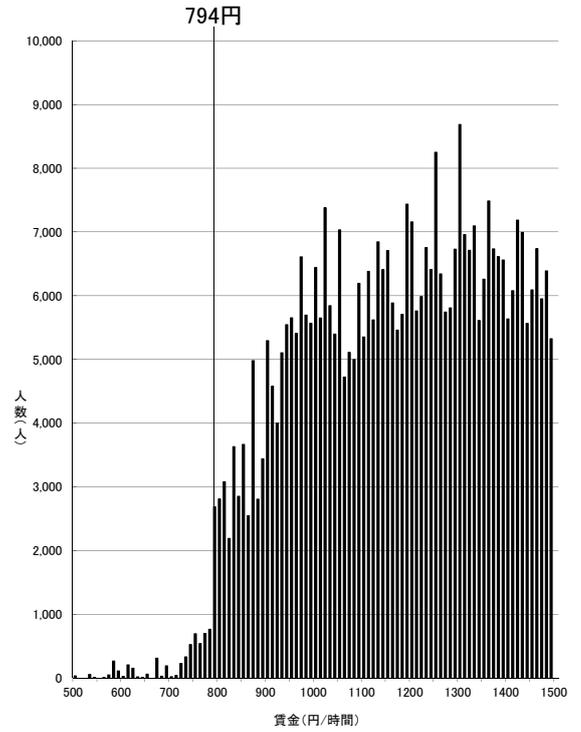


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

兵庫(B)

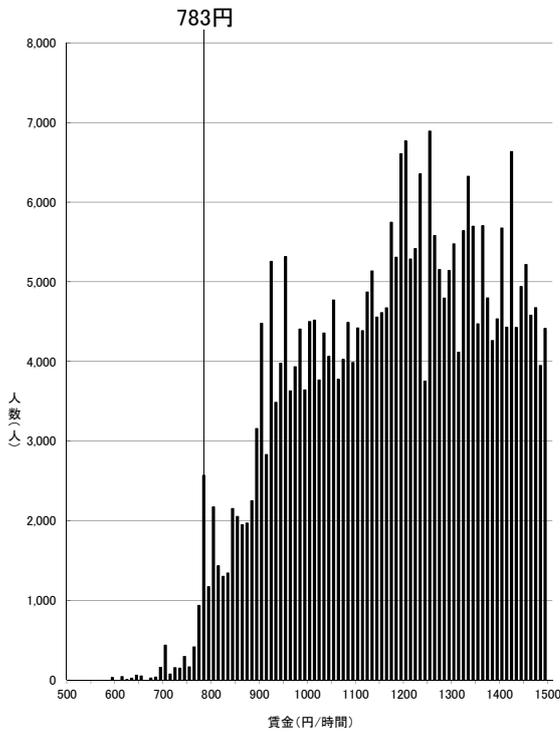


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

静岡(B)

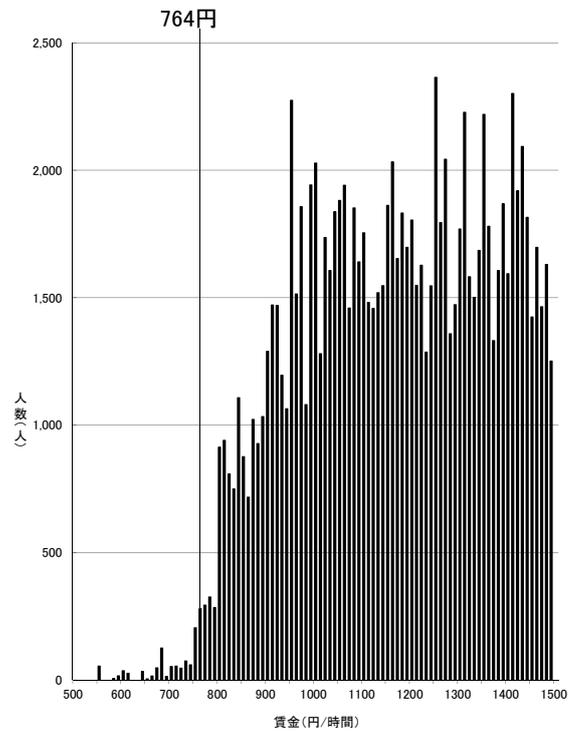


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

滋賀(B)

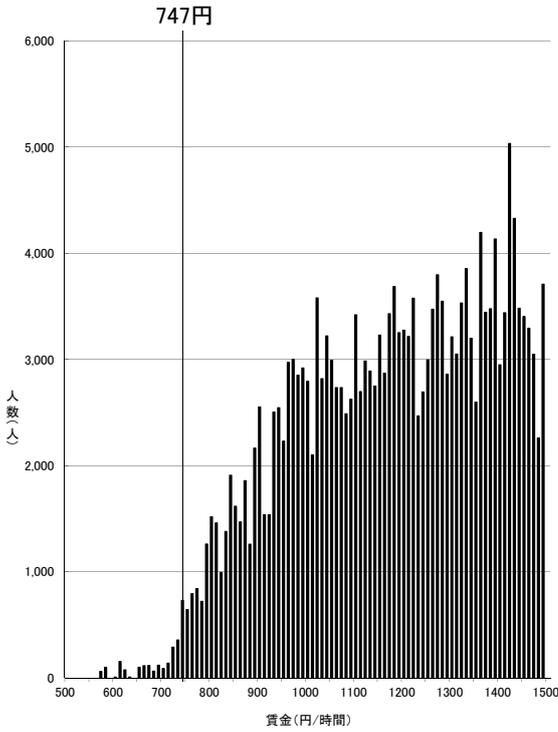


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

茨城(B)

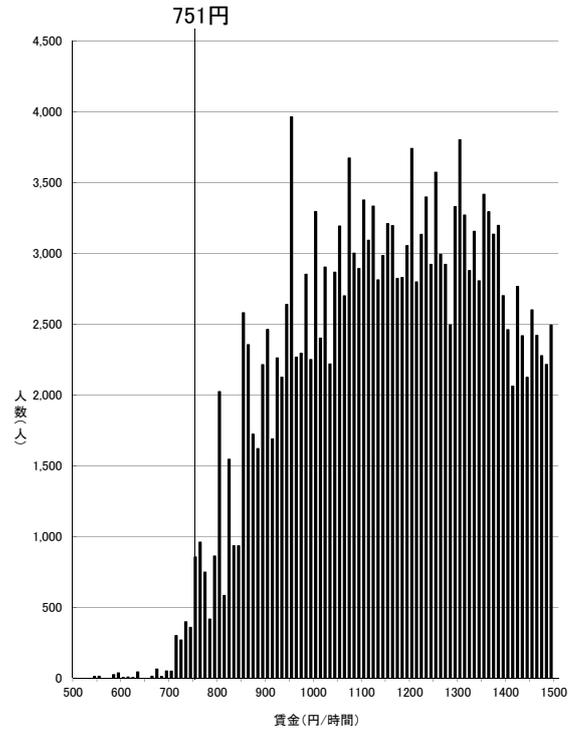


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

栃木(B)

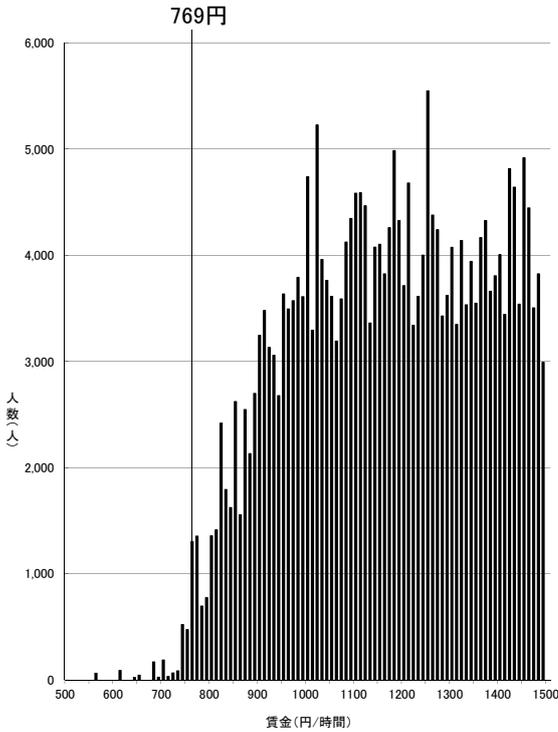


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

広島(B)

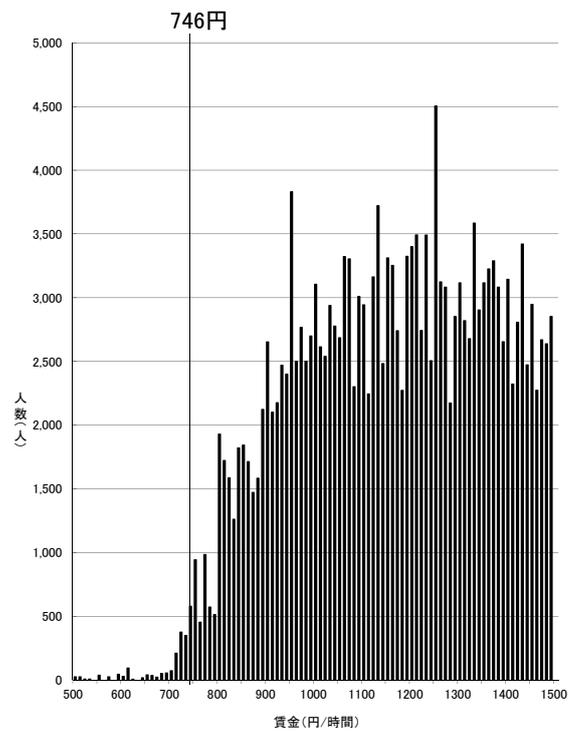


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

長野(B)

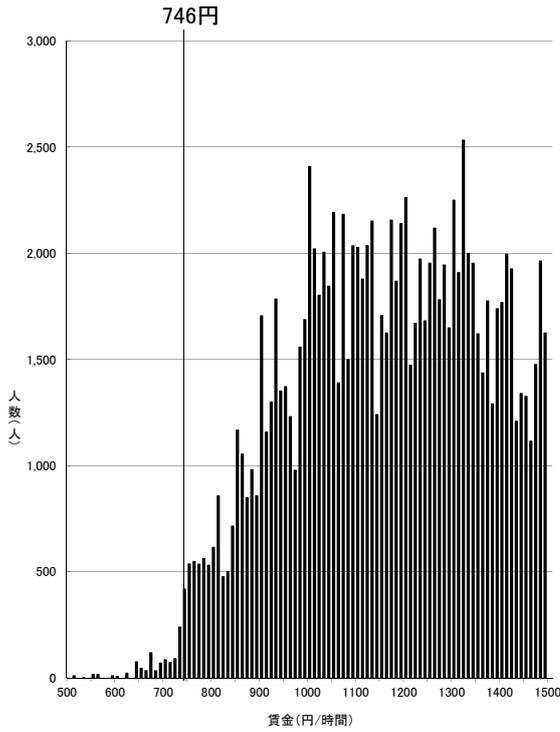


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 富山(B)

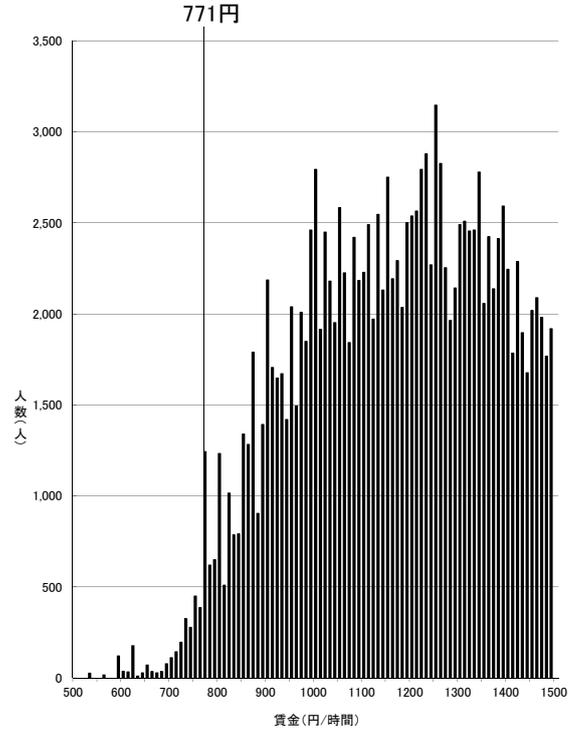


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 三重(B)

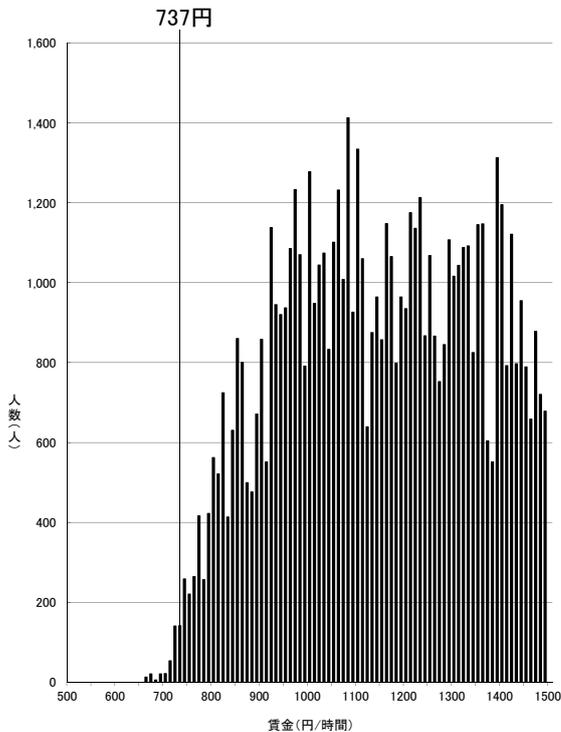


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 山梨(B)

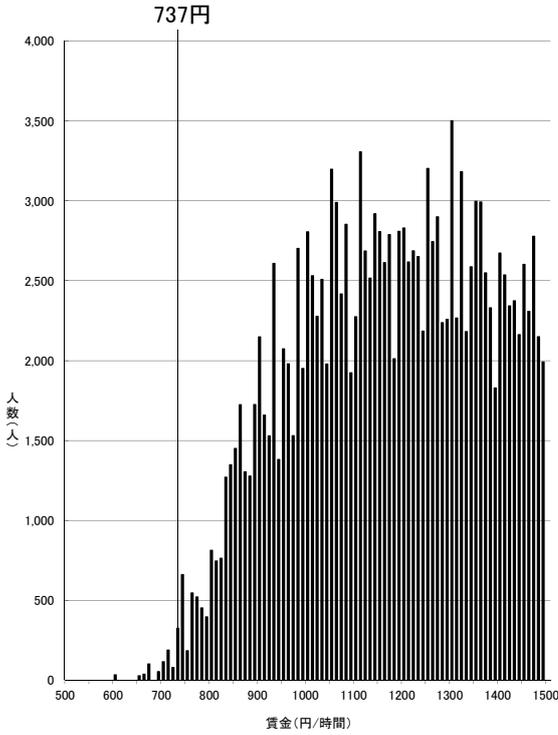


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

群馬(C)

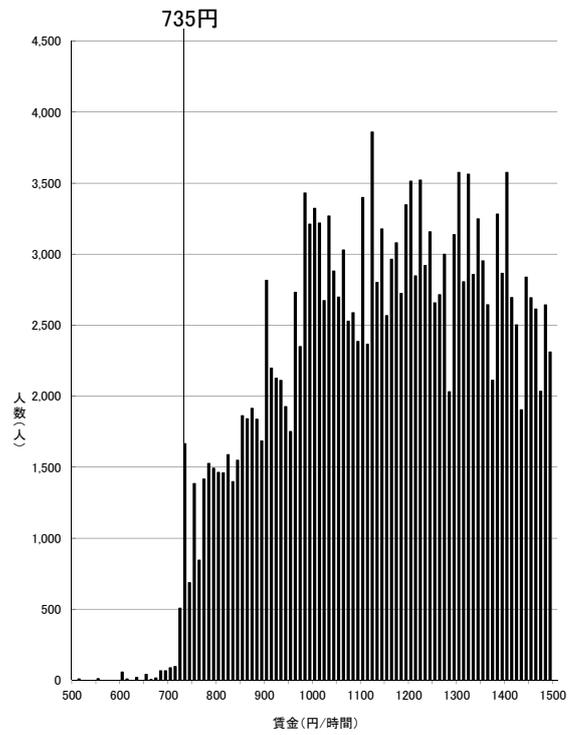


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

岡山(C)

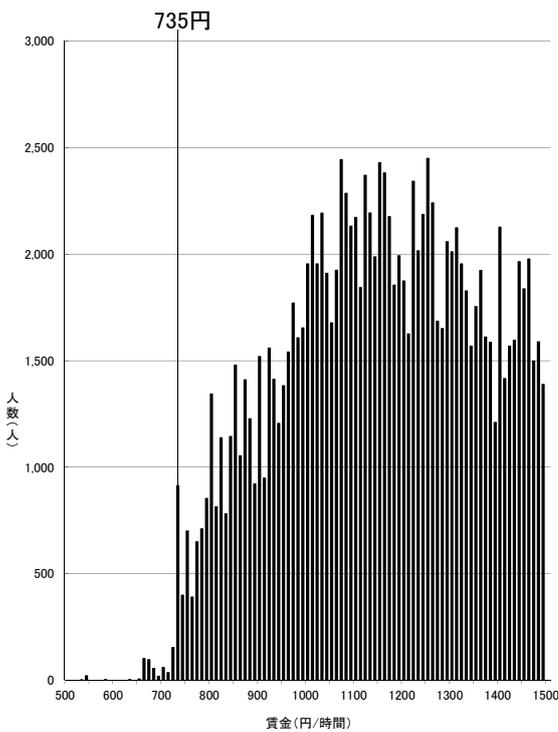


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

石川(C)

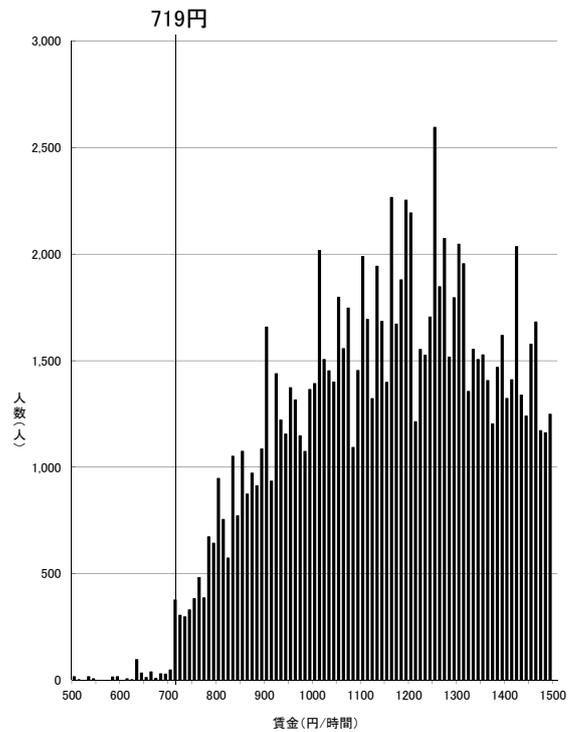


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

香川(C)

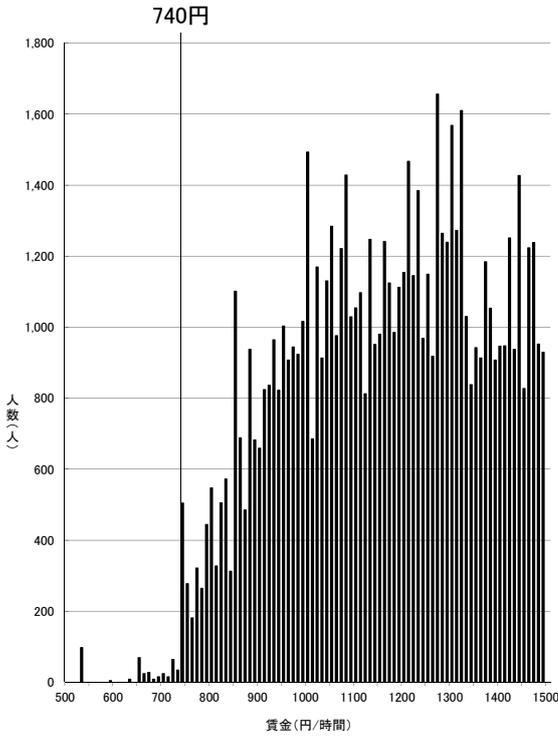


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

奈良(C)

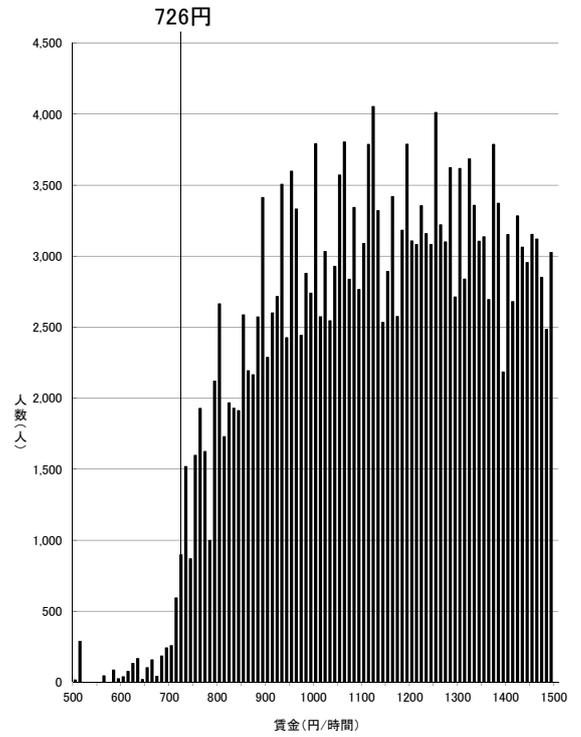


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

宮城(C)

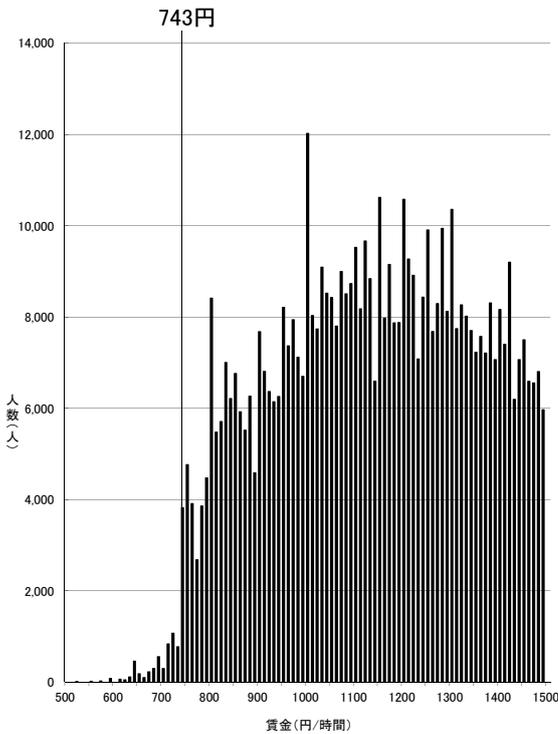


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

福岡(C)

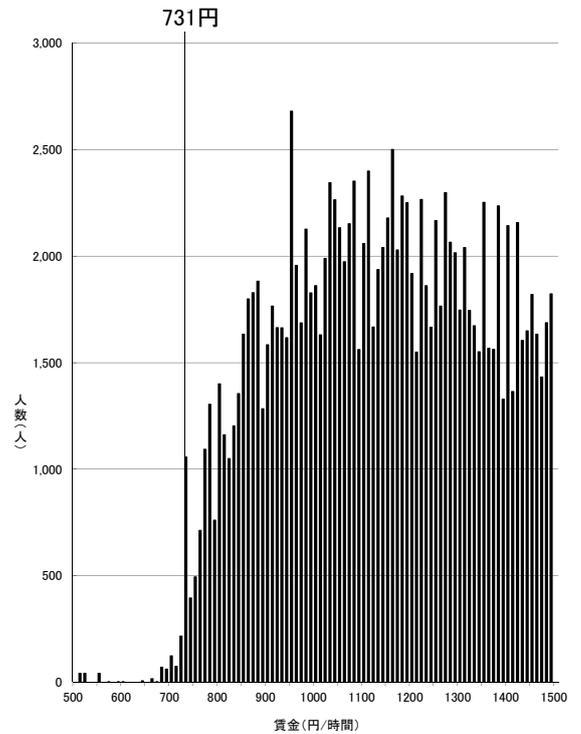


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

山口(C)

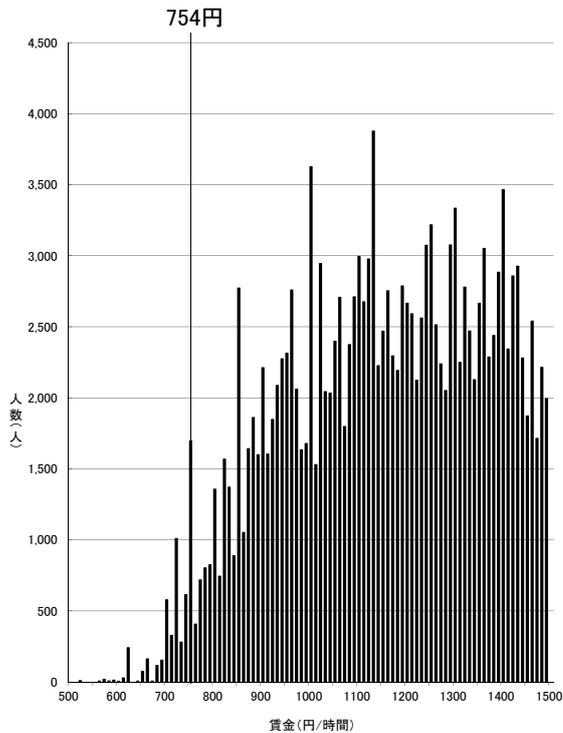


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

岐阜(C)

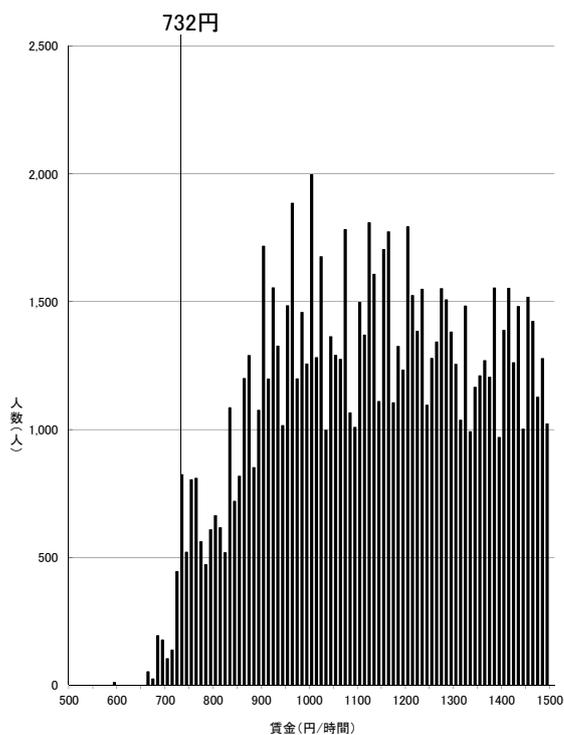


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

福井(C)

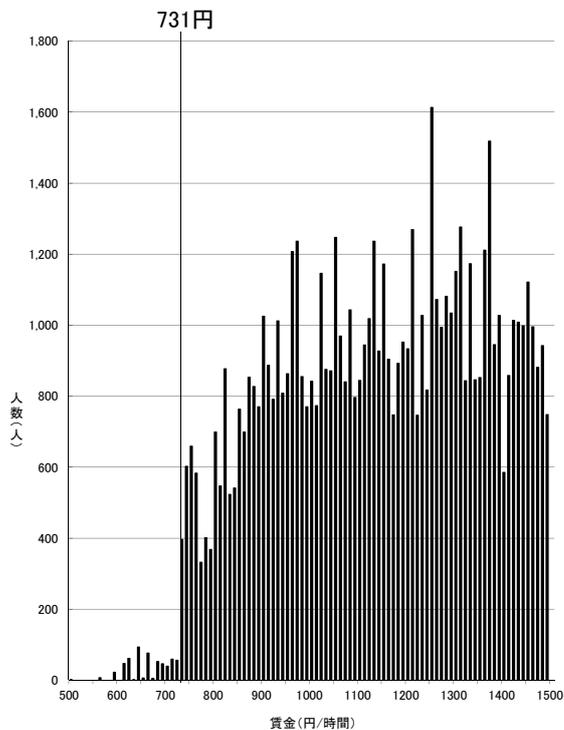


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

和歌山(C)

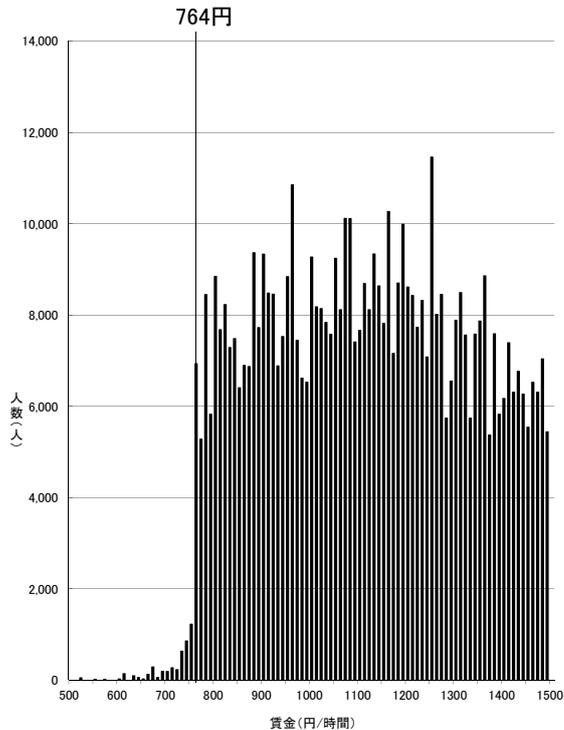


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

北海道(C)

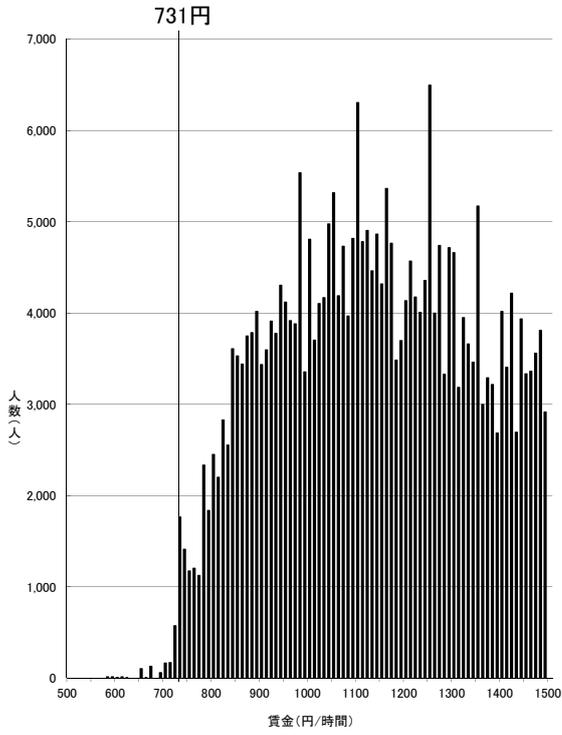


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

新潟(C)

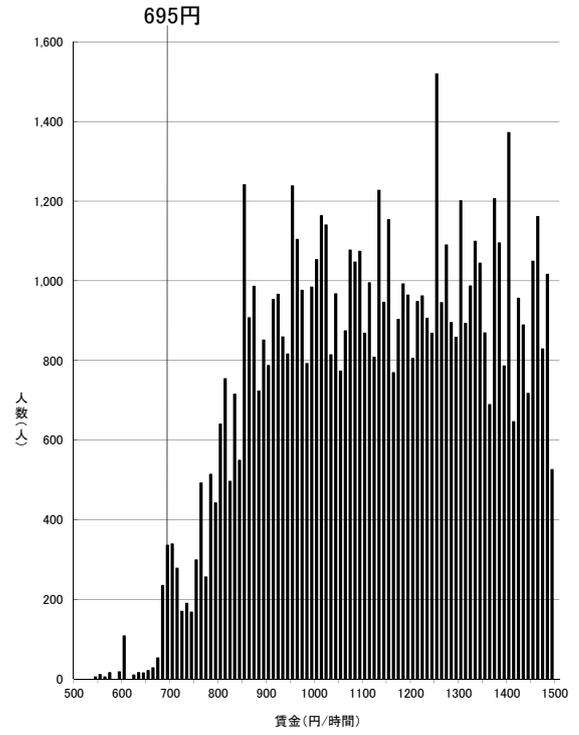


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

徳島(C)

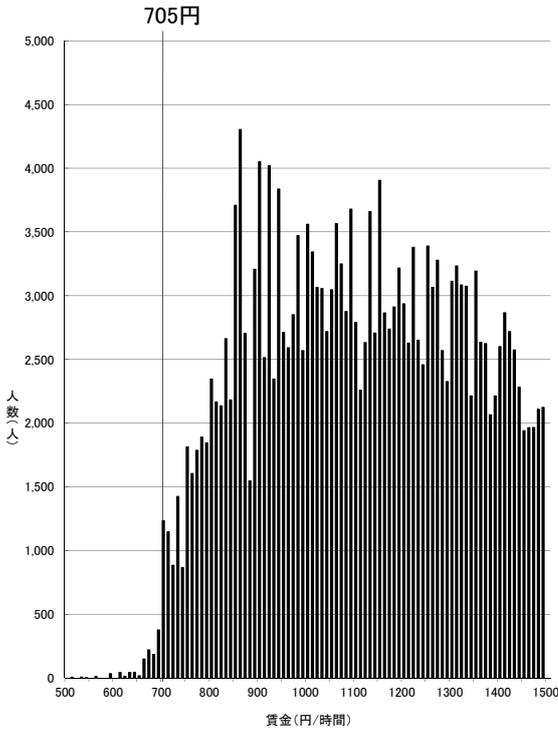


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

福島(D)

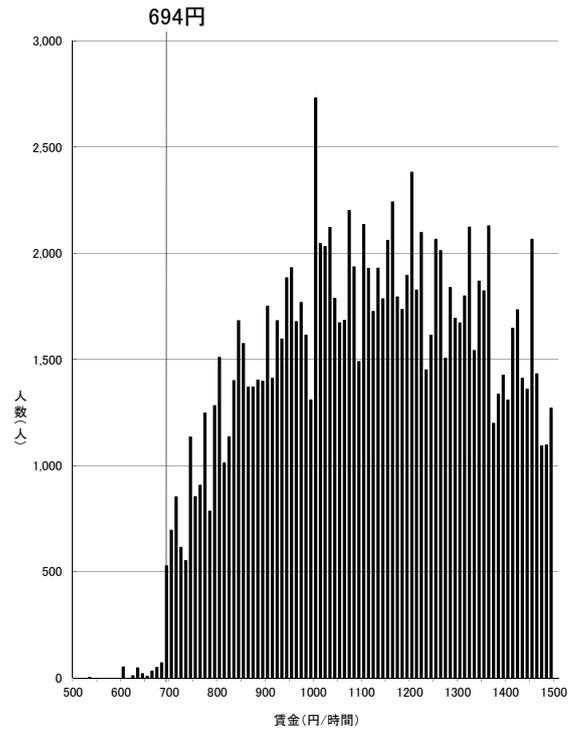


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

大分(D)

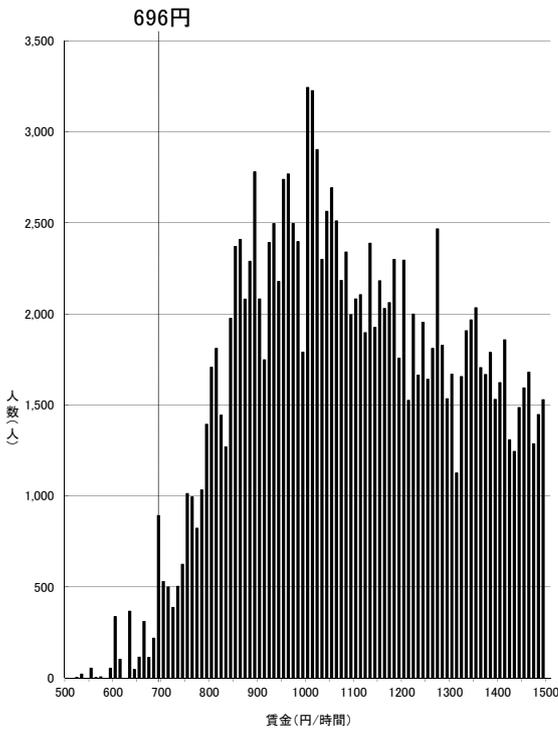


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

山形(D)

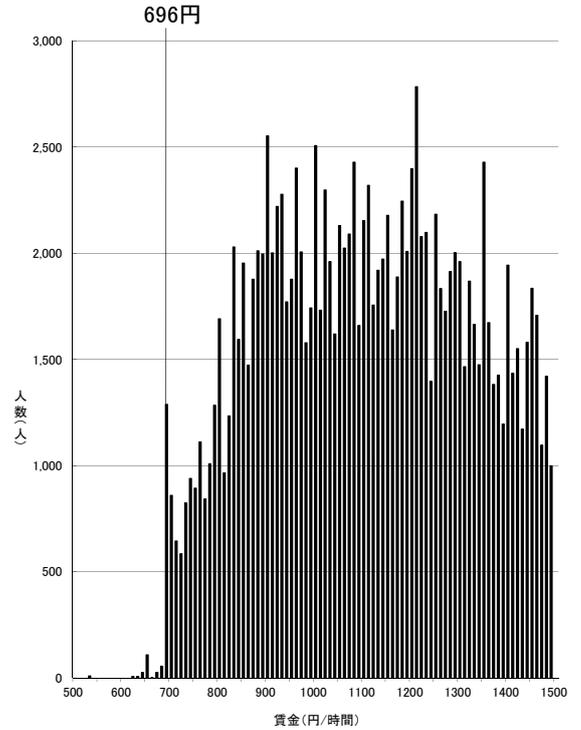


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

愛媛(D)

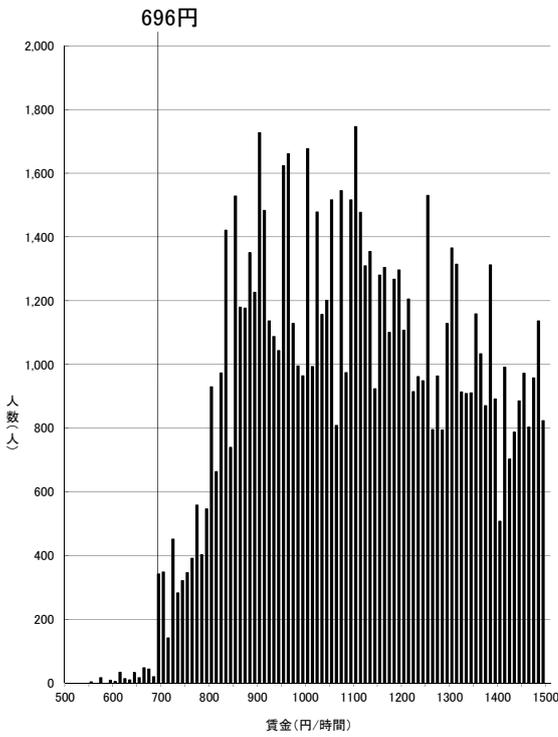


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

島根(D)

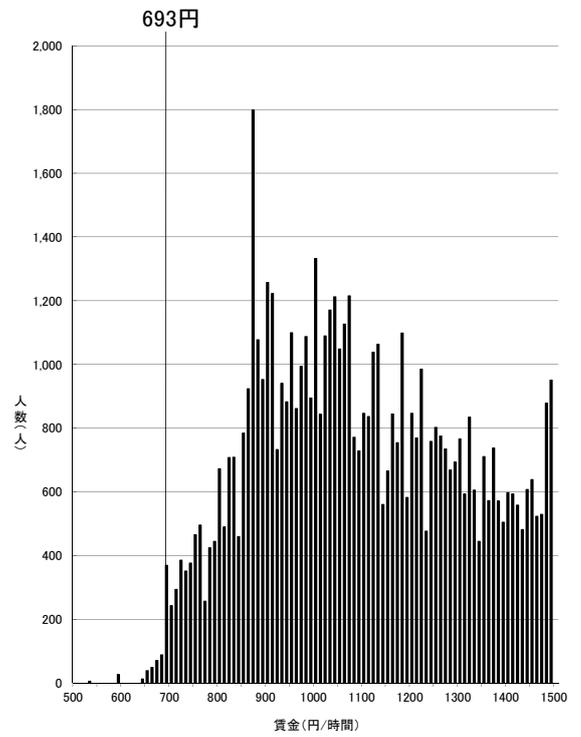


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

鳥取(D)

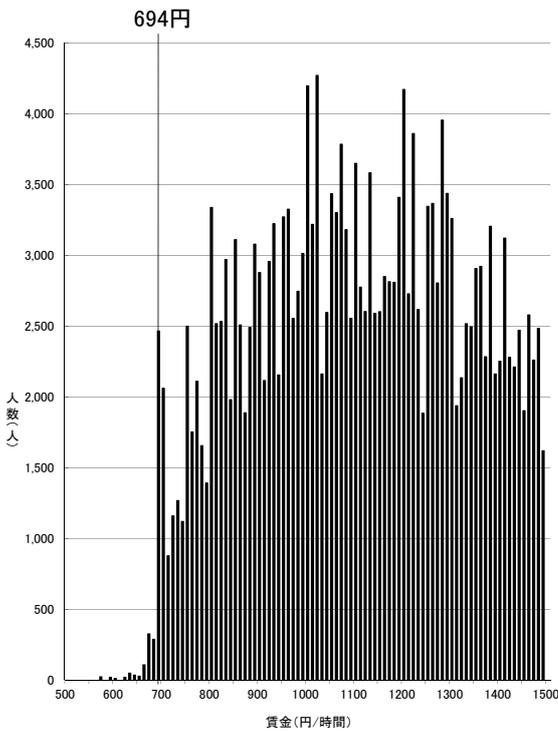


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

熊本(D)

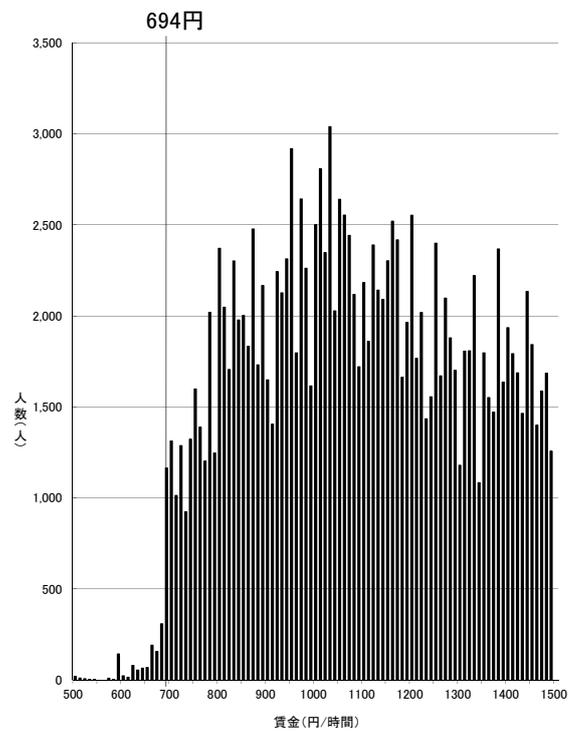


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

長崎(D)

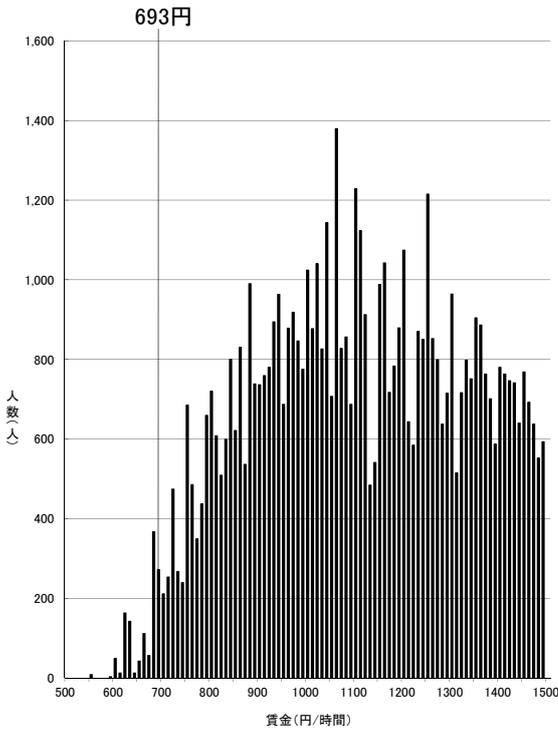


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 高知(D)

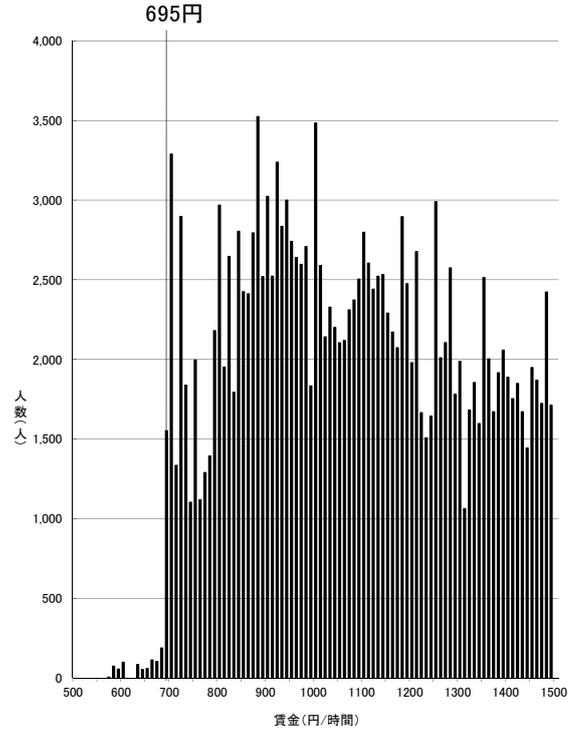


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 岩手(D)

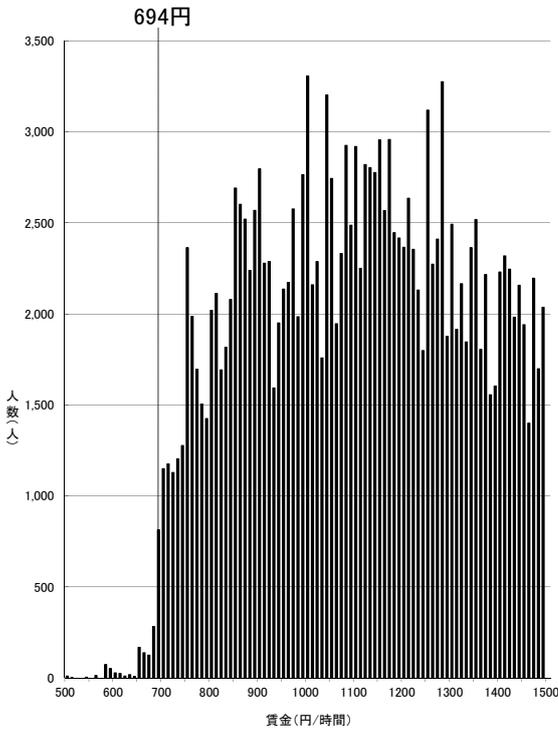


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 鹿児島(D)

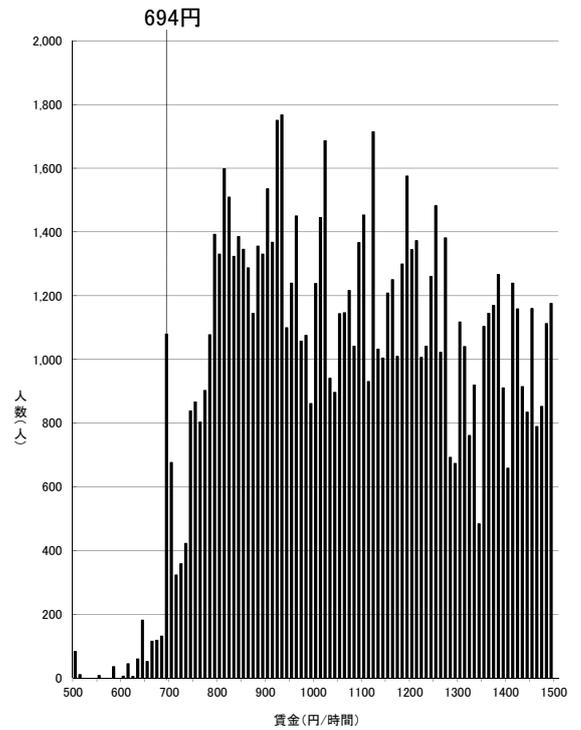


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

### 佐賀(D)

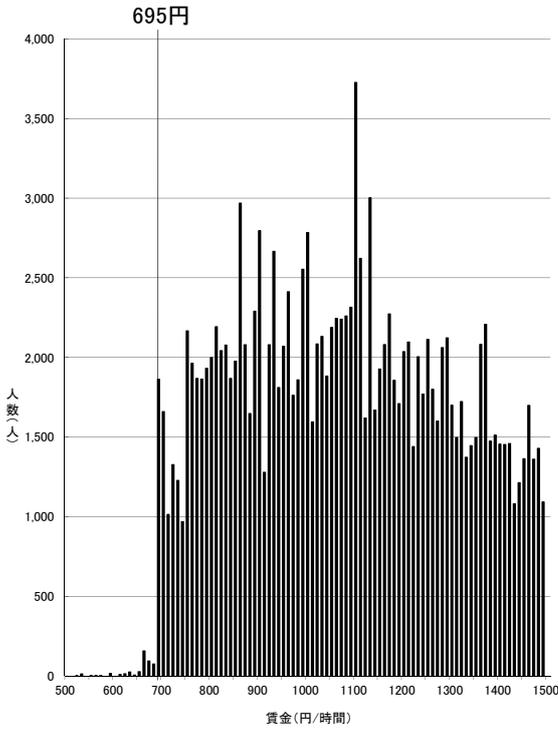


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

青森(D)

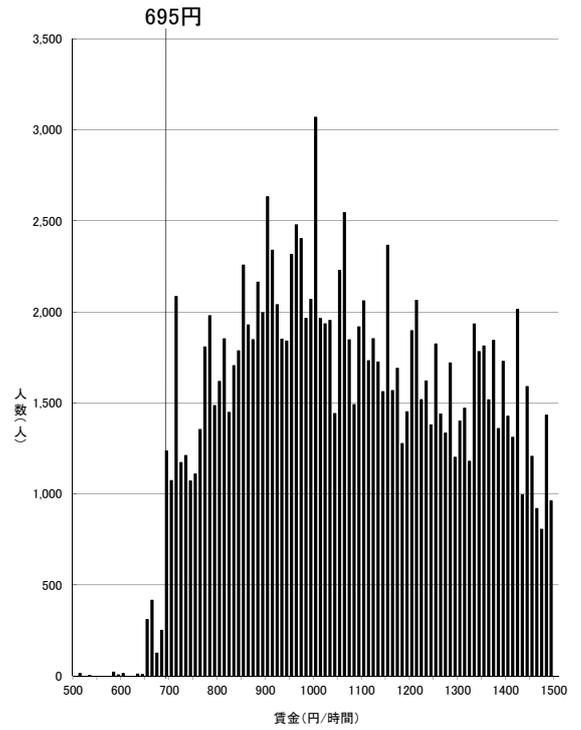


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

秋田(D)

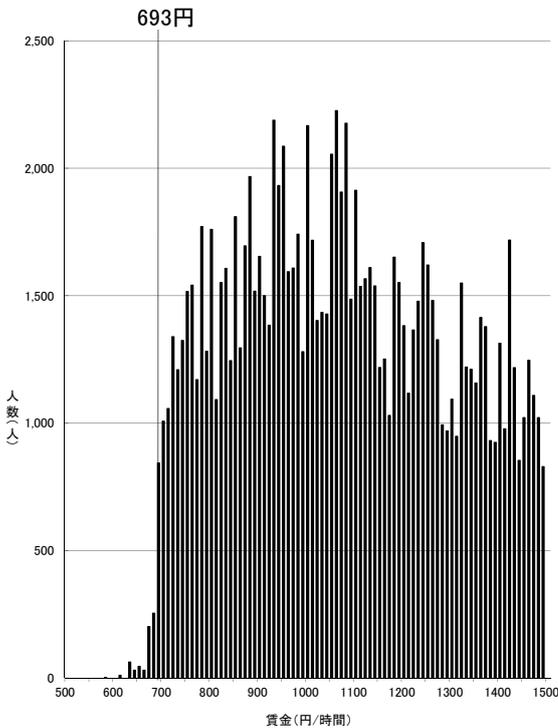


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

宮崎(D)

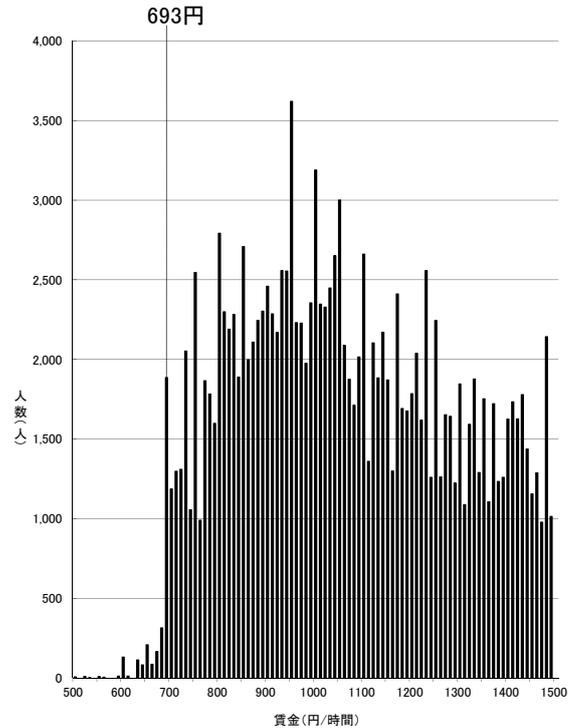


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

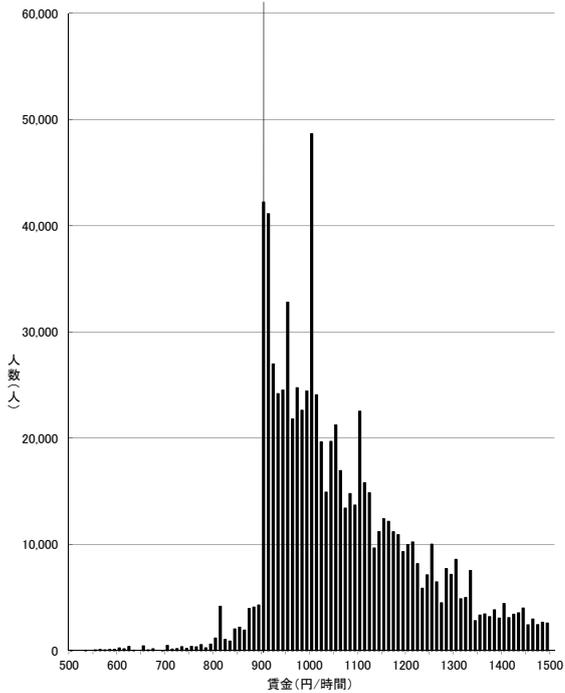
一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)

907円



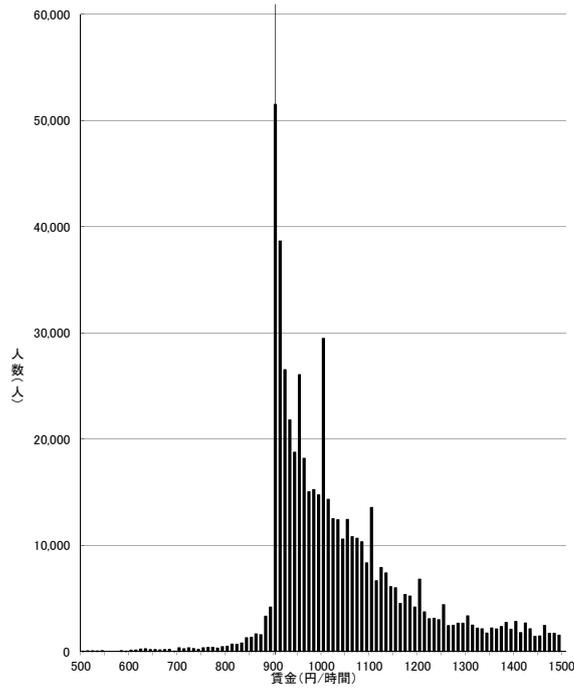
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

神奈川(A)

905円



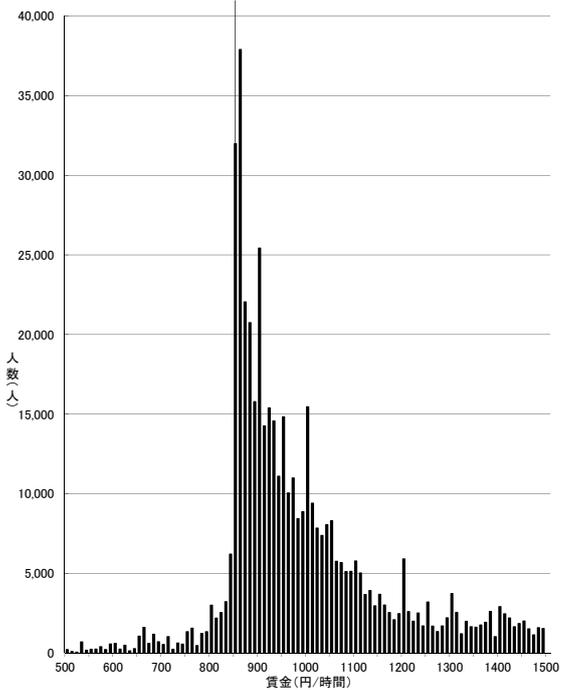
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

大阪(A)

858円



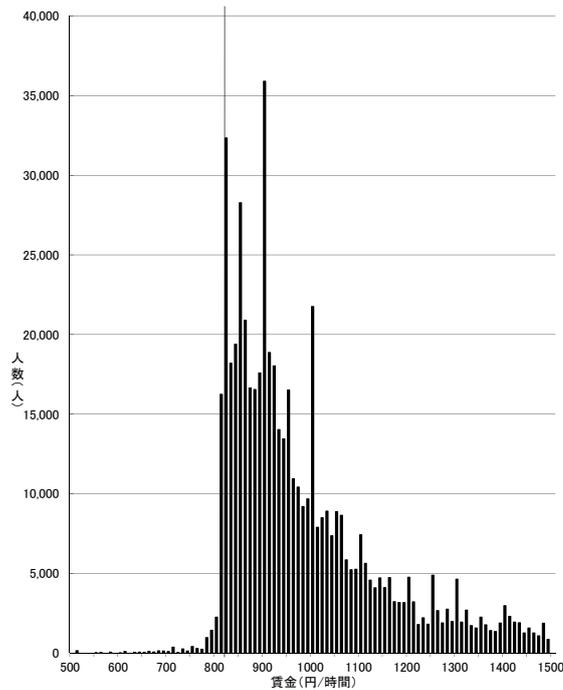
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

愛知(A)

820円



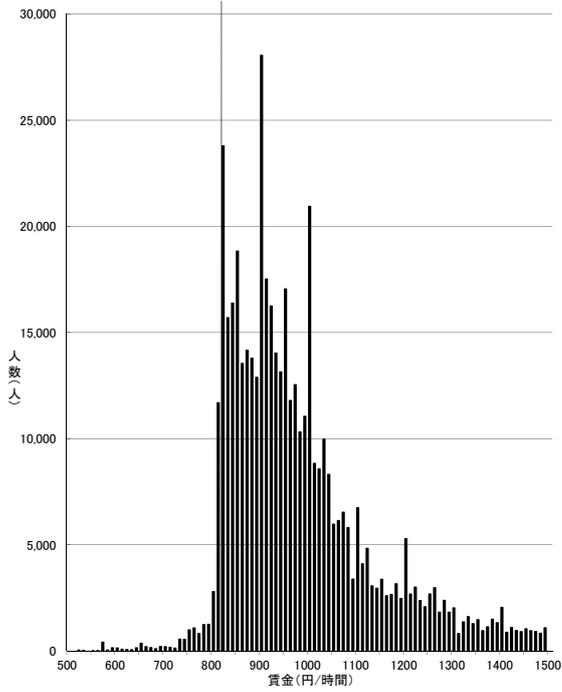
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

埼玉(A)

820円



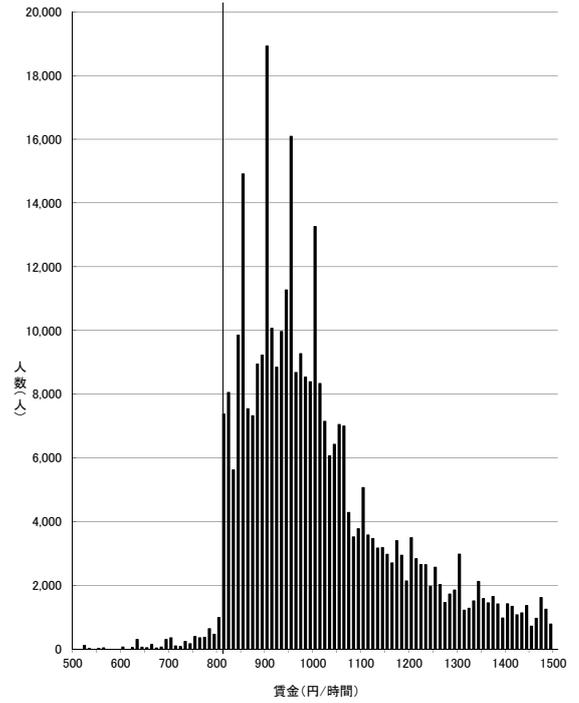
資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

千葉(A)

817円

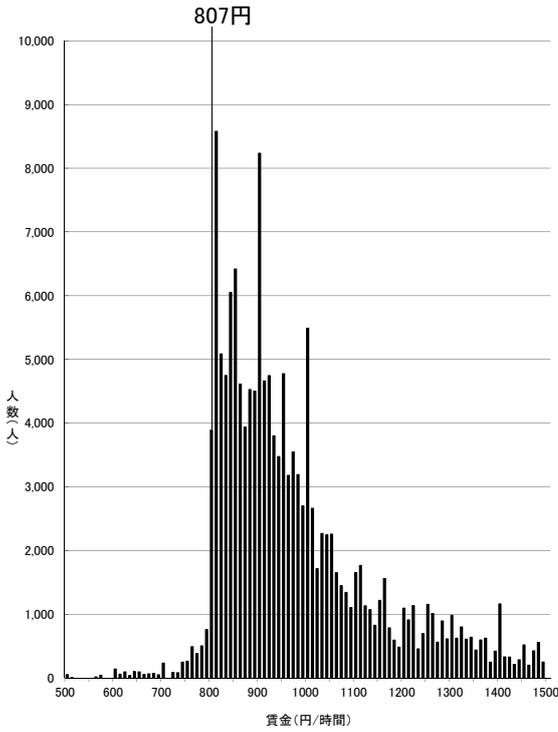


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

京都(B)

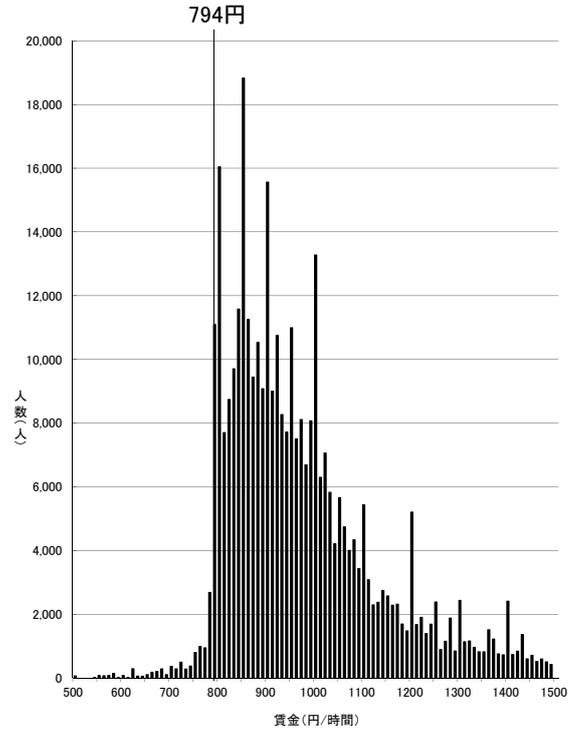


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

兵庫(B)

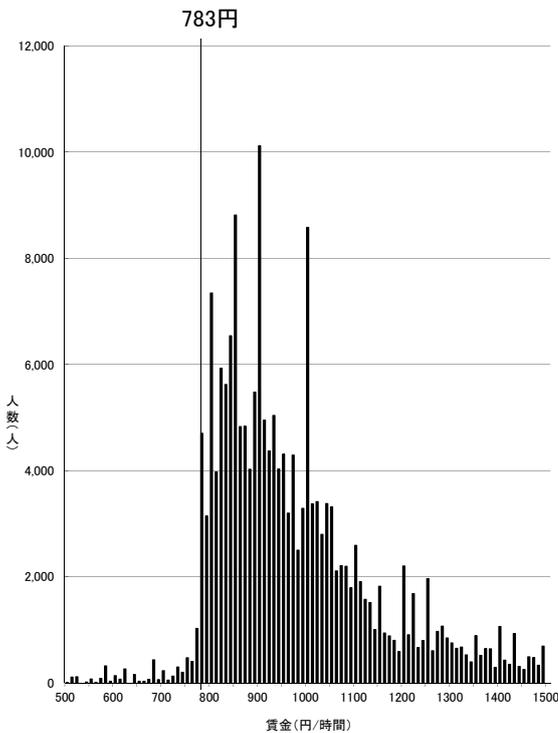


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

静岡(B)

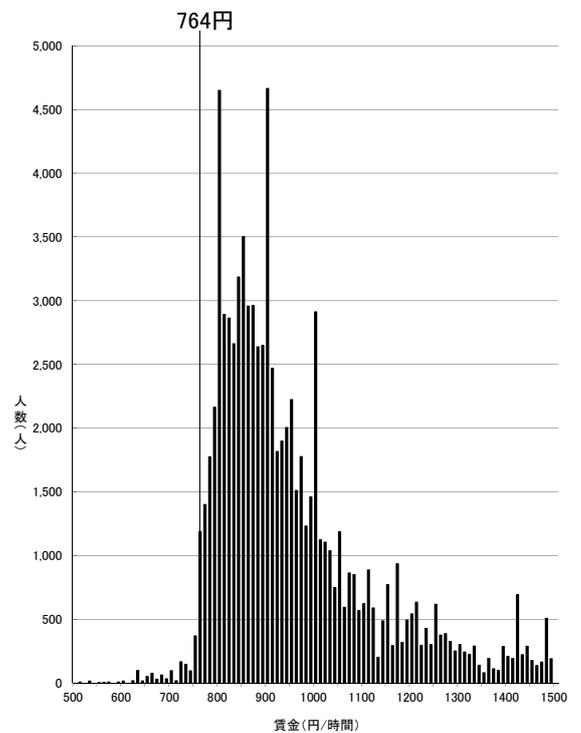


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

滋賀(B)

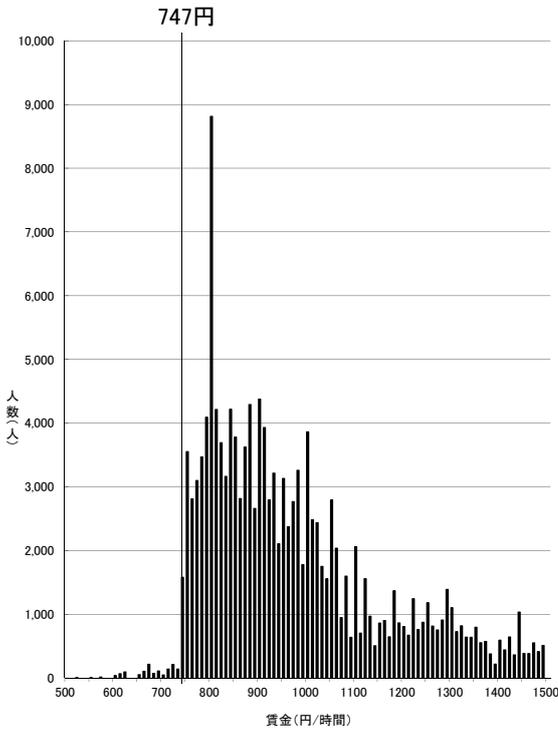


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

茨城(B)

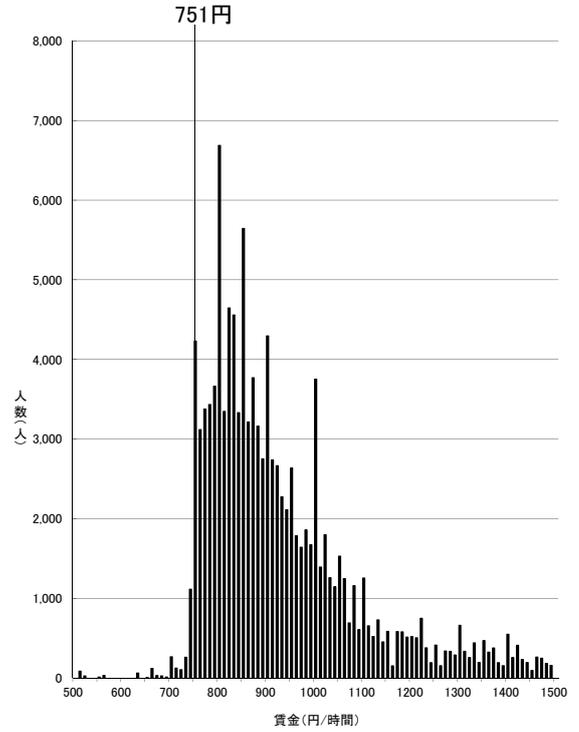


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

栃木(B)

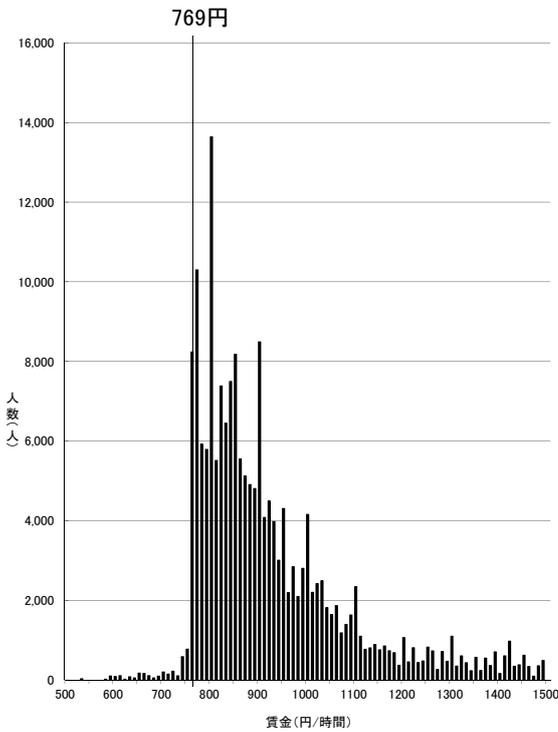


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

広島(B)

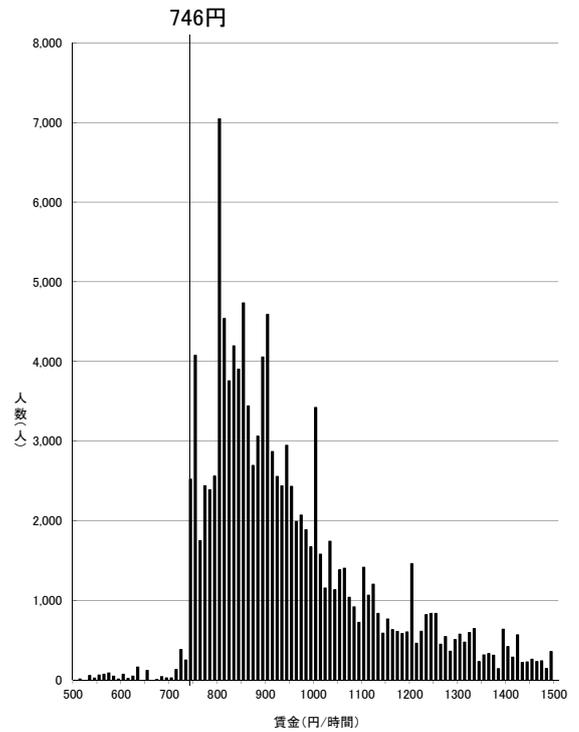


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

長野(B)

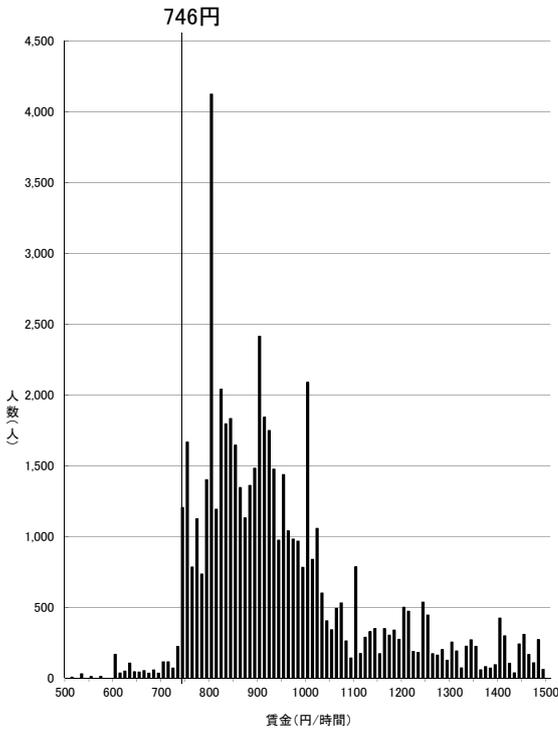


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

富山(B)

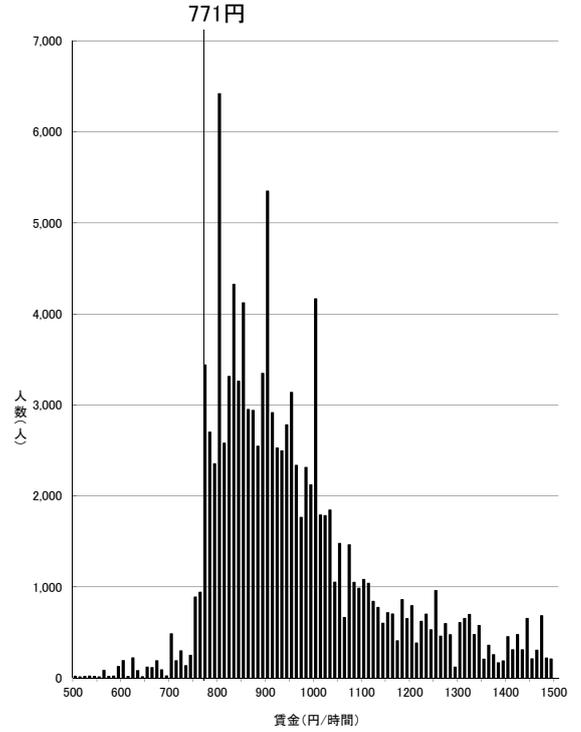


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

三重(B)

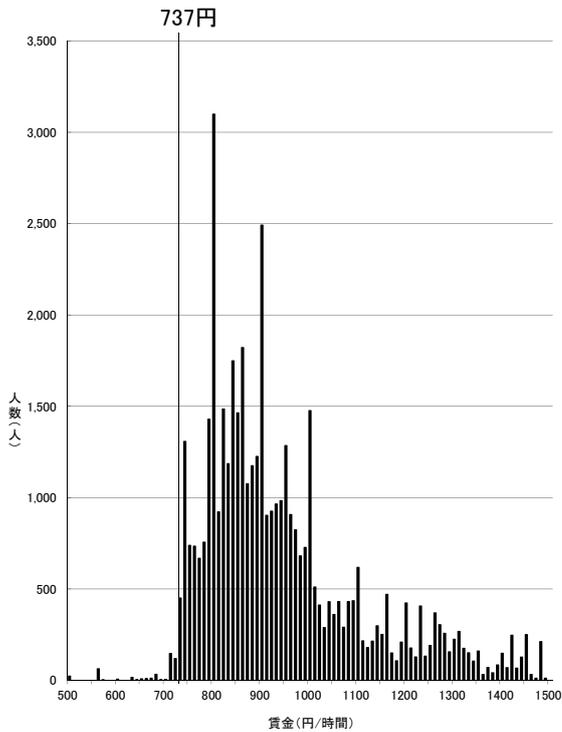


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山梨(B)

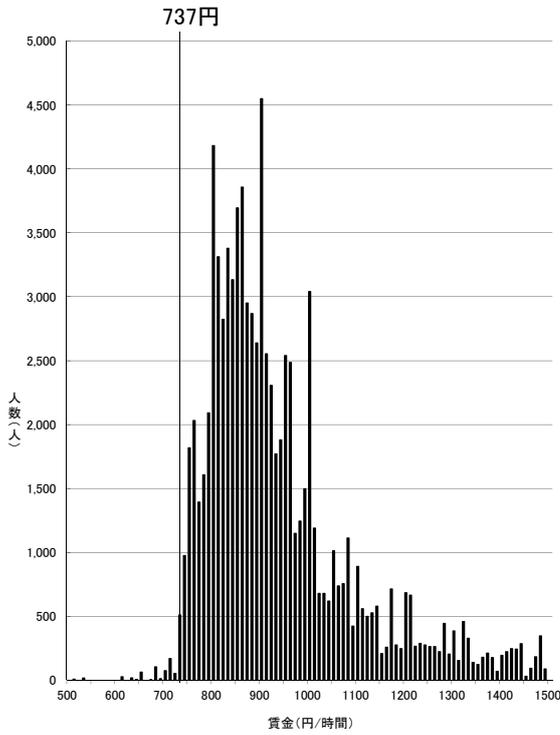


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

群馬(C)

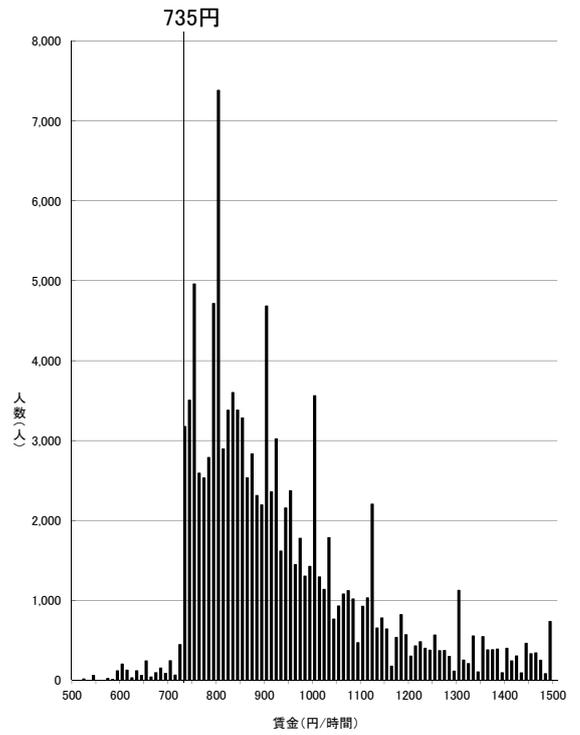


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岡山(C)

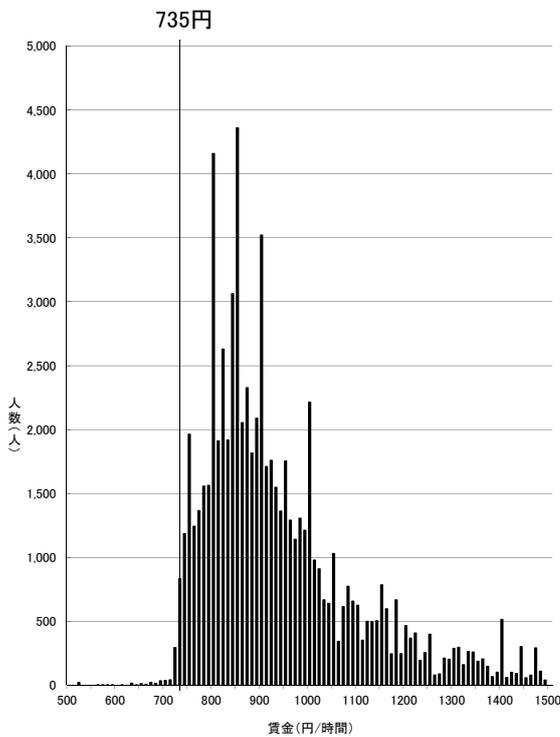


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

石川(C)

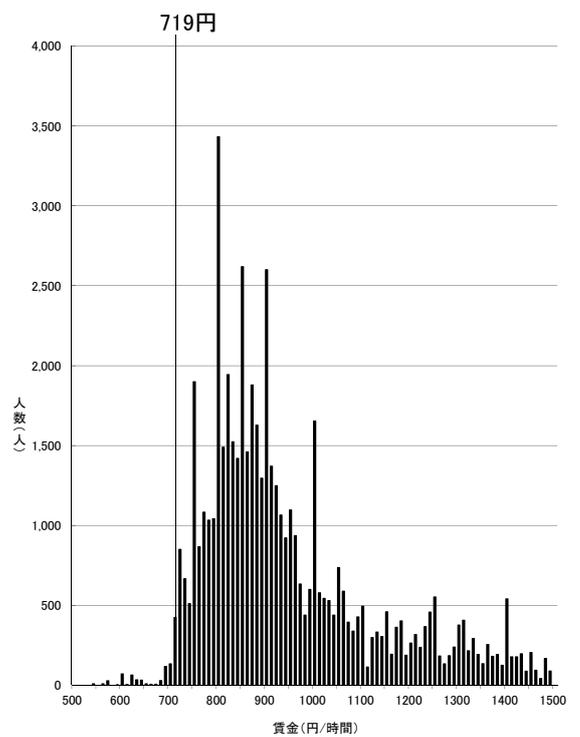


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

香川(C)

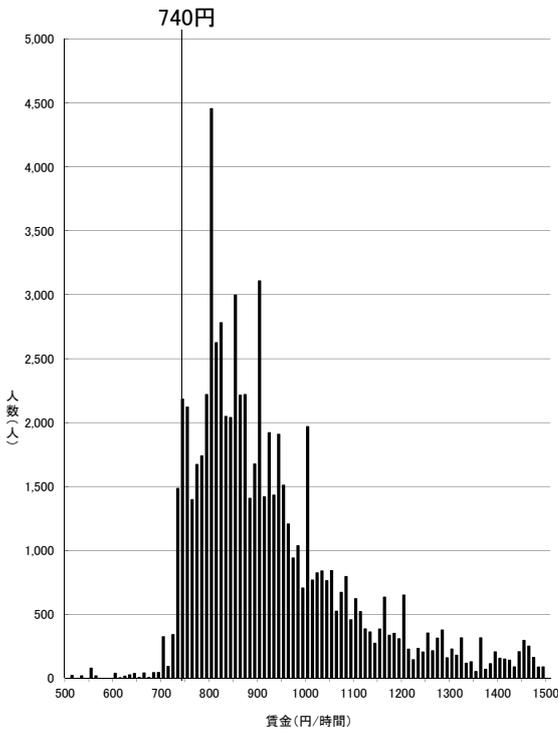


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

奈良(C)

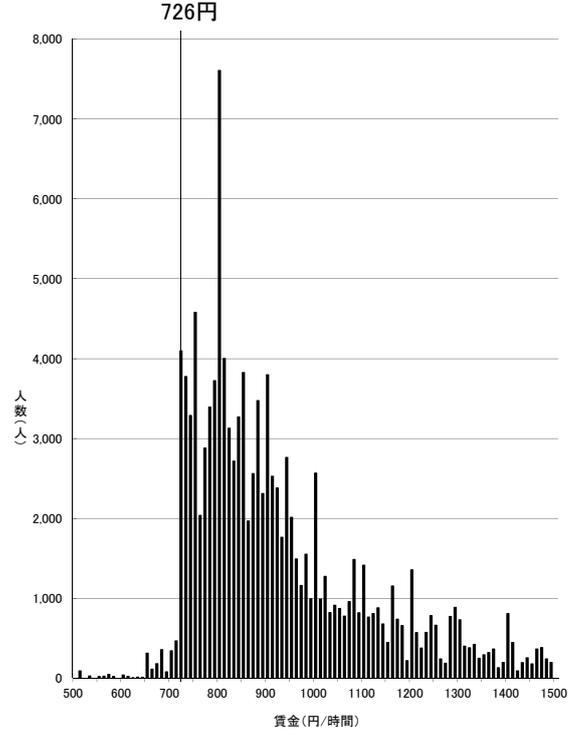


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

宮城(C)

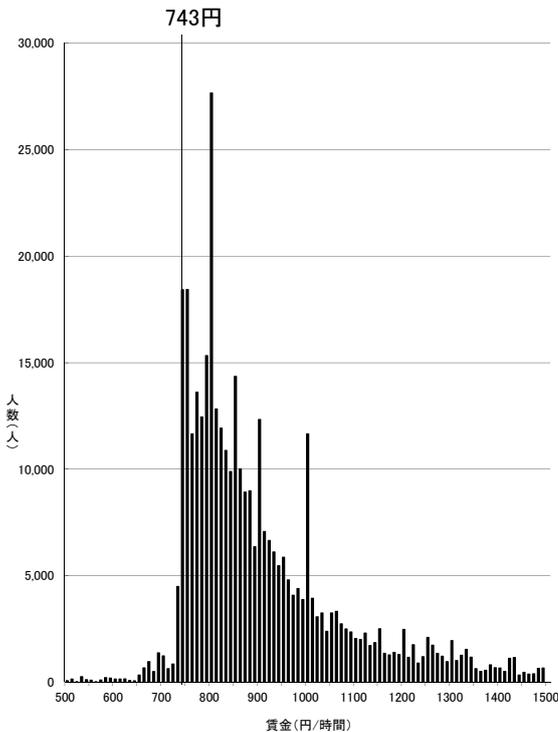


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福岡(C)

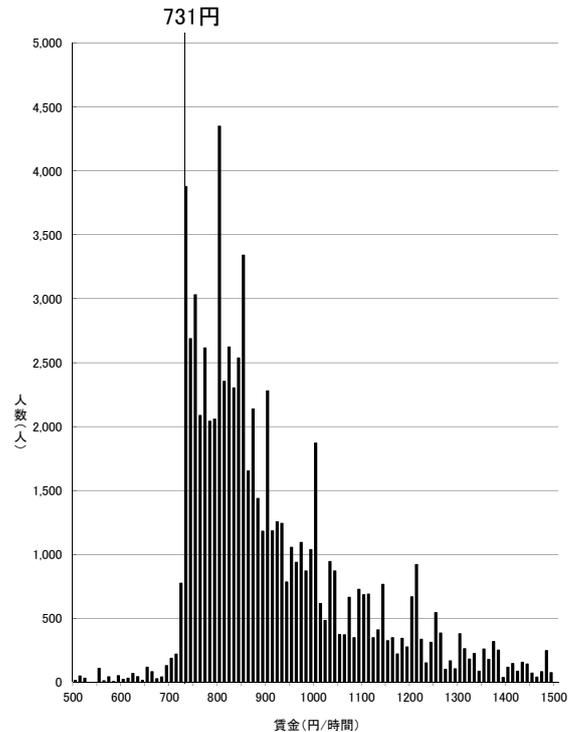


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山口(C)

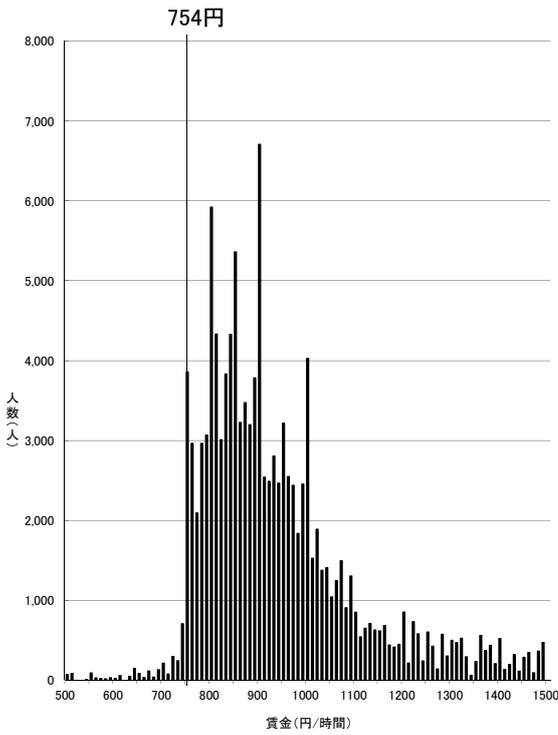


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岐阜(C)

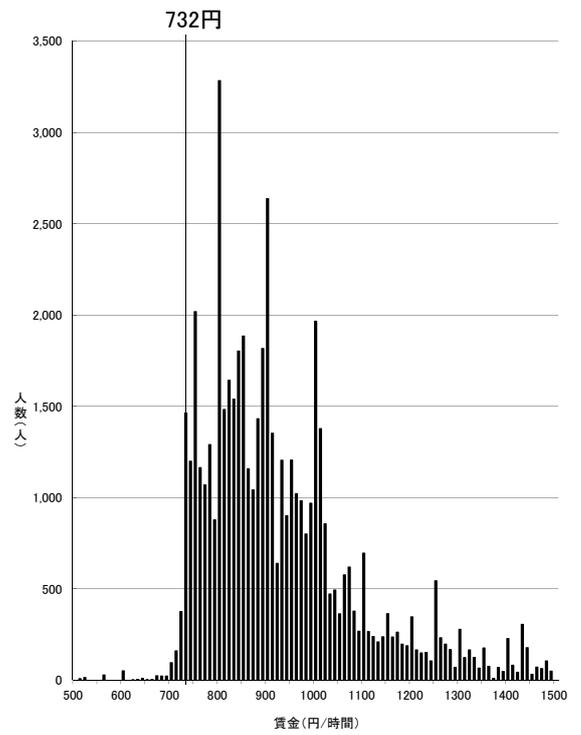


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福井(C)

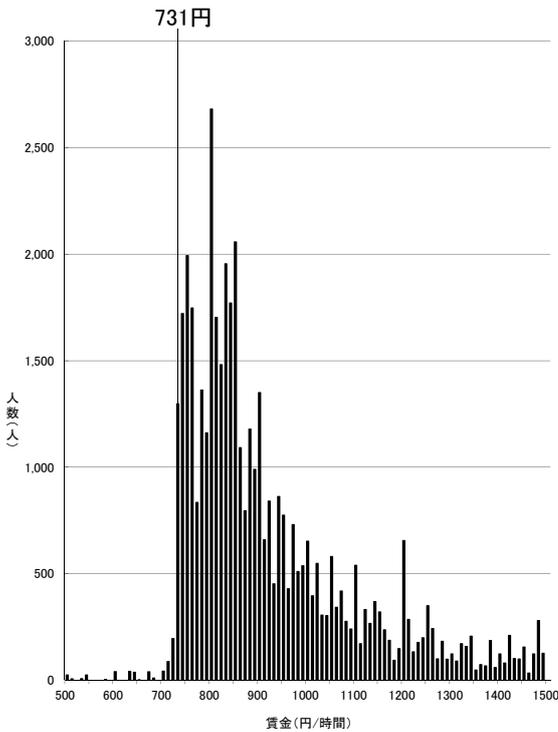


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

和歌山(C)

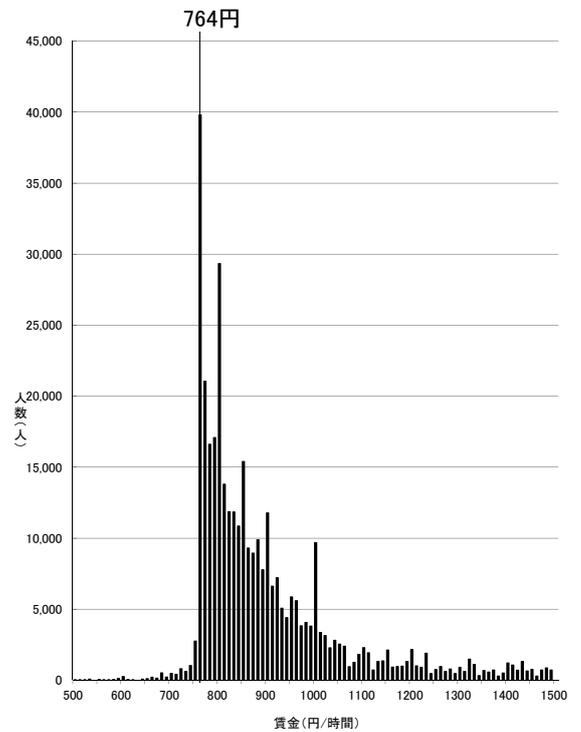


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

北海道(C)

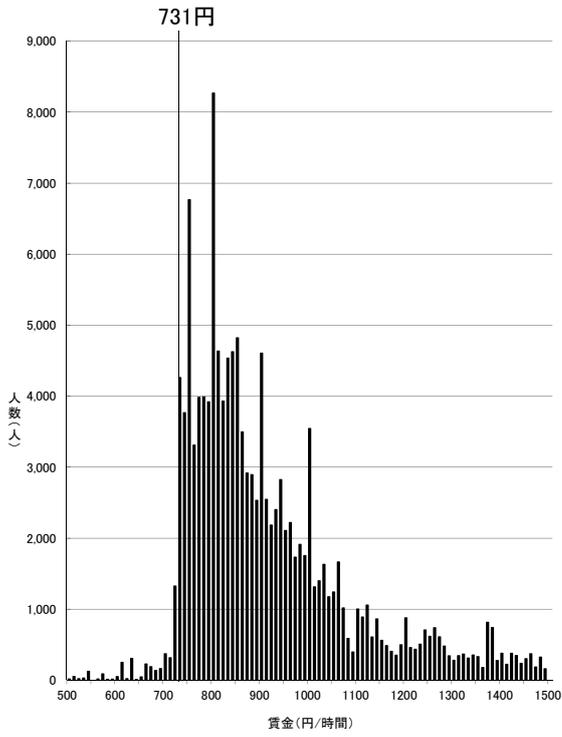


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

新潟(C)

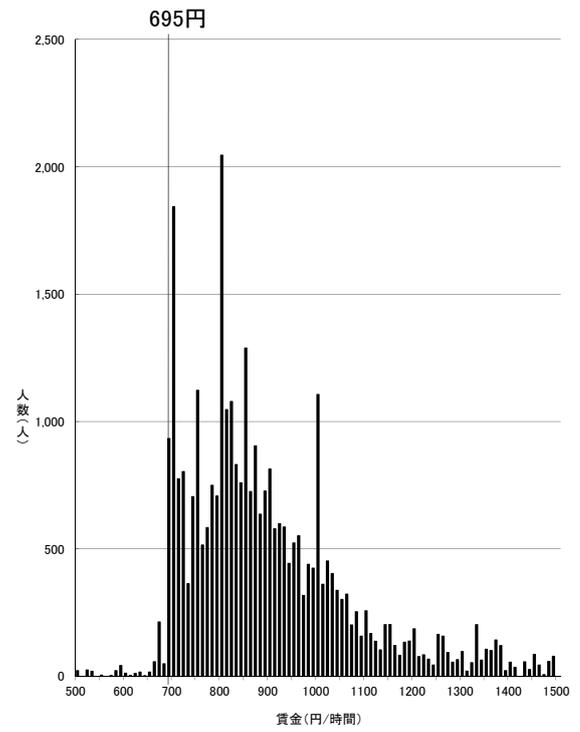


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

徳島(C)

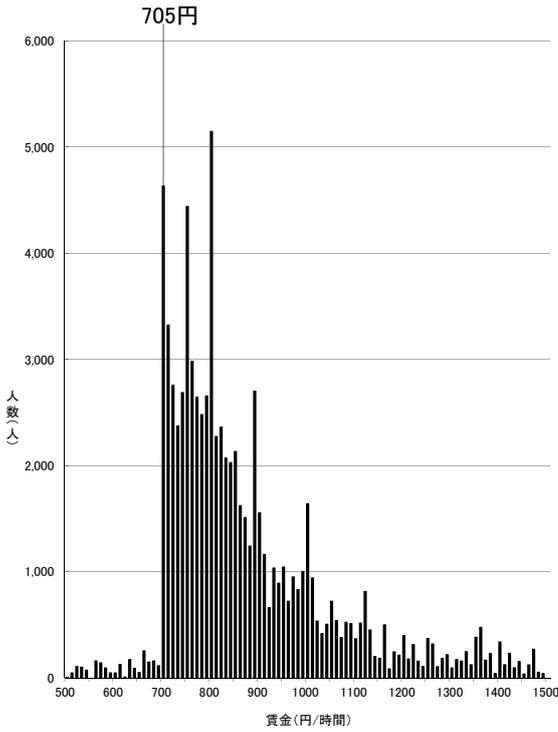


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福島(D)

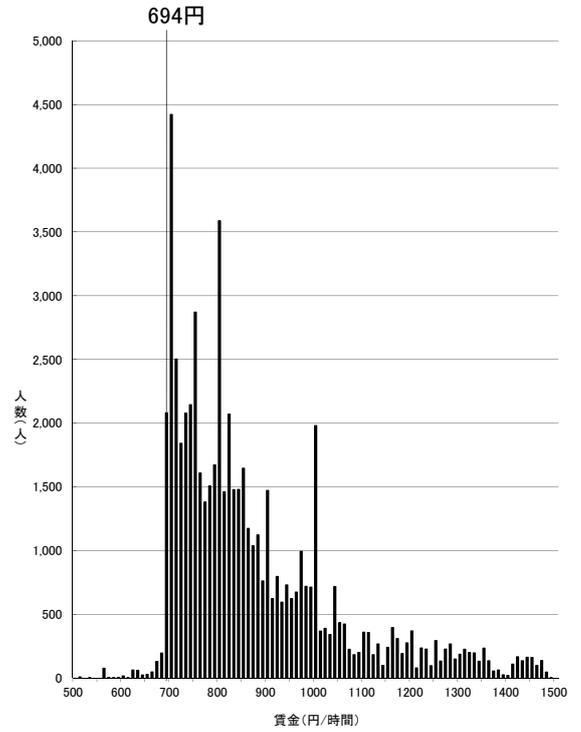


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

大分(D)

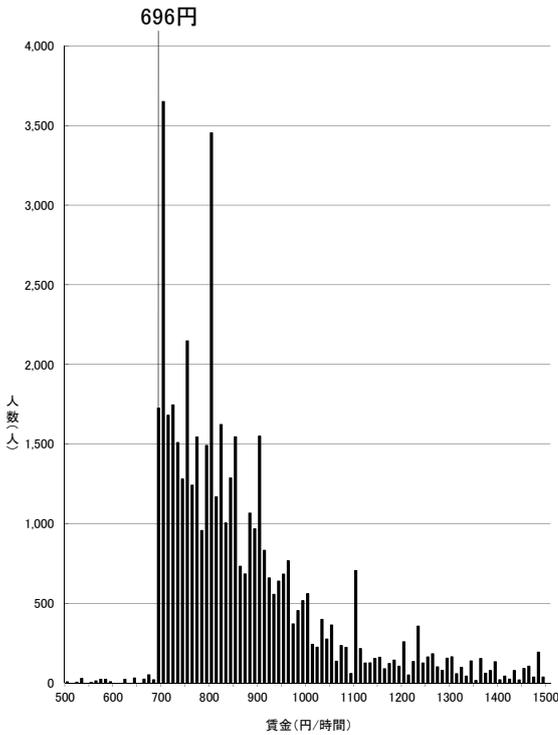


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山形(D)

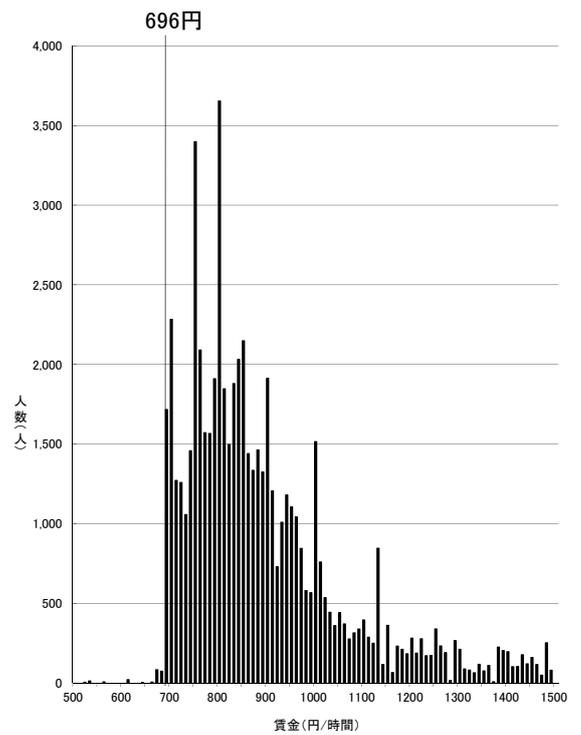


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

愛媛(D)

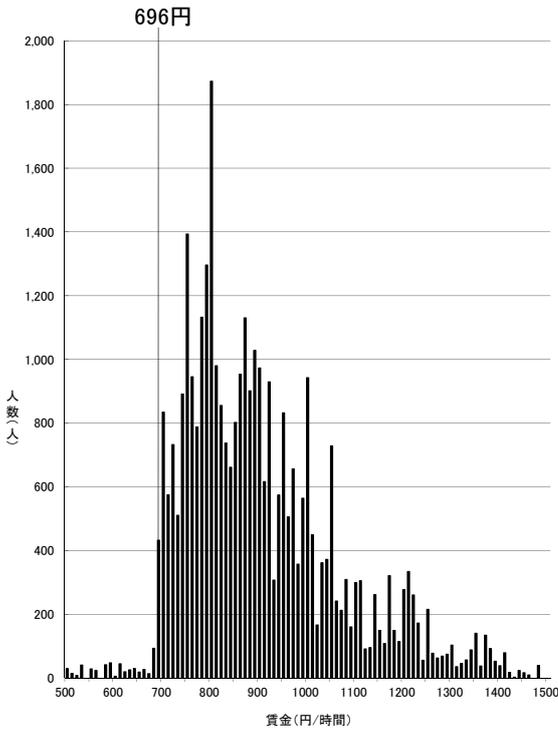


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

島根(D)

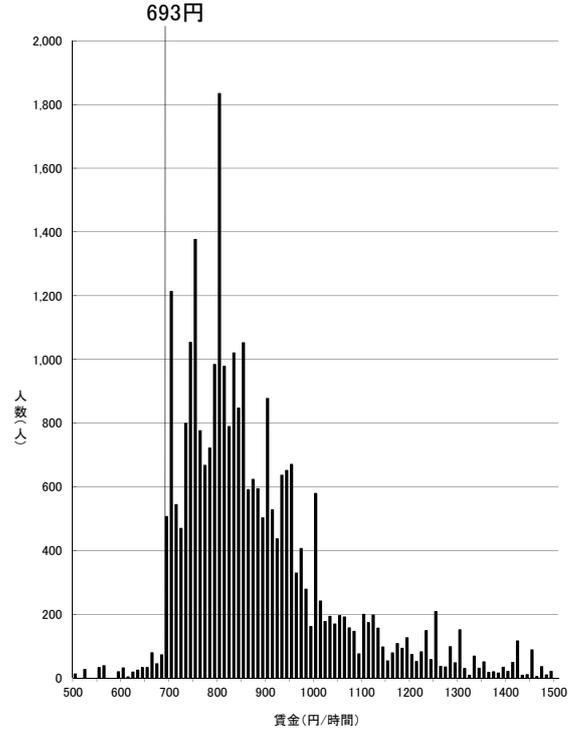


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

鳥取(D)

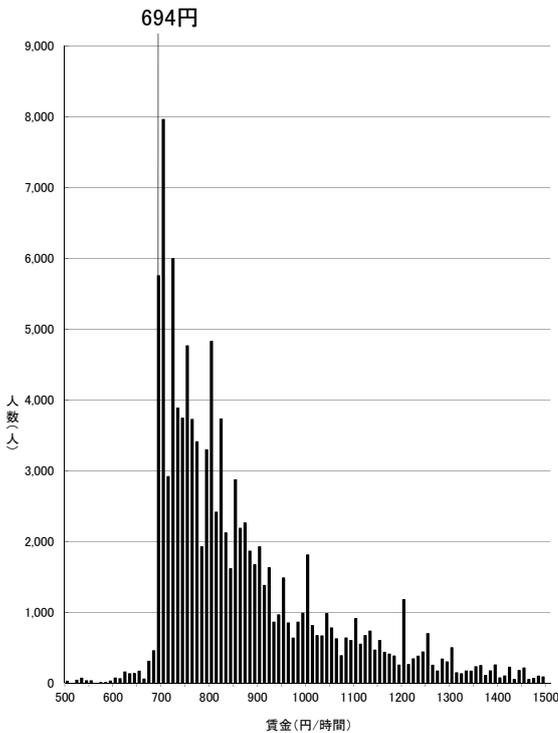


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

熊本(D)

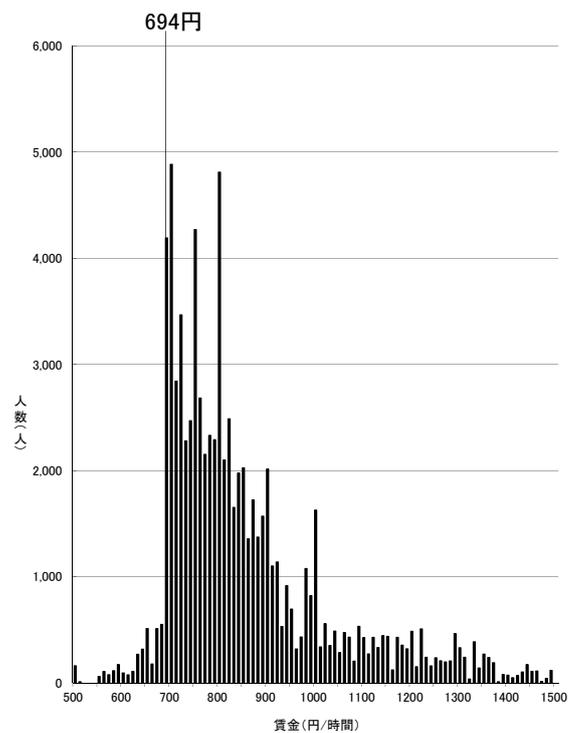


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

長崎(D)

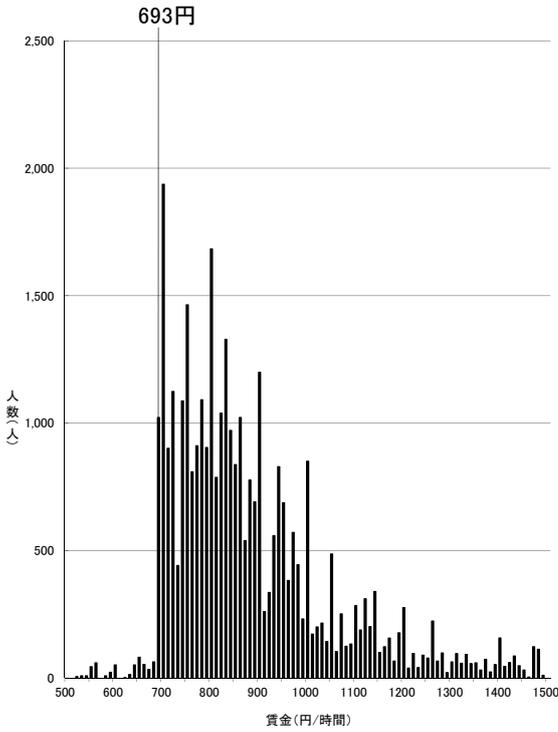


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

高知(D)

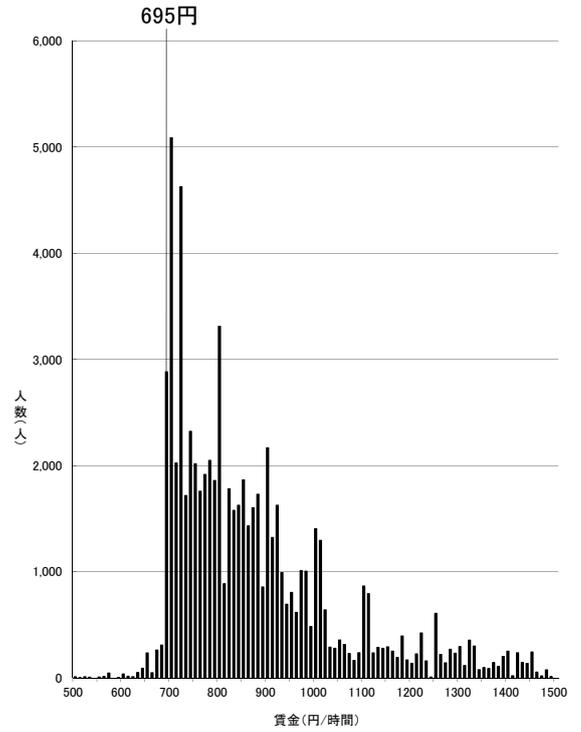


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岩手(D)

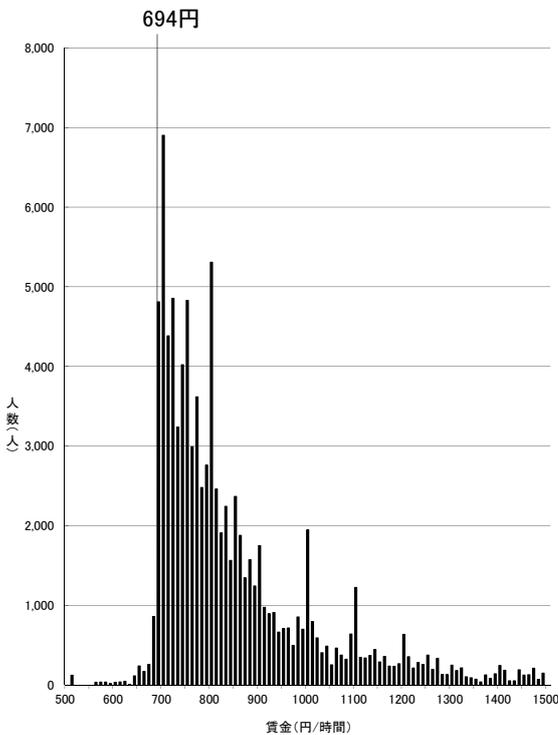


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

鹿児島(D)

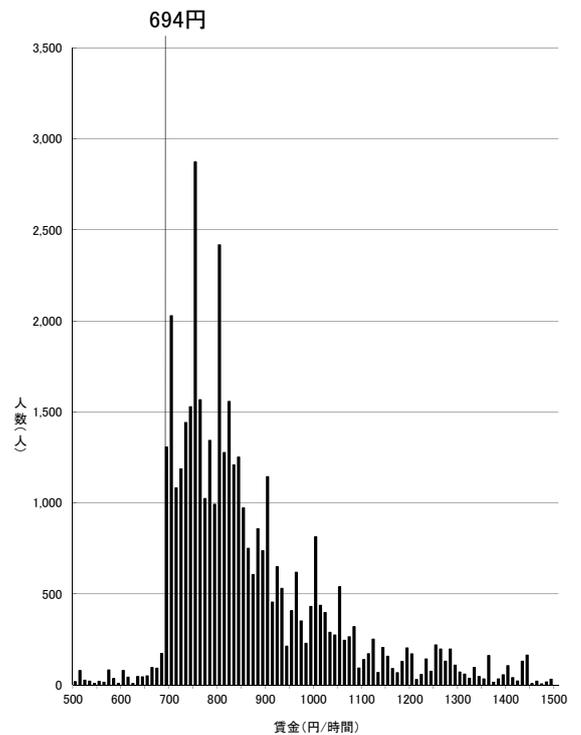


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

佐賀(D)

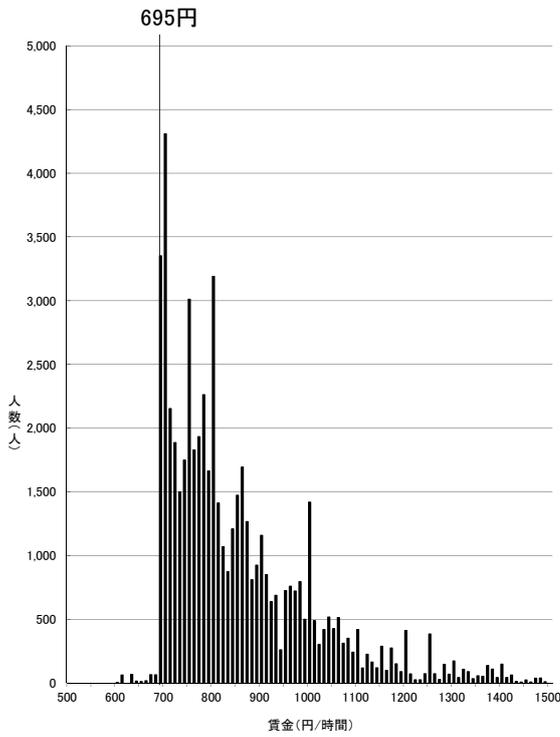


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

青森(D)

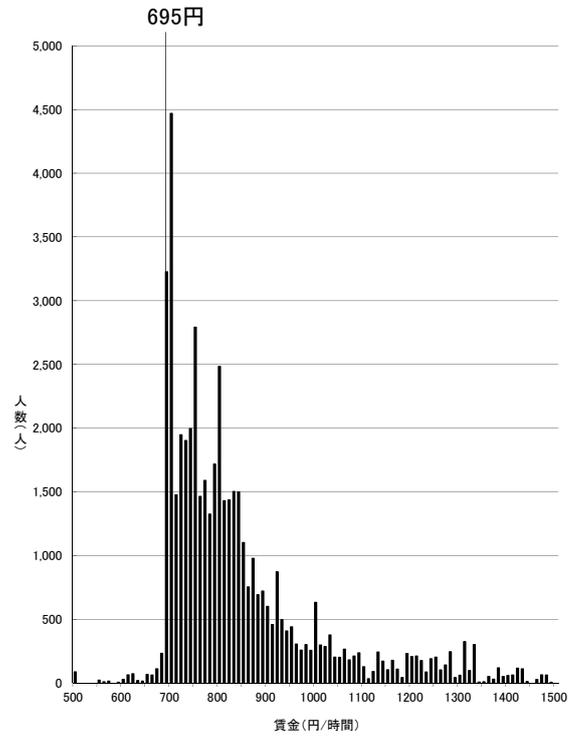


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

秋田(D)

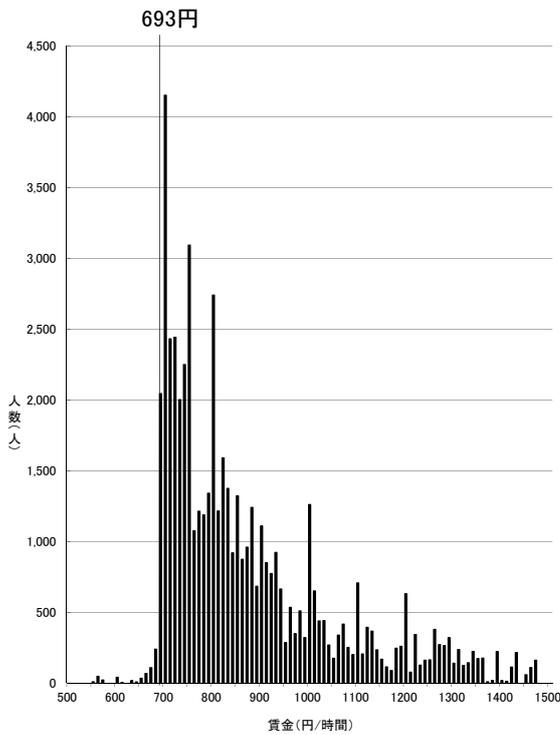


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

宮崎(D)

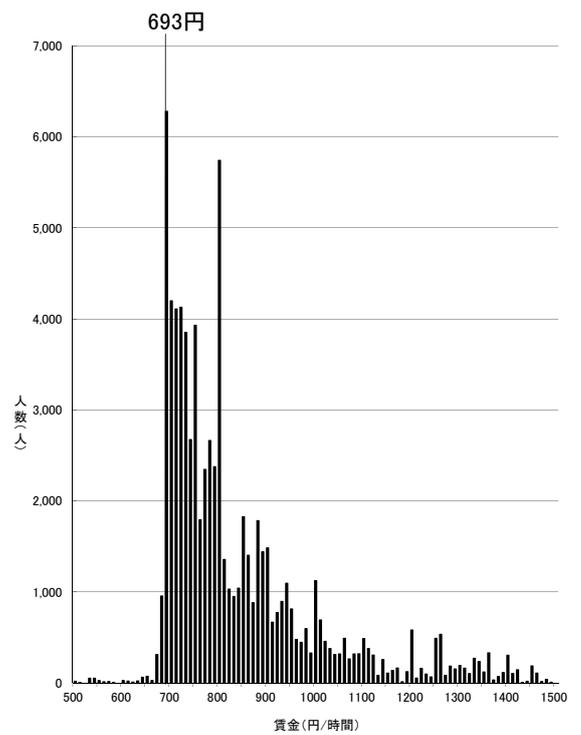


資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成27年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

## 最新の経済指標の動向

## ○ 生産

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						3月	4月	5月
鉱工業生産指数(※)	97.8	97.0	99.0	97.8	97.7	112.0	98.2	95.4
前年(同月)比(%)	0.6	▲ 0.8	2.1	▲ 1.2	▲ 0.1	3.5	5.7	6.8

資料出所:経済産業省「鉱工業指数」(※)原数値。

(注)2017年5月は速報値である。

## ○ 第3次産業活動

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						2月	3月	4月
第3次産業活動指数(※)	101.9	102.7	102.3	103.2	103.9	98.5	113.8	102.6
前年(同月)比(%)	1.8	0.8	▲ 0.4	0.9	0.7	▲ 1.4	0.1	0.6

資料出所:経済産業省「第3次産業活動指数」(※)原数値。

## ○ 企業倒産

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						4月	5月	6月
全国企業倒産件数	12,124	10,855	9,731	8,812	8,446	680	802	706
前年(同月)比(%)	▲ 4.7	▲ 10.5	▲ 10.4	▲ 9.4	▲ 4.2	▲ 2.2	19.5	▲ 7.5

資料出所:(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

## ○ 商業販売

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						3月	4月	5月
商業販売額(前年(同月)比(%))								
商業計	▲ 0.9	0.9	0.6	▲ 1.9	▲ 3.9	2.9	1.6	4.9
卸売業	▲ 2.0	0.8	0.1	▲ 2.5	▲ 5.3	3.2	0.9	6.3
小売業	1.8	1.0	1.7	▲ 0.4	▲ 0.6	2.1	3.2	2.0

資料出所:経済産業省「商業動態統計調査」

(注)2017年5月は速報値である。

## ○ 個人消費

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						3月	4月	5月
消費支出(名目)(前年(同月)比(%))								
二人以上の世帯	1.1	1.5	0.3	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 1.0	▲ 0.9	0.4
うち勤労者世帯	1.6	1.7	▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 1.8	0.7	▲ 2.4	2.8

資料出所:総務省「家計調査」(支出金額・名目増減率(年、月))

○ 業況判断

	平成27年	平成28年				平成29年		
	12月調査	3月調査	6月調査	9月調査	12月調査	3月調査	6月調査	
業況判断(DI)	最近	最近	最近	最近	最近	最近	最近	先行き
規模計	9	7	4	5	7	10	12	8
製造業	4	1	0	1	4	8	11	9
非製造業	13	11	8	7	9	11	13	8
大企業	18	13	12	12	14	16	20	16
製造業	12	6	6	6	10	12	17	15
非製造業	25	22	19	18	18	20	23	18
中堅企業	14	12	9	10	12	15	16	11
製造業	5	5	1	3	6	11	12	11
非製造業	19	17	14	15	16	17	18	12
中小企業	3	1	▲ 1	0	2	5	7	4
製造業	0	▲ 4	▲ 5	▲ 3	1	5	7	6
非製造業	5	4	0	1	2	4	7	2

資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

○ 業況判断(中小企業)

	平成27年	平成28年				平成29年		
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月見通し
業況判断DI(中小企業)(※)								
全産業	▲ 15.1	▲ 18.1	▲ 19.5	▲ 18.2	▲ 18.7	▲ 17.0	▲ 14.3	▲ 12.7
中規模	▲ 8.8	▲ 12.2	▲ 14.7	▲ 13.6	▲ 12.4	▲ 9.2	▲ 6.3	▲ 6.2
小規模	▲ 16.8	▲ 19.8	▲ 20.9	▲ 19.5	▲ 20.3	▲ 19.2	▲ 16.5	▲ 14.5
製造業	▲ 12.9	▲ 16.8	▲ 16.9	▲ 15.6	▲ 15.5	▲ 13.0	▲ 10.6	▲ 7.9
非製造業	▲ 15.8	▲ 18.8	▲ 20.4	▲ 19.0	▲ 19.6	▲ 18.4	▲ 15.5	▲ 14.2

資料出所：中小企業庁「中小企業景況調査」(※)前期比季節調整値。

○ 賃金

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						3月	4月	5月
現金給与総額(前年(同月)比(%))(※)								
一般労働者	▲ 0.3	0.4	0.9	0.4	0.9	0.1	0.5	0.6
パートタイム労働者	1.5	▲ 0.4	0.5	0.5	▲ 0.1	▲ 1.0	1.1	1.0

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(※)就業形態別賃金指数、事業所規模5人以上

(注)2017年5月は速報値である。

○ 労働時間

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
						3月	4月	5月
所定内労働時間(前年(同月)比(%))(※)								
一般労働者	0.8	▲ 0.8	▲ 0.3	0.1	0.0	▲ 1.8	▲ 0.5	1.4
パートタイム労働者	0.9	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 1.5	▲ 3.1	▲ 1.4	▲ 0.9
所定外労働時間(前年(同月)比(%))(※)								
一般労働者	2.2	3.3	4.8	▲ 0.2	▲ 1.2	1.5	1.5	3.0
パートタイム労働者	5.2	5.3	1.3	▲ 2.9	▲ 2.9	▲ 5.3	▲ 5.0	▲ 8.7

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(※)就業形態別労働時間指数、事業所規模5人以上

(注)2017年5月は速報値である。

## 名目経済成長率の動向

(%)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2016年				2017年
			1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
前期比(※)	2.7	1.1	0.9	0.2	0.1	0.4	-0.3
(年率換算)(※)			3.7	0.8	0.3	1.6	-1.2
前年同期比(※)			1.4	1.3	0.9	1.6	0.5

資料出所：内閣府「国民経済計算・四半期別GDP速報」(※)前期比及び年率換算は季節調整値、前年同期比は原数値。

## 経済見通し<内閣府年央試算>

	2015年度	2016年度	2017年度
名目国内総生産	2.9%	2.2%	未
実質国内総生産	1.5%	0.9%	未

資料出所：内閣府「内閣府年央試算」(2015年7月22日、2016年7月13日)

## 経済見通し<日本銀行政策委員の大勢見通し>

	2015年度	2016年度	2017年度
実質国内総生産	1.5%~1.9%	0.8%~1.4%	1.4%~1.6%
<政策委員見通しの中央値>	<1.7%>	<1.2%>	<1.6%>

資料出所：日本銀行「当面の金融政策運営について」(2015年7月15日)

日本銀行「経済・物価情勢の展望(2016年4月)」(2016年4月29日)

日本銀行「経済・物価情勢の展望(2017年4月)」(2017年4月28日)

消費者物価の見通し＜経済見通しと経済財政運営の基本的態度（閣議決定）＞

	2015 年度	2016 年度	2017 年度
消費者物価指数（総合）	0.2%	0.0%程度	1.1%程度

資料出所：「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 29 年 1 月 20 日閣議決定）

消費者物価の見通し＜日本銀行政策委員の大勢見通し＞

	2017 年度		2018 年度		2019 年度	
		消費税率引き 上げの影響を 除くケース		消費税率引き 上げの影響を 除くケース		消費税率引き 上げの影響を 除くケース
消費者物価指数 （除く生鮮食品）	0.6～1.6%	—	0.8～1.9%	—	1.4～2.5%	0.9～2.0%
＜政策委員見通しの 中央値＞	＜1.4%＞	—	＜1.7%＞	—	＜2.4%＞	＜1.9%＞

（注 1， 2， 3）略

（注 4）消費税率については、2019 年 10 月に 10%に引き上げられること（軽減税率については酒類と外食を除く飲食料品および新聞に適用されること）を前提としているが、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の見通し計数を作成している。消費税率引き上げの直接的な影響を含む 2019 年度の消費者物価の見通しは、税率引き上げが課税品目にフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで（+0.5%ポイント）、これを政策委員の見通し計数に足し上げたものである。

（注 5）略

資料出所：日本銀行「経済・物価情勢の展望（2017 年 4 月）」（2017 年 4 月 28 日）

# 中小企業・小規模事業者に対する支援施策

- I. 最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援  
(厚生労働省関係)
- II. 賃金引上げに向けた生産性向上の支援策(中小企業庁等関係)
- III. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組
- IV. 支援施策等の実績等

# 1. 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援 (厚生労働省関係)

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指す。また、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設する。

## ①最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等

### ○最低賃金総合相談支援センターの設置・運営

最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、全国47箇所にワンストップで対応する窓口を設け、相談や専門家派遣等を実施

### ○業務改善助成金の支給

全国47都道府県において、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器の導入経費(業務改善経費)等の一部を助成

### ○業種別中小企業団体助成金の支給

賃金の引上げを行うことを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体等に対して、その取組に必要な経費を助成

## ②キャリアアップ助成金(処遇改善支援)

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成

### ○全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が、1~3人:9.5万円<12万円> 4~6人:19万円<24万円>  
7~10人:28.5万円<36万円> 11~100人:2.85万円<3.6万円>×人数

※中小企業において3%以上増額改定した場合、1人当たり14,250円<18,000円>加算

(注1) <>は生産性の向上が認められる場合の助成額

(注2) 中小企業以外の助成額は3/4程度

○一部(雇用形態別、職種別等)の賃金規定等を2%以上増額改定した場合も助成(助成額は上記の半額)

## ③人事評価改善等助成金

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行う。

○能力評価等による人事評価システム及び整備した人事評価システムに応じた2%の賃金引上げを含む賃金制度を整備(いずれも就業規則等の改定が必要)・実施した場合、50万円を助成

○制度整備助成の支給を受けた事業主が、1年経過後に、生産性向上、2%の賃金引上げ及び離職率低下の目標を達成した場合、上記の助成に加え80万円を助成

# その他生産性向上等のための支援等

## ○ 宿泊・飲食サービス業関係事業者の生産性向上(H28.4～)

- ・ 全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能を活かして、零細事業者の多い生活衛生関係事業者の経営改善を支援するため、日本政策金融公庫と協力して生産性向上に資する取組事例を収集し取りまとめるとともに、中小企業診断士による経営相談、経営指導等を行い、生活衛生事業者の経営基盤の健全化を図るモデル事業(平成28年度～平成30年度)を実施中

## ○ 労働行政と地域金融機関等との連携

- ・ 地場産業に対する知見や地域の情報ネットワーク等を有する金融機関と労働局との間で連携協定を締結する(H28.8～)等、労働生産性向上・雇用確保のための連携を推進

## ○ 最低賃金に関する出張相談会における都道府県等との連携(H29.1～H29.3)

- ・ 毎年1月から3月の間に実施する最低賃金の重点監督に合わせて、新たに最低賃金総合相談支援センターの職員が労働基準監督署で出張相談会を開催し、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げに向けた支援施策の相談を実施
- ・ その際、都道府県等が実施する中小企業等支援施策を併せて周知

## ○ 雇用保険法等の改正(H29.4)

- ・ 雇用保険法を改正し、雇用保険二事業の理念に生産性向上に資することを明記
- ・ 失業等給付の保険料率の時限的な引下げ(労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引下げ)(H29.4～)

## ○ 生衛業「稼ぐ力」応援チームの実施(H29.5～)

- ・ 都道府県で実施する飲食業者等を対象とした講習会の機会を活用し、「収益力向上等のためのセミナー」を開催
  - ー 収益力向上に係る専門家による講演
  - ー 最低賃金制度、中小企業支援施策の紹介
  - ー 経営相談の実施

## Ⅱ. 賃金引上げに向けた生産性向上の支援 (中小企業庁等関係)

○中小企業・小規模事業者の賃上げ原資の確保・強化を図るため、生産性向上の支援を実施

### ○ 法律 (中小企業等経営強化法 (H28.7.1施行))

- 事業分野別指針の策定 (製造業、外食・中食、旅館など15業種)
- 経営力向上計画の認定 (H29.5月末までに21,078件)
  - 生産性を高めるための機械装置・器具備品・建物附属設備を取得した場合、
    - 3年間、固定資産税を1 / 2に軽減
    - 法人税上、即時償却または税額控除 (7%※) を措置 ※資本金3000万円以下の法人等は、10%
  - 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (融資・債務保証等)
  - 補助金の優先採択

### ○ 予算

- 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 (H28補正) 新商品・新サービスの開発、生産・業務プロセスの改善等の費用を補助
- 小規模事業者持続化補助金 (H28補正) 小規模事業者が行う販路開拓に係る費用を補助
- サービス等生産性向上IT導入支援事業 (H28補正) 新たに生産性向上に貢献するITツールやソフトウェアを導入する際の費用を補助
- 戦略的基盤技術高度化支援事業 (H29) 特定ものづくり基盤技術 (精密加工等12技術) の高度化に資する研究開発及び販路開拓を補助

等

### ○ 税制

- 所得拡大 (賃上げ) 促進税制

雇用者への給与等支給額を増加させた場合に、税額控除

# (参考) 中小企業等経営強化法のスキーム

## (1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

## (2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

### 【事業分野別指針（15）と所管省庁】

- ▶ 製造業、卸・小売業 : 経済産業省
- ▶ 旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設  
不動産 : 国土交通省
- ▶ 外食・中食、旅館、医療 : 厚生労働省  
介護、保育、障害福祉
- ▶ 外食・中食 : 農林水産省
- ▶ CATV、電気通信業 : 総務省

### 【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、**固定資産税の軽減措置**（3年間1/2に軽減）や**中小企業経営強化税制（即時償却等）**により税制面から支援
- ▶ 計画に基づく事業に必要な**資金繰り**を支援（融資・信用保証等）
- ▶ 認定事業者に対する**補助金における優先採択**

【認定件数(5月末時点) : **21,078**件】

### 事業分野別 経営力向上推進機関

【認定向上推進機関（6月30日時点）】

- ・日本自動車整備振興会連合会
- ・全日本トラック協会
- ・情報通信ネットワーク産業協会
- ・日本自動車部品工業会
- ・日本能率協会
- ・日本電子回路工業会
- ・日本ボランティアチェーン協会

普及啓発  
人材育成

**主務大臣**  
(事業分野別指針の策定)  
提出先  
(例) 経産省: 各地方の経済産業局

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者  
中堅企業)

申請を  
サポート

### 経営革新等支援機関

例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・士業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険特会からの支援を受けることが可能。

### Ⅲ. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組

- 官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」において、対応を検討
- 連絡会議での議論を受け、次のアンケート調査・企業ヒアリング等を実施
  - 中小企業約 1 万社に対する調査、大企業約 1 万 5 千社に対する調査（中企庁）
  - 大企業に対する実地ヒアリング（中企庁、国交省、公取委、厚労省合同で実施）
  - 最低賃金審議会の使用者側意見、47都道府県労働局による中小企業ヒアリング結果等の報告（厚労省） 等

調査結果や中小企業の意見・要望等を踏まえ、関係省庁が連携して新たに以下の取組を実施

取組	概要
<b>下請法の運用基準の改正 (H28.12.14)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反事例の追加               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労務費上昇時に一方的に単価を据え置いた場合</li> <li>- 荷待ち時間に対する費用負担がない場合</li> <li>- 金型の保管コストを無償負担させた場合 など</li> </ul> </li> </ul>
<b>下請中小企業振興基準改正 (H28.12.14)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 人手不足や最低賃金引上げに伴う労務費上昇の影響を十分に加味して取引対価の見直しを協議</li> <li>- 下請代金の現金払い、手形の支払期間の短縮化に努める など</li> </ul> </li> </ul>
<b>「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」、 「価格交渉事例集」の改訂 (H29.1)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低賃金引上げ等に伴う労務費上昇の事例を追加</li> </ul>
<b>業種別下請ガイドラインの改訂・ 新設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16業種中15業種で、運用基準等を踏まえ、ガイドラインを改定（H29.1～3）</li> <li>・ 「食品製造業・小売業（豆腐・油揚げ製造業）」の下請ガイドラインを新設（食品関係初）（H29.3）</li> </ul>

取組	概要
<b>自主行動計画の策定 (H29.3)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8業種21団体で策定（自動車、建設、トラック運送業など）</li> <li>・ サプライチェーン全体での「取引適正化」「付加価値向上」</li> </ul>
<b>下請Gメンによる訪問調査 (H29.4～)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）を配置し、年間2,000件以上の下請企業ヒアリングを実施予定</li> <li>・ 下請Gメンによるヒアリングで問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックし、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請</li> </ul>
<b>&lt;運送業関係&gt;</b>	
<b>貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正（H29.5.31公布）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラック運送事業者に荷積み・荷下ろし開始・終了の日時等の記録の義務付け（H29.7.1施行）</li> </ul>
<b>トラック運送業の運賃・料金の検討</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運賃・料金の収受実態等に関するアンケートを実施</li> <li>・ 運賃と料金の範囲を明確化し標準貨物自動車運送約款等の改正を予定（H29.7に改正、H29.10に実施予定）</li> </ul>
<b>&lt;建設業関係&gt;</b>	
<b>建設業における社会保険加入対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な法定福利費を含んだ額で発注するよう、主要な民間発注者団体へ通知（H29.3.16）</li> <li>・ H29.4以降、国土交通省直轄工事において二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定</li> </ul>
<b>建設技能労働者の適切な賃金水準の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事設計労務単価を5年連続引上げ（H29.3.1適用）</li> <li>・ 労務単価引上げを踏まえ、国土交通大臣から業界団体へ適切な賃金支払い等を要請（H29.3.3）</li> </ul>

# IV. 支援施策等の実績等

## (1) 厚生労働省関係

平成28年度				平成29年度（4月～5月）			
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業							
専門家派遣・相談等支援事業 （最低賃金総合相談支援センター）	予算額	相談件数	専門家派遣件数	予算額	相談件数	専門家派遣件数	
	6.7 億円	14,488 件	6,124 件	6.3 億円	2,149 件	827 件	
業務改善助成金	予算額	交付件数	交付金額	予算額	交付件数	交付金額	
	31.1 億円	432 件	4.1 億円	24.3 億円	58 件	0.6 億円	
業種別中小企業団体助成金	予算額	交付件数	交付金額	予算額	交付件数	交付金額	
	2.5 億円	11 団体	0.5 億円	1.5 億円	—	—	
キャリアアップ助成金	予算額	支給件数	支給金額	予算額	支給件数	支給金額	
	410.5 億円	58,147 件	473.0 億円	670.0 億円	8,898 件	85.0 億円	
人事評価改善等助成金	—			予算額	支給件数	支給金額	
	—			39.1 億円	—	—	

※ 予算額は、事務経費を含む総額

### ○ 平成28年度第2次補正予算成立後の活用状況

28年10月～29年5月

- ・業務改善助成金（交付件数） 407 件 （前年同期比 202.5%）
- ・キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）  
（計画決定件数） 2,535 件 （前年同期比 218.0%）

※ 変更届による件数を除く。

(2) 中小企業庁関係（生産性向上に係る施策）

平成28年度

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画	認定計画数 18,242件	
革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金	予算額	採択件数
	763.4億円	6,157件
小規模事業者持続化補助金	予算額	採択件数
	120.0億円	14,905件
サービス等生産性向上IT導入支援事業	予算額	採択件数
	100億円	7,511件
戦略的基盤技術高度化支援事業	予算額	採択件数
	139.7億円の内数	113件

(※) 平成29年3月31日時点

○ 下請Gメン(取引調査員)による下請ヒアリング(H29.4～)で得られた取引条件改善の動き

項目	ヒアリング内容
原価低減要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このところ一律数%の原価低減の要請が来っていない(一部)</li> <li>・ 親事業者からの原価低減については、これまで口頭での発注総額の一定比率の原価低減方式から、個別品目ごとに書面で根拠を示されるようになった 等</li> </ul>
支払関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車産業を中心に現金払いになったとの声が聞かれるようになった(多数)</li> <li>・ 我が社はティア4であるが、今春以降、手形支払いが現金化された 等</li> </ul>
型の保管費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 型の保管費用の支払い、型の廃棄に向けた親事業者の動きが出てきた(一部) 等</li> </ul>

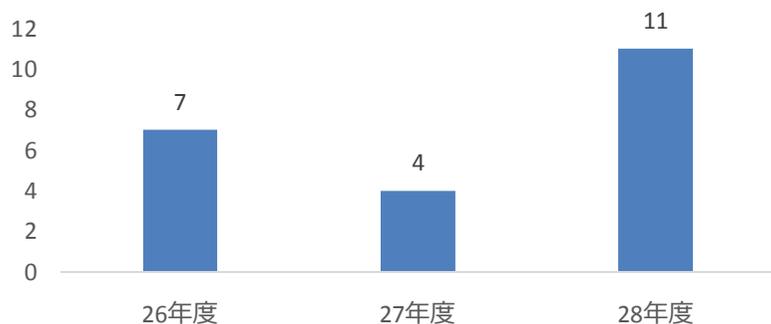
### (3) 下請代金支払遅延等防止法の運用状況(公正取引委員会関係)

#### (1) 勧告件数

・平成28年度の勧告件数は11。

< 勧告事件の例 >

(株) ファミリーマート：「開店時販促費」、「カラー写真台帳制作費」、「売価引き」等を支払わせることにより、下請代金の額を減額。(H26.7～H28.6) (下請事業者20名に対し、総額約6.5億円)



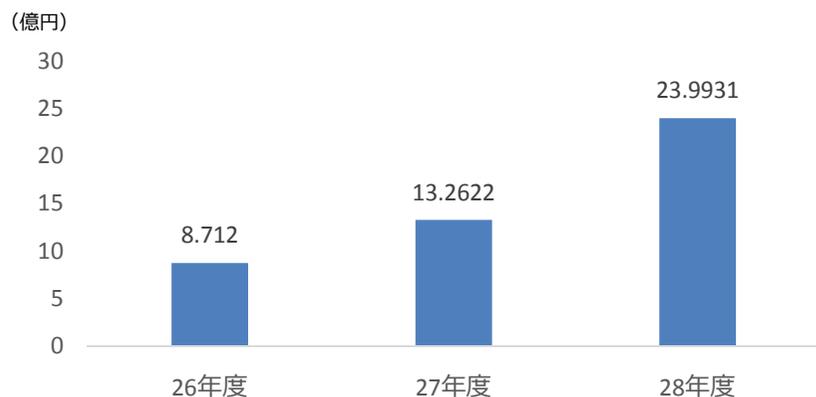
#### (2) 指導件数

・平成28年度の指導件数は過去最多の6,302件。



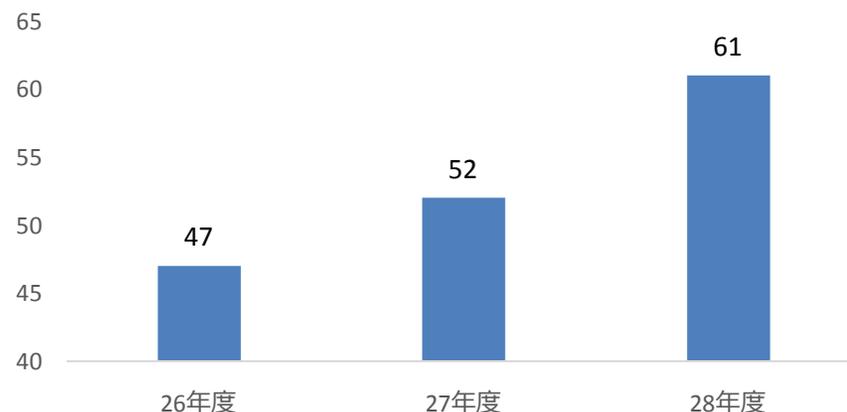
#### (3) 原状回復額の推移

・平成28年度においては、親事業者302名から下請事業者6,514名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額23億9931万円相当の原状回復が行われた。



#### (4) 下請法違反行為の自発的申し出

・平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申し出は61件で、申出件数は年々増加している。



## (参考) 総雇用者所得(名目)の状況

	総雇用者所得	対前年増減率(%)
平成23年	100.0	—
平成24年	99.2	-0.8
平成25年	99.8	0.6
平成26年	101.1	1.3
平成27年	102.1	1.0
平成28年	104.2	2.1

(出所) 月例経済報告(内閣府)より、厚生労働省労働基準局で算出

(注) 各年の総雇用者所得は、内閣府が公表している平成23年を100とした各月の指数を各年で平均したもの。

参考資料  
第2回目安に関する小委員会における  
委員からの追加要望資料

# 「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・ 小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」 に記載されている支援メニューの実績

(注) 金額は平成31年度当初予算額及び平成30年度補正予算額の合計  
括弧内は、平成30年度当初予算額

## 1. 賃金上げに関する支援

		予算額	平成30年度実績
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金上げを図りたい』	・業務改善助成金	12.4億円 (8.6億円)	870件
(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金上げに取組むための支援策を知りたい』	・人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）	60.5億円 (75.9億円)	1,590件
(3) 『設備等への投資を通じて賃金上げに取組むための支援策を知りたい』	・人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）	4.2億円 (なし)	なし
(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金上げに取組むための支援策を知りたい』	・キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10.1億円 (13.8億円)	968件
(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』	・中小企業向け所得拡大促進税制		117,332件 (H29実績)

## 2. 生産性向上に関する支援

		予算額	平成30年度実績
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』	・固定資産税の特例措置		22,011件
(2) 『経営の向上を図りたい』	・中小企業等経営強化法（経営力向上計画）		32,452件
	・中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）		14,143件 (H29実績)
(3) 『補助制度を知りたい』 ・業務の効率化などを支援する補助金等	・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	850億円 (なし)	11,989件
	・小規模事業者持続化補助金	200億円 (120億円)	18,082件
	・サービス等生産性向上IT導入支援補助金	100億円 (500億円)	62,901件

## 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

		予算額	平成30年度実績
(1) 『下請関係の改善を図りたい』	・下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	3.9億円	18件
(2) 『新しい取引先を開拓したい』	・下請取引あっせん事業	4,933万円	247件

## 4. 資金繰りに関する支援

		予算額	平成30年度実績
(1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』	・セーフティネット貸付制度（経営環境変化対応資金）		23,402件
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』	・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	42.5億円 (42.5億円)	44,215件

## 5. その他、雇用に関する支援

		予算額	平成30年度実績
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』	・建設事業主等に対する助成金	56.9億円 (45.0億円)	37,758件
	・人材開発支援助成金 ②建設労働者技能実習コース (※「建設事業主等に対する助成金」として紹介されている助成金の一部)	41.7億円 (30.6億円)	36,438件
(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』	・人材確保等支援助成金 ①雇用管理制度助成コース	12.3億円 (32.3億円)	11,695件
	・人材確保等支援助成金 ②介護福祉機器助成コース	27.4億円 (41.5億円)	1,700件
	・人材確保等支援助成金 ③介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	6.3億円 (17.7億円)	770件
	・人材確保等支援助成金 ④働き方改革支援コース	制度要求のみ (なし)	なし
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』	・地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	30.0億円 (34.1億円)	1,145件

## 6. 相談窓口・各種ガイドライン

		予算額	平成30年度実績
(1) 『専門家へ相談したい』	・働き方改革推進支援センター	76.3億円 (15.5億円)	約29,000件
	・特別相談窓口の設置	—	—
	・よろず支援拠点	41.6億円 (41.3億円※)	261,493件
	・下請かけこみ寺	3.5億円 (3.8億円)	8,381件
(2) 『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』	・支援ポータルサイト「ミラサポ」	33.3億円の内数 (32.5億円)	
(3) 『経営の向上のための各種ガイドラインを知りたい』	・下請適正取引等の推進のためのガイドライン		
	・中小企業の会計		
	・中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン		

※ 平成30年度予備費予算を含む